

研究紀要

第 2 号

(目 次)

論 文

- 近世歌謡流動の一断面
——『松の葉』飛騨組を軸に……………木 村 重 利 1
- 論衡の「骨法」観について……………嶋 田 勝 義 19
- 日本の古代的「呪術」小論……………川 合 光 也 27
- 否定詞 *nicht* の位置について……………糸 井 透 (1)
- 遅れ変数をもつ函数微分方程式の
Oscillation について……………福 田 豊 穂 (15)

研 修 会 報 告

- 私立中学校論……………新 宮 讓 治 33
- 教科書裁判についての報告……………永 澤 滉 39
- 独協中学における
標準学力診断検査の結果報告……………児 島 康 夫 42

紹 介 と 書 評

- Alessandra Nibbi : The Sea Peoples, A Re-examination
of the Egyptian Source……………大久間 慶四郎 (21)
- T. E. ヒューム著, ハーバート・リード編
『思索集』……………藤 本 義 信 (31)

1975

独協中学校・高等学校

—執筆 者—

糸	井	透	ドイツ語教諭	
大	久	慶	四郎	社会科教諭
川	合	光	也	社会科教諭
木	村	重	利	国語科教諭
児	島	康	夫	国語科教諭
嶋	田	勝	義	国語科教諭
新	宮	讓	治	社会科教諭
永	澤	滉	理科教諭	
福	田	豊	穂	数学講師

(五十音順)

近世歌謡流動の一断面

——『松の葉』飛驒組を軸に

木 村 重 利

序

元祿一六年（一七〇三）の序を持つ『松の葉』の本手組の中に「飛驒組」なる一曲がある。

- 1、弓矢八幡寝はせねど 寝たとおしやらば何とせうぞの
- 2、ひとつこし召せたぶたぶと 殊にお酌は忍び妻く れんぼれれつづのれい しよじやうにそはゞ れつづのれ
- 3、これの千代女が髪わけは 紫竹こだけに四つの櫛 加賀や越前美濃尾張 越後京根米粉河坂本で所望めされた
- 4、あすは出よすもの 船が出よすもの 思たげもなとお寝る殿御や あゝお寝る殿御や 飛驒の踊りを一踊りく
- 5、船の中には何とお寝るぞ 苦をしき寝に楯を枕に ひんだの踊りを一踊りく

第一歌は「弓矢八幡に誓って、あの方と寝たりしていないのだけれど、人が寝たか」といつてきかないもの、信じてもらえないならどうしようもないわ」と、世間のうわさに対抗する近世遊廓の世慣れた女の姿を髣髴とさせる。全体的には構えた遊女の強気が出ていて、遊女と客との間に交わされた戯れ歌かと思われる。

第二歌は、多少歌意にまとまりのとれない部分がある。謡い出しの

「ひとこし召せたぶたぶと」に祝儀の勲酒歌らしさが出ている。「れんぼれつづのれい」以下は一節切の譜を写したものであるが、銘町の戯態を重ねて表現し、しかもそれが囃子詞風に用いられて、全体を酒席の座興歌的色彩を帯びたものになっている。土佐踊歌「れんぼ」や綾子舞歌「菊の舞」に、「ことにお酌は花むすめ」「ことにお酌はよい姫子」などとあって、酌取りの女性を讚美し、勲酒の意を語ったのが、この歌本来であったようだ。「忍び妻」となったのは、やはり遊里を経過したことを物語っていよう。

第三歌も歌意に不明さが残るが、女性の櫛を男が求める歌は古く催馬楽「挿櫛」にあったが、どこかに脈絡があるうか。この女性は各地で男心を揺すったのか。加賀・越前・美濃と続く地名の列挙と「千代女」という女性名、それに謡いじりの「所望めされた」というあたりで、わらべ唄との交渉も窺われる。

貞享二年（一六八五）創刊の『大幣』の「ひんだ組」はこの第五歌は含まないが、『松の葉』の場合、第四・第五歌は歌意が連続していて組歌にふさわしく、明日は船に乗る男の身をいとおしんでいる。そして実はこの二首によって「飛驒組」の命名となっているのである。

三味線組と踊歌の関係の深さはすでに指摘されていることだが、「飛驒組」の第四・第五歌が「飛驒踊」なる踊歌としての前身を持つことは、謡いじめの「飛驒踊を一踊りく」の踊り囃子によって明らかである。

ここで飛驒踊なる踊歌に焦点が移行する。その前に、飛驒組、飛驒踊の「ひだ（ひんだ）」が果して地名の「飛驒」かという素朴な疑問にぶつかる。ごく素直には、飛驒地方を發生の地として栄えた踊り「飛

「飛踊」なるものがあって、その盛行による流行の結果、三味線組歌の成立にも関与したという推測が成り立つ。

三味線組歌の成立時期は、詞章面での創造精神よりも、三味線という新楽器への関心による新奇さが前面に押出され、その技能修得に専念していた時期であったよう^(註四)だ。従って、詞章面で歌謡史上に三味線組歌を位置付ければ、後期小歌時代・踊歌時代の中にこめることができる。三味線組歌(本手組)中、「忍組」「浮世組」とともに踊歌名をそのまま組歌名にしているのが、「飛驒組」なのである。

そもそも「ひんだ踊」というのは中世末から近世初頭の踊り流行期に、伊勢踊や木曾踊などと並んで盛行したらしい。その伊勢踊・木曾踊と並べてみると、「ひんだ」即「飛驒」と、やはり地名に由来すると理解しておくのが穩当のようだ。ただ、その場合でも伊勢踊・木曾踊が必ずしも伊勢国・木曾地方を発生地とするわけではないと同様、飛驒踊といってもその発生を飛驒国とすることではない。伊勢や木曾に取材し、その語を含んでいることで充分伊勢踊・木曾踊となれるのである。「ひんだ踊」も「ひんだ」の語を持つ歌を抱えての踊歌であったらしいが、各地の風流踊資料などで、この踊歌の詞章を検討してみると、「ひんだ」即「飛驒」とするには多少の疑問も生じる。さらには「飛驒組」の由来となった二首を考えても、踊り囃子を持つ以外は、詞章上全く「飛驒」と結付く必然性を持たない。するとその二首とても飛驒踊の詞章として本来的なものではなかったと思われる。ならば、飛驒踊の元歌ともいべきものはどのようなものであったのか、それがどのような変遷を辿って三味線組歌の「飛驒組」に到るのであろうか。その辺の流動の相を垣間見ようというのである。

一、狂言「靱猿」のひんだ踊

狂言「靱猿」にひんだ踊が謡われている。「靱猿」は狩りに行く途中の大名が猿曳きに出逢うことから始まる。大名は、日頃願っていた靱にかける適当な皮を猿曳きの連れた猿に求める。強引な大名に、覚悟を決めた猿曳きであったが、最後まで「おのれの命の失することをば存ぜいで」、芸の一つである舟漕ぐ真似をする猿の哀れさを訴えて許してもらう。その礼に猿に芸をさせ、そこにひんだ踊の歌が謡われる。

大名を言寿ぐ長歌形式の祝言歌があって、以下短歌形式の流行小歌風のものが続く。いずれも七五七五を基調とした中世末から近世初頭の流行歌で、まとめて「ひんだおどり」と呼ばれている。今、大蔵流の山本東書写本によって、その詞章(猿歌)を挙げる。

○猿が参りて こなたの御知行まつさるめでたき能仕る 踊るが手
もとたちみまやに 牧おろしの春の駒が鼻を揃え申せば 真如の
さえずり音楽の声 諸法実相とひびき渡れば 地より泉が相生し
て 天より宝が降り下る

○興がりきよくしゅんたり こなたのお庭をけさ見たれ こがねま
すにて米はかる 米はかる

○あすは出よすもの 舟が出うずもの おもたげもなく およる殿
御よ およる殿御は

○夜さの泊りはどこが泊りぞ 那波か坂越か室が泊りよ 室が泊り
よ

○舟の中には何とおよるぞ 舟の中には何とおよるぞ 苫を敷き寝
の梶枕 梶枕

○木幡山路に行き暮れて 月を伏見の草枕草枕

○これから在所まじや日が暮りようか 「与十郎」 片割れ月はイヨ
宵の程よの 宵の程よの

○松の葉ごしに月見れば松の葉ごしに月見れば「つっと出て月を見
よ月を見よ 取り直いて見よ取り直いて見よ」 しばし曇りてま
たさゆる またさゆる

○いとし殿御のござるやら 犬がほえ候四辻で 四辻で

○とどろとどろと鳴る神も ここは桑原よも落ちし よも落ちし

○あずま下りの殿は持たねど 風吹けとはさらに思はず さらに思
はず

○汲んだる清水で影見れば わが身ながらもよい殿御 よい殿御

○ひんだの横田の若苗を ひんだの横田の若苗をしょぼりしょんぼ
りと植えたもの 今来る嫁が刈ろうずよの 腹立ちや

○四角柱や角柱 角のないこそ添いよけれ 添いけれ ひんだの踊
はこれまでぞ これまでぞ

流派や伝書によって若干の詞章的相違があるばかりでなく、歌に出
入りもあって、歌数も区々である。例えば天正本は全くこの芸尽しの
部分を欠いているし、虎明本は三首のみの記載である。しかし、その
虎明本割注には「なかくはいくつもひんだのこうたをうたふべし」と
あって、記載の歌数のみしか謡っていないと断ずることはできず、上
演時の状況によって、いくらか増減可能であつたらしい。加えて同じ
虎明本の本文歌謡列挙の後に、「ひんだの踊はこれまで」とあること
によれば、ひんだの小歌なりひんだの踊はある一群の歌謡・踊りの総
称名として行なわれていた形跡が認められる。

既述のもの以外の「靨猿」の歌謡をあげる。^(註六)

○猿は山王 真猿目出たい 先ず着下しの春の駒が 鼻を連べて参
りたるぞや 白金黄金知行増る目出たきまじよ 飛驒の踊は一踊
一踊 (刊本)

○筑紫下りの西国船 舳に八丁鱸に八丁 十六丁の鱸掛を立てて
しもにん／＼の宝の中に 火取る玉 水取る玉 飛驒の踊は面白
や／＼ (和泉流)

○イヤ爰に寝ようか さて菜の中に いとど名の立つ菜の中に／＼
(名著文庫鶯流)

○三日月形の鎌欲しや 妻諸共に草刈らう／＼ (刊本)

○松が原とて梅はこそ 山に小松は絶えやらぬ (日本歌謡集成)

○イヤ釣瓶は九つ身は一つ／＼ 釣瓶を枕に桶を小蔭に／＼ エイ
(鶯流)

○一の幣立て二の幣立て 三の黒駒信濃とれ (大蔵流)

○船頭殿こそ勇建なれ 泊り／＼を眺めつつ (鶯流)

○かの又獅子と申すには 百済国より普賢文珠の召されたる 猿と
獅子とは御使者のもの 猶千秋や萬歳と 俵重ねて面々に 俵を
重ねて面々に 楽しうなるこそ目出たけれ (鶯流)

前述のものと含めて二十四首の猿歌には、『閑吟集』あたりの中世小
歌から近世初期に流行したものが多く見られる。一括してひんだの小
歌と呼び得るものであるならば、この猿歌の隆盛時の状況をそこに求
めることができるわけだ。

猿歌の中に「飛驒組」の歌謡と重なるものが拾えるのは当然として
も、両者間に直接の因果関係を求めることは容易でない。そこに介在
させたいものに風流踊として各地に伝承されてきた「ひんだ踊」があ

るが、その検討は次節に譲って、しばらく「鞞猿」の猿歌の吟味を試みたい。

まず「鞞猿」の狂言としての「笑い」がどこに存在したのかということである。天正本の記載を信じれば猿歌はないことになる。とすれば、大名が猿の真似をして太郎冠者に率かれて退場する終幕部の滑稽さが本来のものであったということになる。すると猿歌の部分は後代的な滑稽要素として考えなければならぬ。^(注七)一方、現在の諸伝本から

窺われる範囲での大勢的な物言いをすれば、「鞞猿」の見せ場が猿の芸尽し、つまり猿歌の部分にあったことも間違いないことである。

ここに、天正本に見られる通りの上演形態と、もう一端に猿歌の部分を山場に据える上演形態と両様考えられてくる。かといって、前者が本来のもので、前者から後者へと上演形態に変化があったと言いつ切るわけにはいくまい。ただ各流派・伝書によって、猿歌に出入り、数の多少があること、実際の上演においてもその時々で歌謡の数を増減してきたらしいことなどから、おそらく傾向としては徐々に芸尽しの部分を増大させていく方向にありながら、なお天正本にみるような形態での上演もあったという、かなり流動的な処遇にあったものと思う。換言すれば、猿歌の部分はその時々々の演者の技量・工夫にまかされ、ある程度の自由さもあった。そして、その自由さが時々々の流行歌の採用という形となつて、「鞞猿」に新鮮な興趣を添えていたのであるまいか。

猿歌全体について、総体的には中世末から近世初頭の流行歌と言えらるが、その採用事情といったものには、個々の契機と時代的なずれが存在するのであろう。それは「ひんだのこうた」全体に何ら統一的主

題のないことと、「鞞猿」の筋立てに直接的な必然性を持っていないこととで明瞭である。猿歌が時々々の流行歌謡を採り入れて、そこに新工夫を加わえていった形跡は窺えても、それらの歌謡全体を指してひんだ踊の「ひんだのこうた」としたこと、そもそも「鞞猿」とひんだ踊が結びつく要因が何であったのかややはり疑問として残ってしまう。一つ考えられるのが、「ひんだ踊」の踊りの面白さである。狂言中の興味は歌謡の詞章そのものよりは、踊りのふり、所作の面白さにあったのであろうから。しかも猿がそれをやるとなれば一層である。猿曳き芸の吟味とその変遷を辿る中で、狂言「鞞猿」との交渉を見た上でなければ、断定的な物言いは避けるべきであらうが、ごく自然な見方としては当時の状況として「ひんだ踊」の盛行があつて、それを猿にもやらせて門付け芸をする猿曳きがあつたと想定していいのだらうと思ふ。

猿歌中の長歌形式の祝言歌や祝福的詞章の若干のものは、既祝言から出たという猿曳き芸の祝福性を見せている。それは、もともと無理難題であつたとはいふものの、猿を差し出せという命令を撤回してくれた大名への祝福となつて、狂言の筋の運びの中にも溶け込んでいふ。おそらく猿芸本来の祝福詞章とそれほど違わないものであつたと思ふ。そして祝言の余興としての意味で「ひんだ踊」を猿にやらせていると考えられる。猿芸に沿つて考えれば、小歌ぶりのひんだ踊歌は祝言を離れて、大道芸としての歩みの中に吸収されていくであらう。

ただ猿歌に見るような長大な広がりを見せるひんだ踊歌の詞章には、かなり長期に渡る時々々の歌謡状況に照らしての吟味が必要とならる。しかし、「ひんだ踊」を探ることはもとより、成立当初に抱え

ていた本来的詞章を明確にすることは容易でない。多種多様なひんだ踊歌を含む猿歌には、元歌というべきものと新作物、他の謡い物からの借用、転用も含まれていよう。さらにこの踊歌は同時に他の踊歌や謡い物の中にも迎え入れられた形跡があるが、それとも一方から他方へという単純な伝承経路の想定ではすまない複雑さがある。

そうした伝承経路をさぐる前に、まず本来のひんだ踊の詞章をある程度明確にしなくては無意味であろう。その材料として、各地に伝承されてきた風流踊中の「ひんだ踊」がある。

二、風流踊の「ひんだ踊」

風流踊としてのひんだ踊の分布は、近畿地方を中心に、北は北陸、南は四国、九州にまで及んでいる。「全国風流踊り歌一覽」^(注八)には次の各県ものを明示している。

- | | |
|---------|----------|
| 新潟県(一例) | 福井県(一例) |
| 三重県(三例) | 滋賀県(二例) |
| 奈良県(三例) | 和歌山県(一例) |
| 京都府(一例) | 兵庫県(三例) |
| 徳島県(二例) | 愛媛県(一例) |
| 大分県(二例) | |

むろんこれにもれているものもあり、さらに伝承地不明として伝える歌本などによる報告もある。

さて、この踊歌の詞章はどのようなものであったのか。

兵庫県穴栗郡波賀町道谷の「ざんざか踊」の中のものなどは、この踊歌伝承中ではまず古い姿を止めたものと注目される。

○ひんだの横田のゆのせきで ぞんぶりぞんぶりと植えた田を 今
来る嫁に刈らしよかな 腹立や 今来る嫁には美しや

○ひんだの細道ものすごや 笠に木の葉が降りかかる 散りかかる
○ひんだの横田の加賀の瀬で 汲んだる水でかげ見れば よい女子
我身ながらもしほらしや^(注九) (本田安次氏『語り物風流』二)

含んだ歌が三首というのは、この種の踊歌の歌数としては少ないが、ともに「ひんだ」で謡い出しているところに古さを感じる。同じ波賀町戸倉に伝承されているものを比較の意味で挙げよう。

○ひんだの細道やものすごい かさに木の葉が散りかかる

○ひんだの横田の若苗は しょんぼり植ゑたる稲をここをはおいて
又くる姫に刈らしよかの

○袴肩衣たちぬいを 鬘をはおいて 今くる姫に縫はしよかの

○釣瓶は九つ身は一つ 釣瓶まくらにおきよかいの

○汲みたる清水で影見れば わが身ながらもしほらしや

○兵庫の石切や高やぐら さいとりたや姫づらを

(『続日本歌謡集成』)

道谷で伝える三首とも含まれているが、第五歌の「汲みたる清水」は「ひんだの横田の加賀の瀬で」の謡い出しを落としている。こうしたことから、踊歌の詞章の入れ換えの種相というものが浮きあがってくる。一つは何かの事情で、本来的に含んでいた歌詞の前半が脱落して踊歌名との脈絡を失った場合である。そして新しく採用する場合に、全く踊歌名を考慮せずに流行歌や新作を入れる一段階前には、何か一つの因果関係を持とうとしたらしいことである。戸倉のものでは第三歌の「鬘をはおいて」^(注一〇)がそれである。

とにかく、波賀町の二例のひんだ踊の歌詞を眺めてみると「ひんだ」に「飛驒」を想定してもよさそうな部分はある。両者に共通な「ひんだの細道」は山国の聯想を伝え、「木曾節」として広く膾炙していることと合わせて、木曾、飛驒の山合いの地域で生まれた詞章という推測を許す^(注二)。さらにもう一つは「ひんだの横田の加賀の瀬」が飛驒・加賀との地理的隣接による地名であった可能性もある。その「加賀」を「石川」として伝えるのが次の例。

和歌山県の雨乞踊のもの。「飛驒」の字は宛てず、「ひん田」となっているのは、この詞章に田の意識を強く感じてのことか。

○釣瓶は九つ身は一つ汲みやれ ひん田の石川でくんだる清水で影見れば吾身ながらも良い御方

○ひん田の横田の早稲苗をしほりしほりと植多置いて今来る嫁に刈らしよかな

○腹立やひん田の小藪で殿御を待てば鶯の声で呼ぶひん田小藪の鶯は妻に恋しと鳴くなり(『日本歌謡集成』十二)

戸倉の第四・第五歌を合わせたものを最初に据え、やはり「ひん田の横田」の詞章ももっている。第三歌は「ひん田」は含むが、この踊歌中に類歌は見えないもの。

滋賀県草津市上笠に伝わる「飛驒踊」、

○飛驒の横田の赤早稲をしよんぼらくと植たもの今来る嫁に刈さりよか

○飛驒の石川汲めども水が増 汲やれひだの石川を

○釣瓶は九ツ身ハひとつくもやれ飛驒の石川を

○爰は明さよ飛驒の姫 あげつばかいろよひだのひめ 指たる刀に

露がいる(本田安次氏『語り物風流』二)

ここでも三首まではまず共通。第四歌は「飛驒の姫」とひだを出しているが類例を見ないもの。やはり「飛驒の石川」とあること、演唱では「ひんだ」であったかもしれないが、「ひだ踊」と伝える点に注目したい。

次のものは「京都府相楽郡か伊賀」として明確な伝承地は不明であるが、下草踊なるものの音頭本(日本歌謡研究、第三号)に載せる「ひむ田おとり」は五首の歌を挙げている。

○ひん田のし水で陰見れハハハ 我みながらもよいおなこく

○ひん田のよこ田のわか苗をく しよんほりくと植た物 今くる嫁にからそもはら立や

○さふとめハハハ つるへハ九ツみハハハ つるべを枕におかけに ○わこりよ浮せて飛田おけをちこしなの売廻る

○明日ハしよすもの舟かしよすもの おもとけしおよせもの

やはり前半三首は他所のものと重なる。ただその中の一首に「さふとめハ」と謡い換えていることと、やはり踊歌名を「ひん(む)田」と伝えていることは、この踊歌と田植歌などの交渉を窺わせる。また第三歌の「つるべを枕におかけに」に続く第四歌の「飛田おけ(桶)」の歌には「ちこしなの売廻る」とあって、山国飛驒の木地師の行動圏を示すものであろうか。そして第五歌は多少歌意に不明瞭さも残るが、「靉猿」の猿歌の中にも「飛驒組」の中にも収録されているもの。この歌をめぐっては、豊後踊との関係で後述したい。

下草踊のものに「飛田おけ」とあったように、この踊歌名のひんだ(ひだ)に「飛田」と宛てているのが三重県飯南郡松尾村西野の鼓踊

の中のものである。(本田安次氏『語り物風流』二)

○飛田の横田の若苗をくくしよぼらくと植たものくく

入歌 (コノマチハ大ノマチデウエタレド
ウトクレドマダマチ中ニオル)

○今来る嫁に刈らそかよくつるべは九つ身は一つく

くんだる清水でかけみればく我が身乍らも羨めしやく

○墨と硯のそばに寝てく身をは染めたよ墨染にく

長い刀をからでさすくこななるまいからがなつく

○横田川原の川中でく小判くりよとささやいたく

四方四面の倉を立てくあれが飛田の名主かよく

「飛田」と表記したのは、この踊歌の代表歌(元歌)と思われる「横

田の若苗」や「植える」刈る」といった語に田の聯想を強くし、それ

と「飛驒」は結びつかない、不都合だと感じた結果の書き換えである

うか。ここに合理解、新解釈がある。後半二首は類歌をもたないも

の。特に第三歌は「通り細道に粟きび植えて逢わず戻れば気味悪い」

式の信仰とは無縁の戯歌的系譜(註二)に立つもので、その辺からも、ひんだ

踊の詞章としてはかなり伝承的に崩れた姿と見得る。そうした中で第

一歌、第二歌を捨てきれずにいることが、それらの詞章とひんだ踊の

因縁深さを物語っている。

西野の場合、「飛田」が「ひんだ」ではなかったかもしれない可能

性もある。三重県一志郡阿坂村の鼓踊の明和三年(一七六六)の書写

年号を持つ『鼓踊扣』(本田安次氏『語り物風流』二)では踊歌十七

番を書き取った、その最後に「とんたおとり」と明記して次の歌を伝

えている。

○飛田の前田の青苗をさらりくと植えさして早来る秋に刈らしよ

やれ

○飛田の前田の花ざかり今を盛りと見事やれ

○飛田の前田の秋日和いつより静か度目出度かれ

○飛田の前田の稲刈はさても揃たりよい男刈りも刈りたる四十五束

○飛田の前田の榊つきは榊はさてをき箕で量る

此処に寝らりよか刈田の中で稲を敷寝に畦枕

すべて「飛田の前田」の謡い出しを持ち、苗の植付けから、刈取

り、倉納めまでを謡って厳然たる統一を見せている。まさに収穫感謝

の豊年踊の詞章にふさわしい。「ひんだ」か「とんた」か、そこには

伝承歌謡の、表記による伝承になったが故の混乱がある。その混乱の

糸を正すに、「ひんだ」が「飛田」と記され、やがて「とんた」となっ

たという道筋と「とんた」から「飛田」、そして「ひだ」「ひんだ」

から「飛驒」へという変北の過程が考えられる。ただ『鼓踊扣』の場

合、この類の歌本が明治・大正期のものが多い中で、比較的その書写

年時が古いとはいえないものの、この踊りが成立したと思われる中世末な

り近世初期のものでないことと、他のひんだ踊の詞章と比較してあま

りにも整い過ぎ、類似の伝承がないことなどから、かえって後代的な

整理整頓が加えられたとみて、一応前者の経路で捕えておくのが妥当

のようである。

三、ひんだ踊の元歌

ひんだ踊の詞章として播るぎないのは、「ひんだのよこたの若苗」

や「汲んだる清水で影見れば」に「釣瓶は九つ身は一つ」の入り組ん

だ詞章が認められるのである。この三つを仮りに「ひんだ歌」とし

て、もう少しこの踊歌の追跡、検討を加えてみたい。

徳島県名東郡佐那河内村の神踊では「貧田」踊としている（檜珠司氏報告 民俗芸能、四八号）。「飛田」が飛び地の田とすれば、これは稲のよく稔らない貧弱な田、やせ地の田というような合理解であろうか。

○貧田の横田の植田早苗しんぼりくくと植た早苗 イヤ後とる嫁に

刈すものく 腹立ちやく

○貧田の清水水つるに つるべは九つ身わ一つく 釣瓶を枕に手を懸てぞく

○ヤ釣たる清水で尻見れば 我見れば我身ながらもよい女子く

○ヤ明日は出ずもの舟は出ずもの おも影もなる及ぶところやく

○ヤよさの泊りわ何処が泊りぞあさましや 室が泊りかや扱てわ尾

上か高砂かく

多少の相違はあるが、まず前半は「ひんだ歌」三首が並ぶ。後半もひんだ踊の詞章として、猿歌から三味線組歌へと連れるもの。前掲の下草踊の「とん田踊」中にも含まれていた「明日は出よずもの」もひんだ踊歌として根強いものらしい。ただこの海歌的聯想の強いものと田歌らしき前半の歌とは異質すぎる。当初から両者の組合せであったとは思われない。

同じく徳島付近と想定されながらも、明確な伝承地を伝えていない『神踊本』にも「ひん田踊」がある。「慶応三年丁卯八月吉日」の年月日を持っている。「八月吉日」はこの踊りの行なわれる時期と重なるのであろう。まだ刈入れを終えていないだらう時期である。豊年予祝踊りの意味が考えられる。そこに収録されたものは、すべてが「ひんだ歌」である。海歌的な詞句の混入はない。もう一つは同じ四国は

愛媛県川之江市金生町山田井の雨乞踊として伝承されてきた「ひんだおどり」もひんだ歌三首のうち「ひんだのよこだのわかないを」と「つるべは九つ身は一つ」の二首を伝えるのみである。福井県敦賀市池河内の太鼓踊の「ひんだ」踊の詞章も同様に「ひんだの横田の横町を」「ひんだの清水でかげ見れば」と三首中の二首を伝えている。

現在のところ「ひんだ踊」の北限かと思われる新潟県佐渡郡河崎村久知の八幡宮祭典に踊られる花笠踊の「飛驒踊」の詞章、

○この世は弓矢を守る神イヤイヤ本地は衆生をすくふ阿弥陀仏あり

がたやありがたや

○八幡やはたの社頭やおわとしまさりイヤイヤ三河内ちちん神はいよま

す 氏子繁昌に国土平らかに

○飛田の横田のあさ苗をイヤイヤしんぼりしよぼり植あつけてイ

ヤ今この秋に刈らうぞ嬉しやうれしや

○釣瓶九つ身は一つイヤイヤ釣瓶を枕におけこうかけにおけこうか

(注三)
げに

四首の内、後半の二首はひんだ歌。前半の二首は八幡宮の祭礼歌としての独自の創作によるものであろうか、他に類例を見出せない。詞章的にもそれほど古さは感じられない。ただ三味線組歌の「飛驒組」の第一歌「弓矢八幡寝はせねど」の歌と何らかの脈絡がありそうである。ここにみられるような八幡宮の神徳をたたえた祭礼歌としての詞章が近世遊里歌の刺激を受け施されて、三味線曲的改作が「飛驒組」の第一歌となって、その残骸をとどめているのではないかという気もする。さらには、ひんだ踊の成立には八幡信仰が影を落としていくに思われる。資料的な証明は今後の問題として残さざるを得ない。

得ないが、この歌の伝播には八幡信仰を持ち歩く修験者の力が介在してはいまいか、そしてこの踊歌の田植歌的詞章は八幡社に伝わる御田植神事などに母体を持つものかもしれない。^(注一四)

ともかく、ひんだ踊なるものがやはり「ひんだ」云々で始まる（あるいはその語を含む）歌で構成されていて、それ故の踊歌名であったことは動かない。「ひんだの横田の若苗を」の詞章がその代表で、それに続いては「くんだる清水で影見れば」「つるべは九つ身は一つ」の詞章が元歌ともいべきものであったようだ。

この踊歌は一大流行したらしい。前述したように北陸・近畿・四国・九州に広がっている一方、都の芸能とも作用し合ったようである。「業平躍十六番」はまさに「ひんだ歌」三首を含み、また宇治加賀掾の『竹子集』『花山院千世松ばんぜいらくのまひ』、近松の「兼好法師物見車」などにも採用されている。三味線組歌の「飛驒組」などもこうした中で形成されたものと思われるが、そこには「ひんだ歌」が一首も含まれていないのである。

「飛驒組」にひんだ歌が含まれていないのは、「ひんだ横田」一連の詞章が持つ田や水の信仰的要素がそれを妨げているらしい。三味線歌謡に、田や水の農耕的、信仰的要素は無縁である。従って、ひんだ踊の本来的詞章である「ひんだの横田」の歌詞などが捨象されて、第二次・第三次の詞章ともいえるものが組み込まれて「飛驒組」が成立したと考えられる。

一体、「ひんだ」は果して「飛驒」なのであろうか。なるほど各地の風流踊歌名に国名を付けたものは多い。例えば常陸・相馬・相模・駿河・信濃・越後・加賀・美濃・尾張・越前・若狭・三河・豊後・日

向など国名を冠した踊名は故拳にいとまない。してみれば「飛驒踊」があってもおかしくないが、「ひんだ」を即「飛驒」の国と置換えることが本来的なものに叶うのかどうかは別問題である。

四、「ひんだ」の意味

三味線組歌の「飛驒組」ばかりでなく、風流踊歌の「ひんだ踊」も多くは「飛驒（弾）踊」と明記して、その意識で伝承しているから、「飛驒」と受け止めてからの伝承も久しいようだ。実際、すでに検討したように山国飛驒を聯想させる詞章もあったし、地理的に隣接の加賀や越前との交流が生んだような語句（地名）も含まれていた。

ところが一方では、一概に「ひんだ」即「飛驒」とは言えない部分もいくつかある。まず何よりも元歌かと想定した「ひんだ歌」三首が山国飛驒に結付かない点があげられる。また国名を踊歌名とするものが名所踊といった趣があるのに対して、そうした詞章を全く含んでいない。

そして「ひんだ」の表記上の問題である。むしろ「飛驒（弾）」と明記したものが多くが、「ひんだ」の仮名書きは別にして「飛田」を「とんだ」と読ませる外、「ひん田」^(む)「貧田」の表記もあった。してみると、やはり「飛驒」をあてるのは後のことで、「ひんだ」は何か田に関連しての呼称ではなかったか。それが他にも国名を伝えた踊歌があることから「飛驒」と解されて伝えられるようになったとも考え得る。ただ「ひんだ」が飛驒国でなくとも「横田」と並んで小地域を指す地名のようでもある。もっとも「横田」は横の田、横にある田の意味であるかもしれない。「ひんだの前田」とあることもあって、

前の田、前にある田と並ぶのであろう。つまり、「ひんだ」を基準にしての横田・前田なのである。

ひんだ踊の詞章が田植歌系統の詞章と何らかの交渉を持つてであろうとは、予想されてきたことだ。三重県一志郡阿坂村の「とむたおどり」は、豊かに収穫を予祝しての主題的統一を見せ、体的にも整然たる組歌となっていた。そこには信仰的要素（予祝性）が厳然としてゐる。一体に、雨乞踊にしろ豊年踊にしろ各地に伝承された風流踊は農耕習俗、稲作への信仰に根ざしてゐないものはないので、詞章上にそれを色濃く残してゐるのは当然なのである。稲を謡い、水を謡うのはその根本である。

実際に田植歌中に、この「ひんだ踊」の詞章と交渉のありそうなものを求めることもできる。『俚謡集』に載る島根県の苗取歌の「おいなり様の汲んだる清水でかげ見ればさもやつれたわがみ」を挙げるまでもなく、田植歌の一つの主題は「水」「水鏡」である。苗代や植え田の水に姿を映して見ることは、田植えに臨み、田に降り立つ晴れ姿の仕上げである。田植歌に謡い込まれる「早乙女の化粧」歌と一つながりである。さらに「ひんだの横田」は「若苗」「植えた」とあって、田植えそのものを謡っている。

田植えは一つの神事であり、儀礼である。その習俗をみると、舞田や車田、三角田、花田などの特別神聖視されている田があって、一般の田の植え作業の前に、特別の行事（神事）がその田で行なわれる。そうした特別な田の一つに「ひだ」なり「ひんだ」がありはしないかと思つてゐるが、いまだ行き当つていない。^(注一六)今のところ「ひんだ」の意味を割り出す決め手を見失つた恰好であるが、もう少し風流踊の中

でひんだ歌伝承の種相を追つてみたい。それは、この踊歌と密接な関連を持つと思われながら、他の踊歌名で伝えられたものがあることである。

書写年時・伝承地とも不明の唄本であるが『宇謡』なるものがある（日本歌謡研究六）。その中に「雨の踊」が伝えられている。

○雨かふりはしだりくといさぬれハ 戻る我宿

○比田の横田の若苗をしょぼりくくと植置て 又くる嫁にからしゃしゃふ

○今程めてたいよの中にいさよろこひにまた踊

雨降りを謡つて、雨乞踊の詞章としては全くふさわしい第一歌と雨を賜わつて喜びたいという予祝を込めたため第三歌にはさまつてひんだ歌がある。ここでは「比田」とある。「しよぼりく」が雨降り、雨にぬれた様を形容する言葉であることから、この「雨の踊」に組み込まれたと早急には結論し得ない。「ひんだ横田」の歌は「しよぼりく」の一語が欲しいための詞章であつたかもしれない。「水」や「つるべ」を謡う他のひんだ歌にしても、雨乞踊としては当然である。

雨乞踊は行なわれる時期的重なりもあつて、豊年踊の意味も持つ。さらに牛馬の供養と五穀豊穰を祈願する中国地方の供養田植をあげるまでもなく、田植の神事とも目的の点で軌軸は一つである。水や稲を謡うのは共に共通の囀目であつたからである。

次には「平野踊」「平ら踊」とあつて、ひんだ踊を伝えている例。

徳島県阿南市桑野町の神勇踊「平野踊」の詞章（日本歌謡研究八）は

○けさの吹き船はどこがとまりぞ あまが崎かよむろがとまりか

さてわはりまの高砂か

○平の習かをもしろや　いくさ見懸て矢はと殿立

○平の横田の若苗をしょんぼりくくと植た物　今入嫁が刃ず物はら立や

○つるべは九つ身ハ壱ツ　たすき取間もないぞやつらやの

○平のし水でかげ見れば　我身乍もやつれはてたの

後半三首はひんだ歌。第一歌は船歌的聯想を持つ第二次ひんだ歌とも呼べるもの。第二歌のみがこれまでに類歌のなかったもの。同系統のものとして、同じく徳島県に伝えられた踊歌と思われる『阿波踊』中の「ひんら踊」を挙げ得る。収録順序に相違があるが、前掲のものと同じ五首が並ぶ（日本歌謡研究六）。

他に『神踊歌本』にも「拾壱番平野踊」とあって若干の相違はあるものの同じ五首を伝えている（日本歌謡研究二）。また大阪府岸和田市塔原の太鼓踊の中にも「平野踊」が伝えられているといふ。^(註一七)

「ひらの」「ひんら」「ひんだ」と並べてみると、一方から他方へと、伝承の間に踊名まで変化してしまつたと考えてよからう。少なくとも徳島県辺では「ひんだ」ではなく「ひんら」「ひらの」として伝えられていたらしい。^(註一八)ところが同じ四国の高知県安芸郡安田町の「土佐踊」（『巷謡編』上）では「みづくみ」としてひんだ歌を伝えている。

○くんだ清水でかげ見れば　わがみなながらもよいをなご

○つるべ九ツ身はひとつ　つるべこきあげてつまをしきねに

○いとしとのごの水をくむには桶もよいをけよいひしやくしみづくのうはずみを

○にくいやどの水をくむにはをけもやぶれ桶やぶれびしやく駒の蹴上げのたまり水

○鮎は瀬に住む鳥は木に棲む人の情のかけにすむ
近世以来の流行歌の詞章を最後に据えていることを除いては二首のひんだ歌も含めて「水汲み」の主題にかなつた詞章を並べている。

広島県尾道市原田町の「花おどり」では「つるべ踊」として伝えている。（『広島県の民謡』）

○釣瓶九つ身は一つ　よもやれ豊後の石川で　汲んだる清水で影見れば　わが身ながらもしおらしや

○豊後の横田の早生の稻　しよんぼりしよんぼり植糸おいて　植糸ばかりで葛かづら　かづらばやしで夜が明けた

瀬戸内海を挟む地域では「ひんだ踊」ではなく、他の名で呼んでいるのである。もう一つ、次のものは伝承地不明のものであるが、慶応三年の書写年号をもつ『雨請踊り本』（日本歌謡研究三）では「九ツをどり」として伝えている。

つる　ハ九ツ身はひとつ　くもれやひんだのいしよ川を　ひんだのよこだのわさわせをしよんぼりしよぼりとうへをひて　あとくるよめにからしよものく

「みづくみ踊」「つるべ踊」「九ツ踊」と、ともにひんだ歌中の印象深い詞句を取っての命名であることにかわりない。

そして尾道市原田町の「つるべ踊」ではひんだ歌が「豊後の石川」「豊後の横田」と謡い出していることは注目すべきことだ。それは猿歌の「飛驒踊」の歌や「飛驒組」に見え、風流踊「ひんだ踊」のいくつかにも見えた「明日は出よずもの」が一方では「豊後踊」として伝えられる一首であることも合せて「ひんだ踊」と「豊後踊」なるもの交渉の浅からぬことを暗示している。

五、「ひんだ踊」と「豊後踊」

「ひんだ」が山国「飛驒」であるとするとなおさら、そうでなくとも「田」の聯想を深く伝える「ひんだ踊」の中に海や船が謡われるのは不釣合である。「ひんだ踊」本来の歌詞ではなかったと思われる。

ひんだ踊歌中、船や海の聯想を伝えるものの代表が「明日は出よずもの」の歌である。そして「飛驒組」ばかりでなく、同じ三味線組歌「腰組」にも、「一夜ふた夜と馴れ染めて明日は舟づる何とせうぞのうらめしや」となっている。この「一夜二夜」はかなり流行したもので、和歌にも「和国」にもとられていたが、早くは隆達小歌に、

○豊後や薩摩の殿達に〜一夜二夜とよ馴れそめて明日は舟づるなとせうぞの恨めしや

とあって、実はこれが一つの鍵を提出してくれる。「明日は出よずもの」の歌が隆達小歌に見られるように「豊後や薩摩の殿達に」という謡い出しを持つことが、本来の歌詞であったとすれば、「豊後踊」のそれとしてふさわしいと言える。ただし各地の風流踊の「豊後踊」の中で「明日は出よずもの」を見てみると冠頭に持っていたらしい「豊後や薩摩の殿達に」は捨てたものばかりが伝えられている。それは他に「豊後」を入れた詞句で豊後踊の第一首を組織したことと、「明日は出よずもの」の部分にこの歌の感慨を強く受け止めたからである。

ここで、二、三の豊後踊の歌詞を眺めてみよう。「踊唱歌」（日本歌謡集成六）の中の豊後踊をまず挙げよう。

○豊後習ひかしとうるはうをの情はそはないもの〜

○あすは出よずもの船が出よずもの今宵ばかりのお手まくら〜
○船は出て行く身はここに せめて見戻せやほの權〜

○豊後の国を今朝たちて今の明石の浦へつく〜

○晩の泊はどこが泊りぢや灘や薬師や室がとまりぢや

「豊後」の謡い出しを持つ歌を第一歌に据えて、第二歌に「明日は出よずもの」があるほか、すべて海や船に関連した歌が並んでいる。

ひんだ踊との関係であげた「平ら踊」を含んでいる『阿波踊』の中にも豊後踊がある。

○ぶんどくだりとのほもたねど さつまくだりの女郎は持たねと今ハふんこともあつく〜

○ふこのともをもたしだから今はははくのうらへつく〜

○しはくの浦をもだしてから今ははりまの浦へつく〜

○浜この浦をもだしてから今ハ塚の浜へつく〜

○あら見事な浦浜やここてよろつのあきないしやよ〜

○宿のおたまニめかついておかミの事ハさらにおもはん〜

○たかす小女郎がおてまねくしやれ〜トまねけともほあしならね

ばよそきく〜

やはり海辺の聯想を伝えている。明確なひんだ踊との関係は持たないようだが、第一歌は隆達小歌の「豊後や薩摩の殿達に」と脈絡がありそうだ。ここでの特徴としては、全体の歌詞に連続性があり、叙事的ですらある。

次のものは、すべて「豊後小浜」と謡い出し、しかも同発想の歌を並べている。前掲の『雪謡』の中の豊後踊である。

○豊後小浜へ松植て〜 何に付ても待恋し

○豊後小浜へ竹植てく 何ニ付ても竹恋し

○豊後小浜へ菊植てく 何ニ付ても菊恋し

「豊後小浜」とあるところに、いくらか海辺の聯想が窺われるが、それよりも松・竹・菊を並べ、祝意を盛ったあたりはかなり意図的で後代的色彩が強い。あるいは松・竹・菊は恋しい女性の名をかけているのかもしれない。いずれにしろ豊後踊の詞章としては特異なものと言える。

もう一つ、これもまた系統的には別の経路をもつらしい豊後踊。

『雨乞踊哥・同女郎哥』（日本歌謡研究七）の中のもの。

○ハアア爰ハ山影森の下ぞ ハウ月夜鳥ハいつもなく

○いそべの千鳥自恋ハ ハア舟様みれはたちさわぐ

○身のふみにこそ君おもをもへ ハア恋じにしてはなとしよによ

ハアイヤおもひは増と忘れハしよまゑ ハアあの君様のおなさ

けを

○尾花まねくくづ葉ハうらむ ハア八重女郎花うねるなよ

第一歌は旅の聯想を伝えるが、わずかに第二歌あたりに「舟」の語がみえる。

豊後踊の分布を現在報告されている資料に限ってみてみると、四国の四県に多く、他は兵庫・和歌山・広島各県、そして「筑後豊後踊」の名で三重県に、さらに九州は長崎県に一例報告がある。これをもって豊後踊の発生を四国に限ることはできないにしても、ひんだ踊の分布と比較しては、その伝承範囲は狭いといえるし、一つの傾向がある。

それに豊後踊と「海」なり「船」、つまり海辺の聯想は切り離せない

いように思う。この海歌の詞章を持つ豊後踊がどのような契機でひんだ踊に迎え入れられたのか。それはひんだ踊の伝承性の強さという問題になる。

一つには踊りの所作に起因していて、踊りの面白さ（そして流行）が多くての歌詞を吸収したとも考え得る。それにしても、特に豊後踊と濃い交渉を持っていることの解決にはならない。

そこで考えられるのがひんだ踊の機能である。その発生的基盤が田植歌あたりとすれば、田植歌の祭式歌組織の上で「水」とともに「舟」も不可欠なものであったし、また伝承的機能面である雨乞歌の側面からすれば、水との関連で「舟」や「浜」などの海浜用語を吸収する要因が根本的に存在したとも言える。

ひんだ踊の狂言「靱猿」への採用の契機はこの踊りの流行が下地になつてゐる以外に、この踊歌の海歌的詞章とも因果関係を持つらしい。「靱猿」の歌謡中、祝詞のものを除いた猿歌のひんだ踊歌現存のものは、各伝書刊本を通じて二十余首ほど拾えるが、その内「舟」に關するものが四首を数える。確かに猿回しが一般には既祝言のものとして知られているが、舟とも何らかの關係があつたことを示しているのであろう。そこに「櫓漕ぎの芸」も演じられる妥当性があつて、海歌的ひんだ歌が供されたのだと思う。仕業と歌詞とが結びけば、より興趣の増すのは道理で、そのことから第一次ひんだ歌である「ひんだの横田の」の場合は、田植との所作を演じたりすることにもなつたのであろう。

猿芸の中に「櫓漕ぎ芸」があつたということが、直接ひんだ踊に海歌的詞章が採り込まれた契機であつたというのは早計にすぎるかも知し

れない。海歌的詞章のひんだ踊の歌が先行しての「樽漕ぎ芸」であったとも考えられる。しかも海歌的ひんだ歌が狂言に至って採り込まれたというのではないらしい。

ひんだ踊の詞章としては、ひんだ歌に代表される田歌的なものが本来的なものであったことはこれまでの検討で十分であろう。一方第二次的ひんだ歌とも呼び得る「明日は出よずもの」に代表される海歌的詞章についても、かなり早くにひんだ踊入りを済ませていたらしいことも確認済みである。そうして、実はその海歌的ひんだ歌は豊後踊として出発したのが本来であった。それがひんだ踊に吸収されたのは、どのような契機が存在したのか。

ここに関連して、もう一つ持ち出してみたいのが「女郎踊」なるものである。女郎踊なるものは、風流踊の中の小踊名ではなく、もっと総称的なものであったらしい。前節でも引用の「全国風流踊り歌一覽」をみても、女郎踊が「豊後踊」や「ひんだ踊」と同列には並んでいない。わずかに「小女郎踊」とか「女郎御の踊」「面白の小金女郎」といったのが見えるだけである。結論めいたことを先に述べるならば、「豊後踊」も実は総体的な意味で女郎踊の一つであった。

既にいくつか検討してきたように、豊後踊の詞章は一つの系列で捕えることはできないのだが、共通して言えることは舟や海辺の聯想を持ち、さらには旅を謡っていたのである。抒情の面からすれば「旅の哀歎」であり、「惜別の情」といったものであった。代表歌とも言える「明日は出よずもの」などはまさに「別れ」を前提にした女の切無い恋情が謡われているのである。その成立背景を支えているのは、港々を渡り歩く船乗りと港の女の情感である。そこに集約され得るも

のがつまり女郎踊の詞章なのである。

ここでもう一度『雨乞踊哥・同女郎哥』を持ち出してみたい。「安政三辰七月」の年号を持つ。解題にもあるように、雨乞踊と女郎踊との相関性については伝承地とともに不明というはかないが、「いりは、若衆踊・お竹踊・女郎踊いりは・阿弥子踊・豊後踊・才哥おとり」という収録順序によると、「お竹踊」までが雨乞踊・以下が「女郎踊」かと思われる。つまり豊後踊が阿弥子踊・才哥おとりと並んで女郎踊の中の一つと数え得るのである。ともに旅の聯想が強く窺え、恋情の溢れたものという点で共通している。しかも船や海浜も謡われている。そうした点から考えてみると、女郎踊の詞章というのはまさに女郎の物言いを仕立てての歌であり、女の哀しい恋情はむろん、そこに「別れ」が介在する故に、山路や海路を行く男への惜別から「旅」の歌的な要素も色濃いのだと思われる。この女郎踊が雨乞踊と密接な関係にあったことは、前記のような両踊歌を並記した唄本が率直に語っているのであるが、ともに「水」への聯想につながる詞章を持つという点での流用があったためと思われる。ひんだ踊歌に女郎踊の代表歌とも言えるほどの豊後踊歌が混入した根底はそれであった。そして信仰的詞章とも言えるひんだ歌のあとに、余興的、もどきの意味で女郎踊の歌が付加されていたものであったらしい。それは、これもすでにあげた阿波踊の中の「ひんら踊」を見ることによって明らかである。

「ひんら踊」の名のもとに収められた歌数が十首あるが、それを仔細に検討してみると必ずしもこの踊歌名に統合されるべきものばかりではない。第一首が第二次的ひんだ歌とも呼べる海歌的なものである

が、そのあとに「セメ」として、太鼓の口拍子を入れていた。そして「ひんら」の名にふさわしくは第二首目の「ひんらならいかおもしろや」に続く四首であり、その内の三首はひんだ歌である。次に、ひんだ歌の最後の詞章に続けて「女郎や踊入れは」として、「とのごは女郎やおさかもり」以下の五首を並べているのである。ただその五首がすべて女郎歌的なものばかりとは言えないし、舟や海といったものとの特別な脈絡は特にないものであるが、つまり女郎踊に用いられる歌の範疇には置き得るものなのであろう。

第一歌の「けさのお船はどことまりぞ」がやはり女郎踊の「豊後踊」の詞章であったことは明確で、「ひんら踊」（ひんだ踊）に採り込まれた时期的早さからか、付加的役割が昇華した結果、その本来の役割を他の女郎踊歌に譲り、新しく前座的役割を担って最初に据えられたものらしい。そして「セメ」（太鼓）があつて「ひんら踊」の演唱に入ったということは、第二首以下に「ひんら」の謡い出しを持つ詞章が並んでいることでも明確である。

「ひんら」か「ひんだ」か、ともかくこの踊りは雨乞踊として伝承されてきたものである。そして「まはりうちせんじよの踊」といった「ひんら踊」の説明をみると、何か祭場へ向かう道歌的役割も感じとれるのである。従つて、ひんだ歌、三首なり、これに二、三付け加えらるかもしれない本来の「ひんだ」の踊りの詞章では時間的に間に合わないとか、反復的演唱に飽き足りなくなったところや供されたのが、恋情を謡つて興味ある女郎歌であつたのだと思う。ただ雨乞い（豊作祈願）という目的にいくらか叶うということで、海や船を謡つて、水との脈絡を求め、さらには道歌としての機能に合せては旅の聯想を伝え

る豊後踊などは、まっさきに迎え入れられた詞章ではなかったかと思像できるのである。

結 び

これまで述べてきて、一応現段階での結論めいたものを明示すべきなのであるが、結局これといった敵然たる決め手は持ち得ずにしまつたようである。「ひんだ」の意味についても、まだまだ検討の余地が残されているのである。

「飛驒」とする従来の考え方にいくらか疑念を抱いて、田植習俗などのかかわりで切り込んでみたが、結局解決がつかなかった。確かに「飛驒」から離れた部分もあつたが、雨乞踊の詞章としての伝承を考えた場合、その祭場は山に設けられることが多いように、雲を巻いた山はすぐにも天から雨の恵みを期待できる聖地としての印象を人々に抱かせる。そこに山国飛驒が想定をされたとみれば、飛驒説もまだまだ捨て切れない。実際伝承過程では「飛驒」を念頭に置いていた時期もあつたのであり、猿歌の「飛驒踊」や三味線組歌の「飛驒組」はそれで捕えているのである。

狂言の猿歌の広がりや風流踊としての各地の伝承歌の検討で、「ひんだ踊」の詞章としては、元歌ともいえる「ひんだ歌」の系列に属するものと、第二次ひんだ歌とも言える豊後踊歌の系列に属するもの、そしてもう一つ他の女郎踊歌の系列のものがあつて、狂言の猿歌の飛驒踊では、その一の系列、二の系列に加えて三の系列というよりは、むしろ舞台芸としての側面を強調してか、あるいは成立の早さを語つてか、中世の小歌時代以来の都歌的流行歌といった系列を含んでいる。

一方、三味線組歌「飛驒組」の場合は第一の系列に属する詞章ははずされて、第二・第三の系列に属するものばかりで組織されているのである。第三の系列といっても、かなり近世遊里歌の色合いの濃いものとなっている。さらに、例えば阿波踊の「ひんら踊」の中に見えた「女郎や踊入れは」としてあげている「わかれは十九よナおれも十九わくの糸よな云々」なども『松の葉』葉手組の「待つにござれ」の一首(第四歌)と脈絡を持つ如く、三味線組歌と女郎踊の歌といったことも一つの課題として浮きあがってくる。それは風流踊の中に見える女郎踊の詞章の女郎歌というのは、中世小歌から三味線歌謡、遊里歌さらには都ぶりの芸謡への橋渡しという点で注目されるのである。

さらに「飛驒組」との関係で触れ残したのは「ひんだ組より出て、
「正保、慶安の唄、飛驒節とて世に行はれし(斎藤月岑『声曲類纂』)
という「飛驒節」についてであるが、もはや与えられた紙数を越えてしまった。それらに関しては次の機会に譲りたい。

注一 鹿持雅澄編『巷謡編』

注二 新潟県柏崎市女谷に伝わる芸能

注三 志田延義博士「小歌・踊歌・三味線組歌の位置」(『日本歌謡

圏史』)

注四 拙稿「松の葉組歌の考察」(国学院雑誌七四の七)

注五 安政万延文久年間(一八五四〜一八六四)頃の写本。日本古

典文学大系『狂言集』による。

注六 岩波文庫『狂言歌謡』による。明らかに上記のものと同類歌
と思われるものは省略した。

注七 この芸尽しが「鞭猿」成立当初からあったものかについて、

小笠原恭子氏に考察がある。要約すれば、語り物の記載では詳細な天正本にこの芸尽しの部分がなく、その終末の大名が「猿になりてたらくわじやに引る」といった部分にこの狂言の興味があったのが古いかたちで、芸尽しの部分の中世末から近世初頭の踊歌流行の刺激による結果採り込まれたものとするのである。「狂言『鞭猿』猿歌その周辺」『かぶきの誕生』)

注八 山路興造氏「民俗芸能」四三・四四合併号、四五号)

注九 一首ごとにつく「ひんだ踊はこれまで」の踊りばやしは省略した。歌につく「ひんだの踊はこれまで」の踊りばやしは省略した。

以下の踊歌引用の場合も同様にこの種のはやしはすべて省略してあげ、表記については出典のままとする。

注一〇 一体に伝承歌謡においては字面は何であれ、音韻が同じであれば頓着しない傾向にあるようだ。例えば季節唄の中で秋唄として「安芸の宮島回れば七里、浦は七浦七恵比須」の歌詞を伝えている(宮崎県東臼杵郡椎葉村)などもそうした例である。

注一一 『日本歌謡集成』の俚謡編(十二巻)、長野県の部に次の歌を収録している。

○ 憂いよ辛いよ媪が谷は笠に木の葉がまひかか(盆踊歌)

○ 面白いぞや木曾路の道は笠へ木の葉が舞ひかか(追分節)

注一二 今日の民謡にまで到る流れである。

○ 松の根元へ胡桃を植ゑてまつより来る身は辛いもの

○ 是の屋敷に茗荷や落みようがめでたや富貴繁昌

○ 広い豆の葉に粟つぶのせてまめでまぢやれあわのつぶ

注一三 歌詞に不明瞭な部分もあるが、山本修之助氏の『佐渡の民謡』収録のまま引用した。

注一四 八幡社の総本社の子佐八幡宮の御田植祭を伝えたといわれる、国東半島のお田植祭りは往昔は十数ヶ所（現在七ヶ所）といわれ、特に安岐町の諸田神社のものは「ひんだ踊歌」との関連で注目すべきものを伝えている。さらに口碑によると、諸田飛驒守なる人の創社によるとあるなども気になる。（梅原治夫氏『国東半島の歴史と民俗』参照）

注一五 例えば次の歌、

○苗代の隅なる水は アノどれよ〜 どれよ〜 思いの殿御の影を見る鏡（新潟県佐渡の苗取歌）この類は田植歌、苗取歌に多い。

注一六 神聖田としては他に、さんばい田・サピラキ田・月輪田・飾田といったものがあげられるが、さらにその位置なり性状から呼び名がある。前者には前田・横田・脇田・山田・門田といったもの、後者にはシルケ田・フケ田・棚田・沼田・堅田・伏田・荒田・わく田といった類である。そうした中で追求も押し進めてみる必要がある。島根県能義郡に比田村なる地名もあった。さらに邑智郡石見町中野に伝わる田歌双紙の一本に「飛驒本」なるものもあるという。飛驒惚太郎氏蔵本（明治初年書留）である。つまり飛驒国という国名からは離れるが、字名・村名としての「ひだ」の可能性、まだ飛驒氏という氏名ではないかという可能性もある。特に後者で飛驒家なるものがその土地の単なる旧家という以外に「囃し田」などで指揮者となるサンバイをつとめる家であ

ったとすると、職業的に田植歌を謡い歩く人と「ひんだ踊」の分布などということもある。

注一七 山路興造氏「和泉地方の雨乞と風流踊歌」（民俗芸能五三）もっとも同和泉地方の泉佐野市土丸の小躍歌では「飛驒踊」として伝わっているというから、平野・飛驒（弾）の前後関係を早急に截断することは難しい。

注一八 もう一つ徳島県と言えば、板野郡松茂村の神踊の中に、この「ひんら」「ひらの」「ひんだ」のかかわりで考えるべきものかと思われる「しんだの踊」なるものが伝承されている（『板野郡誌』、「全国風流踊り歌一覽」に踊歌名を載せている）が、未確認である。

注一九 牛尾三千夫氏『大田植と田植歌』

論衡の「骨法」観について

嶋 田 勝 義

後漢の王充の著とされている論衡は、その意図の大半が当時流行していたと思える讖緯説をはじめとする所謂俗説の論難にある。その為
に論の進め方や、少なくとも合理的に物事に対処してゆこうとする態度
に、かなり論理的な弊囲気のあることは認められる。しかし、今日か
ら見れば、それも必ずしも論理的であるとは言えず、諸篇間に、或い
は同一篇内にも、互に矛盾していると思える言説が見え、就中、用語
法の曖昧さからくる、論の不統一性が在るのである。このことから、
論衡を王充一人の作とすることに疑問を抱かせたり、或いは一人の作
と見るにしても、思想上の遍歴があらうと考えられたりもする。とも
かく、総合的把握を試みる場合、難解さを免かれ得ない。さりとて、
一概に非論理的であると決めつけて、そこに展開されている論を無視
して良いという訳でもあるまい。

従来、漢文は文学的表現には都合の良い反面、論理の展開には不向
きであると言われている。論衡の難解さ、矛盾、非統一性を思わしめ
る原因も、このことと関係があらう。

そこで本稿では、論衡に見える「骨法」観に於ける問題点を指摘し
ながら、何故そのようになるのかを考えて、その論を分析的に考察し
てみることにする。本来分析不可能なものではあらうし、勿論著者に
とっては不本意で甚だ迷惑なことには違ひなからうが、敢えてそうす

ることによって、難解さを少しでも軽減する為の糸口にもなればと
思う。また、その過程を通じて、当時の中国人の思考態度の一面を知
り得るかとも思う。

「骨法」とは、所謂人相術で、人の在り方を身体上の諸要素の観察
によって推測し判定し得るとする考え方である。論衡の合理的論述の
中であって奇異に思えるが、この「骨法」是認に基づく説は随所に散
見する。

命義篇に「人有寿夭之相、亦有貧富貴賤之法、俱見於体、故寿命修
短、皆稟於天、骨法善惡、皆見於体、命当天折、雖稟異行、終不得
長、祿当貧賤、雖有善性、終不得遂、」とあるように、人の寿命や貧富
貴賤は定まっています、その在り方は皆「体」に表われているという。
そしてそういう表われ方をするのは、「天」に依拠することにあると
説いているようである。更に「行」や「性」とは無関係と見ているの
は、宿命的に決定されていて、変化することは無い、と考えられての
ことであらう。変化しないという点に、予見の可能性があると見てい
るのである。ここで「夭折」に「命」を、「貧富」に「祿」を配当して
いるが、その「命」や「祿」と、前に「皆稟於天」とある「天」との
関係はどう考えられているのであらうか。また、「善性」も「祿」を
左右することは出来ぬとしているが、この「善性」とは「善い性」の
意なのか、それとも「善という性」の意なのであらうか。もし前者と
するならば「性」とは如何なるものを意味し、後者ならば「骨法善惡
皆見於体」の「善」との関係はどうなるのか、等々が問題となる。既
にして「命」や「祿」や「性」と「天」との関係、或いはそれらと
「体」及びこれと同義語である「形」との関係を明らかにする必要に

迫られる。

そこで、「骨法」観をまとめて扱っている骨相篇でのこれらの用語例を概観し、他の諸篇の説と比較検討してみよう。

この篇の冒頭に「人曰、命難知、命甚易知、知之何用、用之骨体、人命稟於天、別有表候（見）於体、察表候以知命、猶察斗斛以知容矣、表候者骨法之謂也、」とある。ここには骨体に見られる「命」の表候を「骨法」といい、その「命」は「天」から稟受するものであると説いている。

これに続けて、黄帝の「竜顔」にはじまり孔子の「反宇」に至る十二人の具体的「骨法」を列挙し、「斯十二聖者、皆在帝王之位、或輔主憂世、世所共聞、儒所共説、在経伝者、較著可信、」と、従来の儒書に記載されていることを是認する弁が展開されている。そして更に「若夫短書俗記、竹帛胤文、非儒者所見、衆多非一、」と、儒書以外の記録に見える「骨法」の多くの具体例を紹介し、「以尺書所載、世所共見、准況古今、不聞者必衆多非一、皆有其实、稟氣於天、立形於地、察在地之形、以知在天之命、莫不得其实也、」と、この部分を締め括っている。（ここまでの記載が、この篇の大部分を占めている。）冒頭の文の用語法や「在天之命」のような言い方から推測するに、「天命」が「骨法」に表われる、と考えられているようである。「天」「地」「命」の関係は、吉驗篇に「凡人稟貴命於天必有吉驗於地、見於地、故有天命也、驗見非一、或以人物、或以禎祥、或以光氣、」とあるのに大変良く似ている。吉驗篇のは「天命」の応驗を意味する祥瑞の種類（在り方）が一樣でないことを説明しているのであるが、このことから推して「骨法」をもそれら祥瑞の一つと見ていると言えようか。

骨相篇の具体例紹介の文中で、韓信の条に、「……免於鉄質、亦以面状有異」とあり、また「見高祖状貌、奇之、」という説明も別条に見えるように、例示されている骨相は「駢齒・八采・重瞳・三漏……」と、皆異常で奇怪なものとして考えられている。一方、祥瑞もまた「且瑞物皆起和氣而生、生於常類之中、而有詭異之性、則為瑞矣、」（講瑞篇）とあるように、奇異な性質を有するとされている。そして更に、文王の誕生について、「生有高大之命、其時身有尊貴之奇、古公知之、見四乳之怪也、夫四乳聖人証也、在母身中、稟天聖命、」（初稟篇）とあるその言い方も、骨相を祥瑞の一つに数えることと考えられる。

本来祥瑞は「帝王之生、必有怪奇、」（怪奇篇）の語句に見える如く、聖帝認可の証として「天」が降す「命」の応驗を意味するものである。ところが既に尚書の皋陶謨に「天命有德、五服五章哉、」とあるように、「天命」は帝王のみならず有徳の士にも降るものとされている、これが祥瑞思想と早くも結びつき、有徳の士にもそれ相應の応驗が考えられてきている。

しかし、このような天命思想だけで「骨法」を説明する場合おのずから限界があり、聖王や有徳の者以外には当嵌まらないことになってしまう。更に、この論法でゆくと、平凡な人相の持ち主以外は皆その相は奇異であるから聖人・君子ということになり、邪悪者・小人はこの世に存在しないことになってしまう。もっとも、漢代には天人相関思想が発達していて、祥瑞に対する概念として災異が説かれるので、用語上はその災異を悪人・小人の側に配当してその証ともされようが、災異も所詮、怪奇な現象であることを思えば、祥瑞との区別がつか

かなくなつてしまふ、とも言える。(現に従来説かれてきた祥瑞と災変の認定を随所でくつがえしている。) 瑞応と災異との相違点については、講瑞篇に「夫瑞応猶災變也、瑞以応善、災以応惡、善惡雖反、其応一也、災變無種、瑞応亦無類也、陰陽之氣、天地之氣也、遭善而為和、遇惡而為變、豈天地為惡之政、更生和變之氣乎」とあり、「陰陽之氣」の「和」と「變」とに依り生起するものとして一応説明されている。しかしそれはあくまでも理屈であつて、現実の事象を区別するのは難かしい。(こういう考えは善事・善政の行われている折に偶々見られた奇異なる事象を祥瑞とし、逆の關係に於いて災變と断定する、結果論から説かれたものである。)

ただ、ここでは、具体的に何を意味するかは別にして、政治の善惡が「天」に感応するとみる説を否定しながらも、瑞が善に、災が惡に感じ得るといふことが、漠然と考えられている。^(註2)とすれば、広義に解釈して災變をも「天命」の証と考えられようが、それにしても具体的事象を瑞と災とに殊別する判定は下し難いであらう。

ところでこの講瑞篇で注意を要することは、瑞という語を用いていながら、「天」や「命」との關係に於いて説かず、そこに「天地」や「氣」或は「陰陽之氣」を考えているといふことである。つまり「天命」に基づく論法と異なるのであるが、このことは、また後にふれることになる。

骨相篇の具体例は、聖王や有徳の者が高位高官になり得た人々に限られていて、貧賤の者は触れられていない。これまで見てきたことと併せて推測するに、基本的には「骨法」が「天命」によると考えられていて、偶々貧賤の者には論及していないだけで、その理由は、貧賤

者には例示するに相応しい知名の士が見当らなかつたことにある、と言ひ訳けもできよう。全てをこのように説明することが無理であるにしても、「骨法」を「天命」の表候と観る考え方が「骨法」觀の基底にあつたであらうことは、「天之命」と明記してあることから窺ひ知れる。

さて、ここでまた骨相篇に戻つて「骨法」論をみると、「命」に貧富貴賤の相があると説いて具体例を列挙し、「……以察骨体之法、則命在於身形、定矣、」と結んである文を承けて、「非徒富貴貧賤有骨体也、而操行清濁、亦有法理、貴賤貧富、命也、操行清濁、性也、非徒命有骨法、性亦有骨法、性亦有骨法、惟知命有明相、莫知性有骨法、此見命之表証、不見性之符驗也、」と言ひ、范蠡が越王の、尉繚が秦王の、性格をそれぞれの骨相から読み取り、将来の見通しを立てて身を処したことを述べ、それについて「故范蠡、尉繚、見性行之証、而以定処來事之實、實有其効、如其法相、由此言之、性命繫於形体、明矣、」と説いている。「性行之証」とあるのは「骨法」を指し、「法相」がそれに充るのであらうから、ここでの操行は生來定まつているものとしての操行の意であらう。「性命」という熟語は「性」と「命」との二概念の結合したものであるが、その「性」は原來、生まれながらにして具備している人としての在り方を意味する語であつて、「生來定められてゐるもの」という共通の意味を有する点で「命」と結びついたのである。そしてここでは、人の操行を意味する「性行之証」の「性」の意に於いてではなく、「生來の」という形容詞的用法で「命」の在り方を強調する為に冠せられたものであらう。^(註3)

また「貴賤貧富、命也、」「操行清濁、性也、」は漠然としていて、

言わんとすることが那邊にあるのか判然としないが、これは上下の語句の關係を説明する日本語の「テニヨハ」の如きものを表記しない場合の多い漢文の性質に起因する。前者は「貴賤貧富は『命』に属する（その機能に依拠する、という意をも含む）」であろうが、「貴賤貧富を『命』という」の意ではなからう。ところが後者は「操行の清濁は『性』に属する」と同時に「操行の清濁を『性』という」の意でもある。このように敢えて分析することも出来はするが、この語句は両意を有するのであって、用語の多義性が絡んできている。そしてこの「命」にも「性」にも「骨法」があると強調しているのである。この關係を初稟篇では論理的に説明して、**「王者一受命、内以為性、外以為體、體者面輔骨法、生而稟之、」**とある。「性」も「體」も「命」に依るものであるならば、「命」の在り方が「體」としての「骨法」に見られるので、「外」となる「體」に対して、人の「内」にあるとされる「性」にも見られることになる。そして「性」も「體」も同じく「命」に基づくのであれば、「性」と「體」とは応じ得るであろうから「内」にあつて察知し難い「性」も「骨法」から窺い知ることが出来るということになる、と考えているのであろう。

ところが最初に引用した命義篇の文に、**「寿夭や貧富貴賤に關わる『命』や『祿』が、『異行』や『善性』と無關係であると説いていた。また、幸偶篇の『凡人操行有賢有愚、及遭禍有幸不幸……俱稟元氣、或獨為人、或為禽獸、並為人、或貴或賤、或貧或富……非天稟於有左右也、人物受性有厚薄也、俱行道德、禍福不均、並為仁義、利害不同、』**も、一般に「命」とされている禍福利害（貴賤貧富）が、道德仁義という「性」と相關關係にないと説いている。

このように、「命」と「性」とが必然的關係を有しないということになれば、吉驗篇の説、及び更には「性」にも「骨法」を認めている骨相篇の説とも矛盾することになる。この矛盾の生ずる所以は「天」觀の相違に由来すると言えよう。本来の「天命」は、「天」の降す「命」の意で、その「天」は人格化された要素を有しているが、幸偶篇や命義篇の「天」にはそれが見えず、趣を異にしている。幸偶篇の「天」は「非天稟施有左右也、人物受性有厚薄也、」とあり、意志的働きかけを否定して、**「稟施」という言い方こそしてはいるもの、自然の天空の意に近い。**

前に引用した講瑞篇で、善悪は陰陽二氣の和變によるとして、それが瑞應、災變の起因とされ、政治の善悪とは關係ないと説かれていたことを思い起す。ここでは瑞應を言いながら「天命」の語を用いず「天地」を言う。つまり、「天」は既に「命」の依り所としての人格的要素を脱脚し、新たに自然の「天」の氣との關係に於いて説かれていたのである。そこで次に「氣」との關係に於いて「性」「命」「體」を説く例をみることにする。率性篇では**「人之性定有善有惡、」**と、「性」の善悪は定めあるものと説きながら、それを「命」に依拠するが為とせず**「……稟氣有厚薄、故性有善惡也、……人之善惡、共一元氣、氣有少多、故性有賢愚、」**と、「氣」の厚薄、多少によるとしている。幸偶篇に、**「非天稟施有左右也、人物受性有厚薄也、」**とあつた「厚薄」も、ここで言う「氣」の状態を意味し、その「氣」が「天」からの「稟施」として「性」と關係しているというのである。

また氣寿篇では**「人稟命有二品、」**と言ひ、「命」を「所當觸值之命」

と「強弱寿夭之命」とに二大別しているが、後者を中心に論を進めていて、「……夫稟氣溼則其體強、體強則其命長、氣薄則其體弱、體弱則命短、……稟寿夭之命、以氣多少為主性也、」とある。（「主性」はここでは所謂操行の善悪や賢愚を意味する「性」ではなく、「体」の性質の意であり、「強弱」を考えている。）「氣」の溼薄・多少が「体」の質を決定する要素とされていて、その「体」の質が「命」の在り方と必然的に結びつくものと考えられているので、用語の上では「骨法」を「天命」の表候と見る考え方に一応は通ずる。しかしここで「命」は寿命を意味し、所謂「天命」の「命」と内容を異にする。「……王者一受命、内以為性、外以為體、」と説いた初稟篇の例では、「命」について特に「王者」を言うので「天命」の意でもあるうが、同じ篇に「人生性命當富貴者、初稟自然之氣、養育長大、富貴之命効矣、」とあるように「自然之氣」を稟施する「天」が考えられている、それと「天命」の「天」とが混然と結びついてしまったのであろう。骨相篇でも「稟氣於天」という語句が見えるので、自然としての「天」が、やはり背後に考えられていると言えよう。

「人稟元氣於天、各受寿夭之命、以立長短之形、……人体已定、不可減増、用氣為性、性成命定、体氣與形骸相抱、……夫形不可變更、年不可減増、何則形氣性天也、」（無形篇）に言う「性」は具体的に「長短之形」に見られるように人体の形状を意味内容としていて、操行の善悪とは異なるし、「命」もここでは寿命の意である。このように「氣」による人の説明は、人の存在の由来を理屈で考える際にとられている論法である。「氣」の質の相違が身体の堅強と軟弱とを決定し、その体質と寿夭が因果関係を有すると見る説は命義篇や命祿

篇にもあり、理論としてはかなり体系づけられてはいたであろうが、必ずしも現実生活に見られる事実と合致するとは限らない。（「性命」という熟語もこの論法から出てきたものである。）ところが、ひとたび「体」と「命」と「性」とが互に必然的關係に於いて説かれると、用語法が「天命」による「骨法」の説明と近似している点で、両者が連想され、結びついたと言えよう。その連想には多義を有する用語の性質が一役買っているのである。命義篇に「操行善悪者、性也、禍福吉凶者、命也、」と言いながら、「……稟得堅強之性、則氣溼而体堅強、堅強則寿命長……、稟性軟弱者、氣少泊……命則性也、」と説かれている「性」と「命」との使い方にも、この間のいきさつが見られる。

このような論法が取り上げられた理由として、より論理的印象を与え得ることも考えられたであろう。更に、「骨法」が聖王のみならず一般の人々にも普遍的に成り立つことを説明するには、この天地自然の「天」の「氣」による説き方が、都合良かったとも言える。

ところが「命則性也、」と説く命義篇に「夫性與命異、」とあり、用語法としては互に矛盾するように見える。前の「性」は「体」の堅強、軟弱についての言であり、後のは操行の善悪についての言であるから、その論としては矛盾ではなく、これも「性」という語が多くの意味を有していることから生じた現象である。

また「……且命在初生、骨表著見、今言随操行而至、此命在末不在本也、則富貴貧賤、皆在初稟之時、不在長大之後、随操行而至也、」（命義篇）に、「命」は初生時に先天的に決定されているとして「骨法」が考えられ、操行は後天的なものであると見做されて富貴貧賤の要因から除外されている。そして操行の善悪・賢愚は後天的であるという理

由で貧富貴賤・吉凶禍福の「命」に働きかけることは無いとする論は、命義篇・異虚篇・命祿篇等々の諸篇に屢々説かれている。

「骨法」を是認するからには、具体例として骨相篇に説かれている様に、性質や性向をも知り得るとしなければ意味が無くなる。体つきの堅強軟弱を知るには、大仰に「骨法」に頼るまでもなからう。

操行や才能が全面的に後天的であると説かれては、
「凡人稟性也、清濁貪廉、各有操行、猶草木異質、不可變易也、」（非韓篇）、「……人之善惡、共一元氣、氣有少多、故性有賢愚、」（率性篇）の如く、操行も定めあるものとしている場合もある。「氣」に依り人の在り方が決定されるとし、その受「氣」が初生の時に行われると説くのであれば、このような説が出てくるのは当然である。何故この様に二通りの説が出て来たのかというに、「論人之性、定有善有惡、其善者固自善矣、其惡者故可教告率勉、使之為善、」（率性篇）と説く如く、後天的に教化し得るといふ一面のあることが考えられもしたであろう。そしてまた、現実社会の実例として、性格操行の変化等、「性」の変化を思わせるものも少なくない、ということも関係していると言えよう。無形篇に「遭時變化、非天之正氣、人所受之真性也、」とある「性」は操行の意ではないといふものの、可変と不変との二つが背後に考えられているからこそ、ここで敢えて「真性」が強調されたのであって、屢々見られる「天性」「常性」の語句が使用されるに至る過程も同様に、他方に可変の「性」が意識されていたことを意味する。

しかしその最も大きな理由は、「性」のとらえ方とその説明に用いた論法との関係にあるといえよう。人の在り方は、生理的、心理的、

道德的等、その立脚する諸観点の相違により、とらえ方が異なるのに、すべて同じ「性」という語句で表現していることに既に矛盾の萌芽が考えられる。そして「天命」による説明は道德的或は政治的関心を根拠とする論法であり、他方天地自然の「氣」による説明は宇宙生成論的立場から人を観るので、どちらかという上生理的考察が中心となる論法である。この両者が「骨法」の説明の具として同じ様な扱いを受けることから生じた矛盾でもある。「性」が変化し得るとみる説は、伝統的儒家の教化説にその典型が見えるように、政治的道德的方面からは出てきても、「氣」が「体」や「性」の要因と考えられ、「性」が生理的な意味にしる操行上のことにまで及ぶにしる、そのもとになる受「氣」が初生時のみ考えられている後者に於いて考えることは不自然である。だが、自然の「天」から与えられる「性」もそれが人に与えられ、人に具備する「在り方」を意味するところから、人為の関与を許さぬ「天」と隔絶することにもなる。由来と、その在り方という、異なる観点からとらえられた「性」という語が、既にこの理論体系の内部に於いて矛盾する要素を持っているのである。それと、当時の人々が「骨法」に求めたものは出世や安楽な生活を意味する富貴、及び事の結果としてもたらされる吉福等を、それによって予見することにあつたであろうから、さすれば操行の善悪や才の賢愚などを知ろうとする気はなかつたであろうことが、操行・賢愚を「骨法」に於ける「性」から切り離してゆく原因の一つとして考えられもしよう。

このように見てくると、論衡の「骨法」に関する論に二通りの扱ひ方が考えられ、両者が互に影響し合いながら混然とした姿で展開されているので、個々の結論を比較対照した場合、どこに主眼点があるの

か定かにし難い。論の使い分けが特に留意されているわけではなく、個々の説明に便なる方を、都合良き様に取り入れているのである。また論難の仕方について、批判する相手の提唱した命題を用いて論を展開し、そこに出てくる矛盾を指摘することによって、結論として出されている相手の論が非合理的である、とする方法を採用している場合が多い。そこから逆に、そこに使用された相手の命題が是認されたり、或は是認されている様な誤解を招いたりする危険性ははらんでいるとも言える。更に、その批判される論はかなり世間に流布しているものであるが為に、それが直接論難の対象となっていない場合には、無意識の中に著者の思考に影響し混入している場合もあろう。

これらが結果的に矛盾をもたらすことにも連なり、多くの諸問題を新たに提起する原因にもなっているのではあるが、「骨法」そのものの内にも、既に幾多の問題を抱えているとも言える。例えば一人の身の上にも、生涯を通して眺めた場合、吉福もあり凶禍もあり、幾度となく浮沈を経験するはずであるから、それらの一々を、先天的に定まっただけで不変であるとされる人相から予知するということは困難であろう。また人相上の同一の要素が同一の性格や貧富の程度を示すというのであろうか。「重瞳」が舜にも項羽にも説かれていたが、両者が同一の生涯を送ったとは言えない。

ともかく「骨法」肯定論は聖人君子の瑞相の説明に始まるもので、そうだとすれば「天命」による説明で事足るのである。ところが「骨法」は肉体の様相とその肉体を有する人の在り方との相関関係を意味し、より一般的に考えられるべき性質のものであることから、宇宙生成論との関係に於ける「人」と「氣」との関係性を説く論法が取

り入れられることになったのであろう。しかしそれは自然の「氣」とされているものであることと、実際には「骨法」の判定に必然的説明を付し難いということが相俟って、結局「稟富貴之命、生而有表見於面、……聖人動作天命之意也、與天合同、若天使之矣、……可謂合於自然也、」（初稟篇）の如く、思想的に種々の背景を有する複雑な内容を持つ表現法が取られてくる。そしてそれを「偶遇自然、二相逢遇也、」偶然、「二遭遇適然、命時当也、」のような結論にもってゆかざるを得なくなる。その背景には「吉人拳事、無不利者、人徒不召而至、瑞物不招而來、黯然諸合、若使之、」（初稟篇）のように、漠然とはあるが、当然合致すべきものとして考える樂觀的態度がある。（「命」と「時」との関係も、思想上重要な意味を有するが、ここでは触れずにおく。）

ちなみに、先秦時代の典籍で「骨法」を肯定して取り上げた例は見えず、「荀子」の非相篇ではむしろ否定している。骨相が関心の対象になるのは、天人感應思想や讖緯説が流行する漢代に入ってからのことであろう。

註① テキストは、黄暉「論衡校釋」（商務印書館）を使用し、校訂も同書に従った。

註② 祥瑞・災変を「氣」の「和・変」で説明する論が一方にあり、他方、天象の異変が起るのは政治の善悪によるものではないとして、国政への干渉や批判の防止を意図する考がある。両者が混然と同時に考えられ、この文が後者に重点を置いていることから生じた矛盾であると言えよう。

註③ 「性命」という熟語は生命の意に於いて、先秦時代から使用さ

れていて、論衡の他の箇所にもその用例は見られるが、ここでは、前後の内容から見て、それとは直接の結びつきはなさそうである。

註④ 命義篇では、「人命有長短、時有盛衰」、「壽命勝祿命」、「命当天折……祿当貧賤、」のように、所謂「天命」としての「命」に寿夭の「人命」と貧富貴賤の「祿命」と二種あると敢えて分類したのであり、「命」が人の寿命と強く結びついている為に、貴賤貧富の側に「祿」という用語をさがしてきたのである。用語法に見える態度は、より実践的、現実的傾向を帯びてきているといえよう。また、貧富貴賤は盛衰を意味し、人為の及ばぬ「天命」によるものとして「壽命」よりもより人から離れた響きを有するが為に、「時」という概念と結びつくことになる。命祿篇には「貴賤在命、……貧富在祿、」といい、「仕宦貴賤、治産貧富、命與時也、」とあることから、以上の様に考えられる。更に「命祿」「祿命」という熟語が問孔篇や答佞篇では「天命」の意で用いられている事からみると、「命」も「祿」も同義語であると言えよう。

ちなみに、「性」と「命」との関係も「命」と「祿」との関係と似た経過をたどり、無意識のうちに同義に使用される場合がある。

そこでの「命」は、概して寿命の意が強い。

日本の古代的「呪術」小論

川 合 光 也

は じ め に

自明の如く、(そしてこれがこと学問の世界、思想史の世界になると決して自明のことではなくなるのだが……)人間は自然とのかかわりあいのなかで、生活を営み、発展させ、文化を形成し、発展させ、思想をかたちづくり、発展させてきた。

自然と人間のかかわりあいは、人間の自然への働きかけ―労働の量的、質的な集積と転化によって、それ自体弁証法的展開をもっていると言えよう。これに決定的な転換点を与えた産業革命以前においては、自然は圧倒的優位を保ち、人間はいわば、その前にひれふしていたと言える。この関係が、人類の初源にさかのぼれば、さかのぼる程強くみられるのは、巨視的には、自明のことである。

人類史の初源に近い頃には、自然を法則的に、運動の全相においてみるなどということは、人間にとつて、全く無縁のことであり、自然を分析の対象にし、その運動法則を導き出すなどと言うことも、夢想だにしないことであつた。自然は人類の富の宝庫などではなく、恐怖の根源、畏敬の対象であり、超越的な「カミ」の胎内にあつた。科学性など微塵もなく、呪術におおいつくされていた。

しかしながら、一見右のようにみえるなかにも、労働の量的、質的蓄積は進行し、科学は、それなりに着実に生き、呪術を変化、変質さ

せるに到る。特定の段階での「呪術」は、まさに呪術である面と、それなりの科学の面を、わかちがたく内包している。それなるが故に機能していると言えよう。労働の、生産の、技術の発展は「呪術」の変質をもたらし、高度の技術、生産様式の波及は、「呪術」の変質を導き出す。

古代における、支配者による呪術の独占は、このことから、一面では、技術の、科学の独占であると言える。古代においては「呪術」の独占をはなれて支配の問題を論ずることは出来ない。

以上のような視点より、日本古代の「呪術」の特徴と変化を、日本史教育の一つの材料を提供すると云う面をも含めて簡単な素描をしてみようとするのが、この小稿の主題である。

一

『常陸風土記』のなかに、日本古代の「呪術」の特徴を理解する上で典型的な話が載っている。

古者のいへらく、石村の玉穂の宮に八洲馭しめしし天皇のみ世、人あり。箭括の氏の麻多智、郡より西の谷の葦原を截ひ、壘鬪きて新に田に治りき。此の時、夜刀の神、相群れ引率て、悉尽に到来たり、左右に防障へて、耕佃らしむることなし。(割注略)是に、麻多智、大きに怒の情を起こし、甲鎧を着被けて、自身仗を執り、打殺し駈逐らひき。乃ち、山口に至り、標の税を堺の堀に置いて、夜刀の神に告げていひしく、「此より上は神の地と為すことを聴さむ。此より下は、人の田と作すべし。今より後、吾、神の祝と為りて、永代に敬ひ祭らむ。冀はくは、な崇りそ、な恨みそ」

といひて、社を設けて、初めて祭りき、といへり。即ち、還、耕田一十町余を發して、麻多智の子孫、相承けて祭を致し、今に至るまで絶えず。其の後、難波の長柄の豊前の大宮に臨軒しめしし天皇のみ世に至り、壬生連麿、初めて其の谷を占めて、池の堤を築かしめき。時に、夜刀の神、池の辺の椎株に昇り集まり、時を経れども去らず。是に、麿、声を挙げて大言びけらく、「此の池を修めしむるは、要は民を活かすにあり。何の神、誰の祇ぞ、風化に従はざる」といひて、即ち、役の民に令せていひけらく、「目に見る雜の物、魚虫の類は、憚り懼るるところなく、隨尽に打殺せ」と言ひ了はる応時、神しき蛇避け隠りき。謂はゆる其の池は、今、椎井の池と号く、池の回に椎株あり。清泉出づれば、井を取りて池に名づく。即ち、香島に向ふ陸の駅道なり。⁽¹⁾

この中に出てくる夜刀神は、省略した「割注」に「俗いはく、蛇を謂ひて夜刀の神と為す。其の形は、蛇の身にして頭に角あり。率引いて難を免るる時、見る人あらば、家門を破滅し、子孫継がず、凡て、此の郡の側の郊原に甚多に住めり」とあるように「俗」に「くにひと」を意識されており、夜刀神は「くにひと」を呪縛していた。これがくずれたのは箭括の麻多智と壬生の連麻呂の両者をそれぞれ指導者とする開墾の折である。箭括氏については、どのような存在であったか明確でないが、壬生の連家については同じ『常陸風土記』に「癸丑の年、茨城の国造、小乙下壬生連麿、那珂の国造、大建壬生直夫子等、惣領高向の大夫、中臣幡識田の大夫等に請ひて、茨城の地の八里と那珂の地の七里とを合せて七百余戸を割きて、別きて郡家を置けり。」⁽²⁾とあり、中央政界との関係も明確である。箭括氏も程度はともかく、大

きくは壬生氏の性格をもつものとみてよからう。古き呪術が打破され「新しい呪術」が成立する様相がみてとれると思う。

箭括氏、壬生氏の背後には、直接、間接はともかく、古代天皇制政府が存在する。いま古代の生産力の特徴についての石母田正氏の比較的わかりやすく整理された見解があるので提示し、論をすすめたい。石母田氏の見解を引用するのは、事実関係のおおまかな認識を得るのに便利であると考えた故であつて、他意はない。

「古代社会の生産力の構造を特質づける第一の点は、奴隸所有者階級における生産手段の老大な集積と、それに対立する階級の側における極度に低劣な生産力である。律令体制において国家自体が一個の生産組織であつて、たとえば国家は金属製品の生産については、主として畿内およびその周辺の諸地域に工部、鍛冶戸という世襲的に手工業生産に従事する非自由民を木工寮のもとに所有し、その労働力を使役することによって農具その他の器具の生産を行ったのであり、(中略)このように国家の手に集積された老大な生産手段は、一方において歟のように祿として貴族の間に分配されるときに、国家自体の経営する官田その他の場所において使用されたとかがえられる。(中略)かかる生産手段の配分の古代的形態と大量の奴隸的労働力との結合が古代の生産力の根本構造であつて、ここから第二の特質、すなわち古代の生産力の発展の集中性と規模の壮大さが生まれる。この時代のもつとも優秀な生産手段を集中的に独占し、おびただしく大量の奴隸的労働力を一度に惜みなくそこに集中し、投入することによって、大規模の開墾や農業の進歩に必須な溜池、堤防などの治水灌漑工事

がはじめて可能となったのである。(中略)第三の特質は、古代の生産力を発展せしめる場合の奴隷所有者階級の計画性であつて(中略)第四の特質は奴隷所有者階級の経営における技術の卓越である。⁽³⁾」

これが、古代天皇制支配の基盤であり、それなるが故に、多大の犠牲(人民の側からも支配者の側からも)を払つて朝鮮侵略を継続した。箭括氏や壬生氏の背後には、こうした古代天皇制政府の生産力の集積があり、中国、朝鮮等での自然との斗いのそれなりに大きな集積があり、その中でつちかわれた自然観の発展の歴史があつた。仏教等の、それなりに広い、より根本的で体系的な自然観があつた。こうした関係が「蛇の身にして頭に角あり、率引いて難を免るる時、見る人あらば、家門を破滅し、子孫継がず」という性質の夜刀神の呪力を打破して、開墾を可能にし、耕地をもたらし、箭括氏や壬生氏の支配を可能にし、これと結合した新たな「呪術」を形成し、「風化」を可能にした。古き「呪術」が打ち破られ、新しき呪術「古代天皇制の呪術」が成立する様が見てとれると考へるが如何なるものであろうか?

二

ごく大きな目で、古代「呪術」の特徴、古代的イデオロギー支配(全体の不可欠の一環としてのイデオロギー支配)の特質を一応以上のようにとらえて、これが、どのように変化しゆくか?を簡単に整理してみたい。全体を詳しくみることが出来ないから、八世紀での「行基」との関係の一つの相、九世紀の『文徳実録』にみえる「美濃介藤

原高房」との関係の一つの相、を素描することで、とりあえず、なしておきたい。もちろん、「呪術」の変化、変質は複雑な諸要因のからみあいのうちに進む。とりあえず断片的にはなるが、比較的単純な「相」においてとらえておきたい。

(イ)

行基については、あまりにも有名ではあるし、比較的手軽に読める井上薫氏の『行基』⁽⁴⁾など、多数の本もあるし、伝記研究などが目的でないもので、『続紀』の死去時の記事を中心に簡単にみておきたい。

二月丁酉、大僧正行基和尚遷化す。和尚は葉師寺の僧なり。俗姓は高志氏、和泉国の人也。和尚真粹天挺、徳範夙に彰れぬ。初め出家せし時、瑜伽唯識論を讀みて、即ち其意を了しぬ。既にして都鄙に周遊して、衆生を教化す。道俗化を慕ひて追従する者、動もすれば千を以て数ふ。行く所之處、和尚の来る事を聞けば、巷に居人无く、争ひ来て礼拝す。器に随て誘導し、咸く善に趣かしむ。又親から弟子等を率て、諸の要害の処に於て、橋を造り、陂を築く、聞見の及ぶ所咸く来て功を加ふ、日ならずして成る。百姓今に至るまで其の利を蒙れり。豊稔彦の天皇(聖武天皇)甚た敬重したまふ。詔して、大僧正之位を授け、并に四百人の出家を施す、和尚靈異神験類に触れて多し。時の人、号して行基菩薩と曰ふ、留止する処に皆道場を建つ。其畿内には、凡そ卅九処、諸道にも、亦往々にして在り、弟子相繼で皆遺法を守て、今に至るまで住持す。薨する時八十。⁽⁵⁾

少しでも行基の伝記を知る人には「和尚真粹天挺、徳範夙に彰れぬ」などと記されていることは笑止千万とも言えるが、この記事が死

去した時のもので、しかも出典は天皇制支配の「事蹟」を顕彰して後世に伝えることを目的とした『統紀』である故、当然である。今はこれらのことは、一切省略して、先に進みたい。

「和尚の来る事を聞けば、巷に居人无く、争ひ来て礼拝す」るのは、「初め出家せし時、瑜伽唯識論を読み、即ち其意を了しぬ」などという「名僧」ぶりもさることながら、「弟子等を率て、諸の要害の処に於て、橋を造り、陂を築く、聞見の及ぶ所咸く来て功を加ふ、日ならずして成る。百姓今に至るまで其の利を蒙れり」という事の意味する処の方が大きかったとも解釈できよう。少くとも、これらが無関係であったとする解釈は成立しないと言うべきであろう。そもそも「動もすれば千を以て数ふ」大人数を引いて、単なる「托鉢」だけで生活していたと考える人はなからう。

行基の師道昭も「天下に周遊して、路傍に井を穿ち、諸の津済の処に船を儲け、橋を造る、乃ち山背国宇治の橋は和尚の創造する所の者也、和尚周遊すること、凡そ十有余載、勅請有りて、還りて、禅院に止住す」と『統紀』⁽⁶⁾にみえるように、港を造り、橋をかける如き行為と布教活動は全くわかちがたく結びついていた。これらは、高校の教科書等の記述でも知られる程あきらかな逃亡、浮浪の著しい増加、「畿内及び近江国の百姓、法律を畏れず、浮浪及び逃亡の仕丁等を容隠し、私に以て駆使す」という状況が一般化している中で、つまりは、律令制の中央政府支配の全くの動搖の中で、進行していた。

道昭、行基、共に河内国の帰化人系の地方豪族出身であるが、中央政府と、中央の高級貴族に独占されていた鉄製農具等一連の道具と高度の一連の技術は、順次（全く長い年月がつかいやされているものだ

が）普及し、七世紀末から八世紀には、河内等の豪族にも及ぶようになっていたとみられる。

天平十七年以前の行基の動き（そして、彼の師道昭の例にみられる如く、彼だけの動きではなく、いわば私度僧一般にみられる広汎なものだが）は、律令政府から離れた処での動きであり、この点でも（一）でみた状況と大きく異なってきた事がある。それ故に行基に対する弾圧も行なわれたと思われる。

彼等の行為の中に、たとえ「妄りに罪福を説く、朋党を合せ構へ、指臂を焼き刺ぎ」⁽⁸⁾という如き行為や「村邑の中に寄落し、聚宿常と為し、妖訛群を成す」⁽⁹⁾などということが含まれていようとも、律令政府の手を離れた処で、知識の普及がなされ、橋がかげられ、陂が築かれ、港がつくられていき、こうしたなかで、自然観の進化がなされ、呪術の変質がすすみ、律令政治の一元性は順次崩壊し、その胎内に、新たな関係がめばえる。まさに、律令制政治の危機の表われであり、弾圧に値する事であり、律令制政治への「新たなくみこみ」を要する事であったと言える。有名な聖武政治の本質の一端はここにあったと言えよう。

(四) つぎに、九世紀の「藤原高房」の例で考えてみたい。『文徳実録』に彼の事蹟が載っている。

越前守正五位下藤原朝臣高房卒す。高房は、参議従四位上藤嗣第三子也。身長六尺。膂力人に過ぐ、甚だ意気有り、細忌に拘らず。弘仁十三年右京少進と為り、累遷して、天長三年式部大丞と為る。四年春従五位下を授く、美濃介を拜す。威惠兼ね施す、属託

行ならず、奸伏発摘す。境盜賊無し、安八郡陂渠有り、隄防決壊す、水を蓄えるを得ず。高房隄防を脩せんと欲す。土人伝えて曰く、陂渠神有り、水を遏むことを欲せず。之に逆う者は死す、故前代国司廢して脩せず。高房曰く、もしかりそめにも民を利すれば、死しても恨まず。遂に民を駈して、陂を築き、漑灌流通す。民今に至るまで之を称す。亦唐田郡妖巫有り、其靈暗を転行して心を駈す、一種滋蔓、民毒害を被る。古采長吏、皆恐怖を懷き、敢えて其部に入らず。高房単騎入部、其類を追捕す。一時酷罰、是れに由つて復た瞰心之毒無し。後、備後、肥後、越前等の守を歴して、所在續有り、疽を背に発して卒す。時年五十八。¹⁰

「良吏」の代表的人物の一人である藤原高房は、美濃介在任時、土地の人々が、陂渠の神を恐れ、陂渠の神の呪縛を破れず、隄防の修築が出来なかつたのを「もしかりそめにも民を利すれば、死しても恨まず」の決意をもつて「民を駈して隄を築」き、「漑灌流通」させ沃野を復活させた。また俗信が「一種滋蔓、民毒害を被る」処に「単騎入部」して其類を追捕し、「是れに由つて復た瞰心之毒無し」という状態をつつた。いずれも、さつそうたる「良吏」ぶりで、まさに『文徳実録』が、その事蹟を載せるに値する行為である。この文中にもみえる天長三年（西歴八二六年）が『帝王編年紀』に、「仲野親王（桓武皇子）、始めて上総大守と為す。賀陽親王（同皇子）常陸大守と為す。葛井親王（同皇子）上野大守と為す、親王の任国此れより始る。」とみえる如く、親王を任命でもしなければ、到底地方政治が成立しなかつた当時の一般的状況を考えれば「尚更」であろう。

では「良吏」藤原高房をして、以上のようなさつそうたる行為を行

なわしめたのは、何であつたのか？ 彼は、親王が大国の大守に任命される時点の国司であり、「參議從四位上藤嗣第三子」で、いわば中央の貴公子である。当時のことであるから、仏教や儒教が、自然や社会（特に經濟の分野）について全面的に分析したりする學問的武器をほとんど全く持ち得ていないのは論ずるまでもない。しかしながら、これとも人間の自然との斗いの一定の集積の上に展開した。その限りで、一定の科学性を内包した宇宙觀、自然觀、そして「神」觀とも言うべきものを持つていた。こうした「開かれた」宇宙觀、自然觀が、彼のいわばさつそうたる行為とも言える行為の背景にあり、現実に「漑灌流通」して、沃野を復活し、また俗信を打破した。そして、これらの上に「良吏」として、中央政府の支配をそれなりに深く浸透させ、律令制政治を再建させた。これが、在世中には榮転に結びつき、『文徳実録』に事蹟を載せられることになつた所以である。

おわりに

全く素描的に、日本の古代の「呪術」についてみて来たが、本質的な変化は中世的、封建的なものへの変化については全くふれなかつた。

しかしながら、中世思想の中での領土の物神性の問題、浄土系思想の中に現われる神社不拜等も、以上の視点との關係で考えられるのではないか？ これらについては、別の機会に述べて見たい。

なお引用した史料をすべて「訓み下し文」になおし、またルビなどを省略したのは、読みやすさと印刷の便を考えてのことで、全く他意はない。

〔註〕

- (1) 岩波版『日本古典文学大系』2 「風土記」五五頁。
- (2) 同五一頁
- (3) 石母田正「古代の生産力の特徴」(『古代末期政治史序説』所収)
- (4) 吉川弘文館版「人物叢書」
- (5) 天平勝宝元年二月丁酉条
- (6) 文武天皇四年三月条
- (7) 和銅二年十月条
- (8) 養老元年四月壬辰条
- (9) 養老六年七月己卯条
- (10) 仁寿二年二月壬戌条
- (11) 天長三年丙午九月条

研修会報告

私立中学校論

新 宮 讓 治

(1) 中学校自主性尊重論の台頭と表現

本学園高等学校では、昭和四十五年度にカリキュラムがかなりの抜本的姿勢と内容で改訂された。その基本的特徴はおおよそ次の三点に要約される。

- (1) 大幅選択制の採用
- (2) グレード別時間帯の設置
- (3) 特別研究講座の設定⁽¹⁾

この新カリキュラムの編成は、 \wedge 自主的・自発的に学ぶ喜びと意義とを知ってもらうこと \vee ・ \wedge 資質に応じてグレード別のコースに編成、授業の効果をよりに上げるべく努力させる \vee ・ \wedge 教科・教科書にとらわれがちな高校教育から脱皮すべく、教員の専門的知識や個性を充分に発揮し、生徒と一体となって学習の本質に触れる \vee という意図のもとで、ほぼ一年間の討議を重ねた成果であった。

カリキュラム問題は、改訂前四十四年のほぼ一年間、教諭会議・カリキュラム委員会・教職員組合（特に教育問題小委員会）など学内あげて精力的に論議されたが、その教師の熱意を支えたものはおおよそ次の三点に整理されよう。

一つには、 \wedge 科学技術の進歩と経済の高度成長 \vee のもとに提起された中央教育審議会答申、いわゆる中教審路線といわれる上からの教育改革案、中等教育

についていえば、 \wedge 幅広い資質と関心をもつ生徒の多様なコース別、能力別の教育 \vee という表現になって四十六年に発表された構想の審議、一方では \wedge 身銭をきって、子どもを高校へ、大学へと進学させたいという親の願望 \vee \wedge 切実な、かなしいまでのほげしさ \vee にあらわれた国民の教育要求・教育関心の高まりという社会情勢、二つには、戦前戦後を通じてほぼ一貫して続かざるを得なかった経営主義の結果の過密教室などにあらわれた教育諸条件の悪化、優秀クラス編成とその結果生ずる多数の沈滞部分といわれる生徒の発生などにみられる教育上の矛盾が、七〇年安保問題を前にして本校でも学園紛争に発展しかねない情況もみられたこと、三つには、教育問題が活動方針の一つの柱に立てられてカリキュラム問題などさまざまな教育上の問題を積極的にとり組む姿勢で組合運動がいちじりしい高揚をみせたという諸情勢による。

四十四年中の論議の中心は高等学校のカリキュラム編成問題であったが、この過程で独協教育の全体が鋭く検討され吟味されることになり、必然的に他の問題、とりわけ教育を推進してゆくための学内組織が組上に乗せられた。

その結果、中高一貫教育⁽²⁾が提起され、それを実効あらしめるための中学校の充実・中学主管団の編成・中学教育の自主性尊重という方向で学内組織変革論も含みつつ教育論議が展開していった。

四十四年の論議を基礎に四十五年より再出発した中学校の基本方針は、「基礎的な学力をつける」・「体力づくり」・「豊かな情操を養なう」という三本柱にした。四十六年にはさらに「自由ななかにも節度ある生活」を加え、これら基本方針にみあった具体的・立体的な教育プログラムの作成を急いだ。

カリキュラムのなかに、四十五年度より \wedge 表現力・思考力の涵養を目的として、週一時間の作文の時間⁽³⁾が設けられた。

生徒の学力を客観的に把握するための「標準テスト」（三ヶ年計画で実施）・皆泳をめざすプール指導・映画会・演劇観賞会・作文教育の成果を発表する文

集（四十七年度第一回発行）など、中学部会で検討を加えつつの新しい諸教育活動が加わり定着していった。

これら本学園の中学校問題は、近年の動向のなかで考えてみると、さまざまな問題を残しつつも教育運動の成果と課題としてとらえるべき性質のものであらう。

(1) 「独協PTA会報」四号・昭和四十五年六月・カリキュラム改訂について（神田）

(2) 同前

(3) 文部省「教育改革のための基本施策・中央教育審議会答申」一〇ページ
(4) 同前・二一ページ・四十六年の答申に先立ち、四十四年六月、「わが国の教育発展の分析評価と今後の検討課題」が中間報告としてでた。その

中で「中等教育（今後のおもな検討課題）」(3) 社会的要請の動向を予測し、生徒の進路志向を勘案するとともに、後期中等教育全体の多様化との関連をも考慮して、高等学校における普通教育のあり方について再検討すること。Vとある。

(5) 教育制度検討委員会・梅根編「日本の教育はどうあるべきか」勁草書房・二ページ

(6) この表現は前掲「教育改革のための基本施策」第2初等・中等教育改革の基本構想で「(2) 中等教育が中学校と高等学校とに分割されていることに伴う問題を解決するために、これらを一貫した学校として教育を行ない」（傍点筆者）という表現もあって自然に世に定着しつつあるが、自身は一致しない点が多い。これは、中学校・高等学校併設校の特殊性を生かして、受験勉強に追われぬ真の教育の場として展開したいという観点から学校全体で模索した結果の体制で、その時点でのおおよその総括は独協学園教職員組合「組合ニュース」二号に筆者が報告している。

(7) 「独協学園入学案内」四十九年度

(2) 今後の課題

かくして四十五年度より新しく発足したわが独協中学校も無数の克服しなければならぬ問題を残している。

四十六年度から、中部部会・学年会・中学校主任・進学指導係など一定の保障を得た組織と役割が実現したけれども、現実には多様な教育活動を展開してゆくのに充分ではない。

中学校の自主性が尊重され独自に教育活動を展開するということは、中高併設校といえども単独校に近い事務量および雑務が要求される結果になるが、現実には、場当りの各種委員会を臨時に組織するとか、学年会または特定の個人が請負う形で処理している。例えば四十七年度より中学生徒会の独立・分離があったけれども、この生徒会の助言・指導を担当するのは便宜的に、中学校主任と生徒会委員を多数選出した学年またはクラス担任が当たっている。

今後、六〇〇名近い生徒に対応する教育活動を展開してゆくのに、最低、中学校専務の生活部、教務部担当の教員を確保したい。既存の体制にこれらの担当教員が授業時間数などの一定の保障を得て加われば、教育活動展開にかなりの改善が見られるであろう。当面中学校が中学校として独立した機能を果すのに必要な最低限の組織上の配慮が望まれる。

四十六年より、中学校の生徒募集数を一八〇名とした。つまり一クラスを四十五名編成にしようということである。現実には五〇名近い生徒で一クラスを編成しているわけであるが、さし当りの課題として定員数を厳守しやゝ長期的な課題として教育制度検討委員会の報告に示めされた方針「学級編成の基準を一学級三〇人に引き下げること、学校の規模は校長がほぼ全生徒の顔と名前をおぼえる程度にすること」⁽¹⁾を目安とする。

是非とも解決しなければならぬしかも重要で困難な問題の一つに、中学生が

高校生とは別の校舎で学ぶ校舎建設または改築・修築を中心にした教育環境の整備があげられる。中学生がその心身の発達にふさわしい学習と生活を十分に経験し確立したあとに、高等学校段階に新しい気分分で進学できる体制の整備を必要とする。

一貫教育の内容が、一般によく指摘されるような、節目のない安易なエスカレーター学校とか、中高ゴチャマゼの非教育的環境肯定の思想に解消する危険を避けるとともに、その改善が早急にのぞまれる。

現在の日本の状況の中で、一つの学校の、特に一私立学校の理想的なありかたを空想論としてでなしに求めるならば、当然のことながら厚い壁、特に学校教育を維持発展させるべき財源上の困難に突き当たり、遂にはその理想主義が逆転して私立学校否定の思想にさえ転化する可能性もある。それにもかかわらず、私達は私立中学校の未来的な展望を、一つには、国民の教育権ないし教育の自由の原理から、私学の設置、開設の自由（私学の教育権）の上に立って私学が具体的に果し得る社会的役割の認識、二つには、それらを前提にして私立学校もまた国公立と同じく国民の教育を受ける権利を保障する教育機関であることの認識、そして、この二つの認識の上に立った「公費助成」の観点から、えがくことができるのである。

市民革命期の教育理論や思想は、特にコンドルセにおいて今なお教師に生きたましを与えてくれる。彼によれば、¹⁾教育目的は人間の内面形成であり、それが私事性を有するところから、国家権力の教育介入は許されず、国家の教育に対する主宰指導権も否定される。これに対し親権は、子供の権利実現のための親義務の優先履行権としてとらえられ、家庭教育が理想の教育方法とされる。もっとも、家庭の延長、家庭機能の委託、私事の組織化、親義務の共同化としての学校の存在は認めるが、²⁾そこでの公教育は、公権力から独立し——知育に限るべきだとする。³⁾

五十嵐頭が、⁴⁾教育の民主的発展史の遺産は、今日のわれわれの手許では既に現実性を捨棄した普遍的な理念のことばでつたえられるのであってみれば、なおさらそれを、現代の教育現実による試練によって節づけられる必要があるのであり、これらの節づけによって後代につながられていくものと考えるのである。各時代の民主的課題によってしめくくられている教育の史的発展の像を彫り刻むことは、こんにちの民主教育理論の教育学の課題であるとおもうのである。それは、民主教育のためにつくした人びとのすべての努力の潮流が注ぎこみ、やがて新しい川床を創って流れだすのに必要な貯水池の役割をはたすことであろう。⁵⁾と発言しているように、過去の遺産はわれわれの手で継承し具体的に発展させねばならない。

大島孝一は、⁶⁾明治憲法・教育勅語の時代にあつて、ことさらに教育の「私事性」すなわち「教育の自由」をもって設定されたはずの私立学校が、今日官僚支配に屈しないで「自主性」を貫こうとするゆえんは何か。それは、公立学校では果すことのできない特徴をもって、教育基本法の本質を生かしてゆく試みがなされる場所こそ私立学校であるという自覚である。ここでは、私立学校が公立学校の補完物どころか、もっと積極的に日本の教育界に問題を提起すべき役割をもっているのである。いわば、公立学校にとって不幸な事態が、私立学校の当面の存在理由を与えているという状況なのである。極論すれば、日本の教育が原則的な方向に立ち帰ったとき、私立学校は必要のない存在となるかという問題である。⁷⁾と過去の私立学校の一般史を評価しつつ、私立学校の未来的展望への警告を示唆する。

大正デモクラシーの中での「新教育」をめざす沢柳政太郎の成城学園、羽仁もと子の自由学園、赤井米吉の明星学園などについてのかがやかしい私学の歴史とその後の挫折は多数の教育史家の指摘するところである。

例えば伊ヶ崎暁生はこの挫折を、⁸⁾労働大衆と遊離した中産階級、知識階層

の子弟のみしか包含しえず、成城のように膨大な土地を購入し、大半を住宅地として分譲し、その利潤で学園が経営されるといふ経営主義を生みださざるをえなかった。そのような経営主義を第一とする私学経営自体、「新教育」の理念を形骸化し、失わしめていった。⁽⁵⁾と指摘する。

学校教育を展開してゆくためには、教育活動を展開してゆく専門家としての教師集団の確立が不可欠である。四十四年以来唱えられた「中学校主管団」の発想も元来そこにあつたのであつて、特に公権力の介入の制限、教育の自主性・自律性の原理がより大幅な私立学校の場合、教育の公共性確保の観点からもより重要な問題である。

自主性・自律性と公共性の両面が直に確保され、教育の場として社会の検証に耐える私学は積極的に公費助成がなされるべきである。

大島孝一は前述のように私立学校への未來的展望への警告と同時に、つぎのような具体的な展望の提言もする。

△私立学校における教育費そのものは、特徴のある教育を行なうためにはむしろ公立学校よりも高額である場合も考えられる。その場合であっても、公教育としての最低限の必要額は国が保障すべきものである。いいかえれば、父母負担額は私立学校の場合公立学校のそれより若干多いことがあつても、おのずから限度があるべきである。従つて、現在の公立学校の授業料（小中学校の場合は無償）を一つの基準として、年次計画的に父母負担額を軽減するような方を講ずべきである。▽

△教育施設——国または地方公共団体の責任において長期、低利の融資の制度を拡大することによつて、計画的な充実を無理なく実行できるようにしなければならぬ。維持、償還のための経費は学校が支出しても最終的な帰属は学校であるような制度が保障されるならば、これまでのような経営主義でなく本来の教育に立ち帰ることになるであらう。⁽⁶⁾▽

独協中学校における（実現可能な）理想的教育を觀念論にならないで述べようとするれば、視点を学内問題にのみとどめた瞬間に暗礁に乗り上げてしまう。特に財政上の問題は、旧來の觀念にとらわれておれば自らの生命（私立学校の教師としての生命）を否定せざるを得ない。私学の教育権を理論化しつつ、学助成が国民的な運動として、国および地方公共団体のレベルで急速に高まりつつある現在、歴史の教訓に依拠しつつ教育内容を高める運動の中で、視点を社会全体に拡げるならば、山積する諸問題も解決への糸口がみえてくるように思う。

(1) 前掲「日本の教育はどうあるべきか」・一四二ページ

(2) 利谷信義△「国民の教育権」の基礎づけ▽（季刊教育法2号）より引用・

コンドルセII松島鈞訳「公教育の原理」第一編公教育の本質と目的・世界教育学選集23・明治図書参照

(3) 五十嵐顕「現代教育史における民主主義教育の發展」講座現代民主主義

教育第一巻・青木書店

(4) 大島孝一「小中高等学校における私学助成の問題」教育法学叢書3・私

学の教育権と公費助成・一四五ページ・勁草書房

(5) 伊ヶ崎暁生「私学教育の理念と歴史」前掲教育法学叢書3・二六ページ

(6) 大沢勝「教師不適格等を事由とする解雇の可否」（季刊教育法7号）を参照

(7) 大島孝一・前掲書・一五一ページ

(3) 独協中学校のカリキュラム再編成の展望

先に、独協高等学校カリキュラム改訂の特質および編成過程の概略を述べたが、中学校教育、特に私立中学校に一層直接的にたずさわる者として、独協中学校でのカリキュラム問題に今後どのように取り組むべきかを、学校内外の現状の一部を分析しつつ一応の展望をこころみたい。

中央教育審議会答申「教育改革のための基本施策」ではつぎのように私学政

策にかなり意欲的な提言をしている。

△公教育の重要な役割を分担する私立学校の公共性を確保するとともに、そこにおける教育条件の整備と修学上の経済的負担をはかること。▽(本文)

△私立学校は、幼稚園および高等学校の教育については大きな比重を占めており、小中学校においても独自の特色をもつものが少なくない。しかし、全般的にも経営上の理由から、教育条件が不満足な状態になったり、父兄の経済的な負担が過重になったりする傾向がみられる。本来、私立学校は公立学校とともに公教育の重要な役割を分担するものであり、そのような状態を放置することは、一定地域内にしか實際上修学の機会を確保できない地域住民に対しては、いちじるしく教育の機会を不均等にすることもである。このような事情を考慮し、希望しないものを除き、私立学校に対しては、公立学校に準ずる財政援助を与えるとともに、教育条件の確保と地方教育計画上の調整について必要な行政指導を行なうことを検討すべきである。▽(解説)

中央教育審議会をしてこの提言をなさしめたのは、先に述べた「徹底した受益者負担主義」の破産を、事実上、上から認めた画期的な提言として受取り、公教育の重要な役割分担を果し、しかも特色ある私学の大幅公費助成を積極的に獲得してゆく運動のため的一面での拠りどころとして私達は認識してもよいのではない。

中央教育審議会の中で私学経営に対する認識論上の問題は別にして、答申の中には政府の私学政策に不安を感じざるを得ない点も多々あるのも事実で、例えば△私立学校は、さきに述べたとおり、公立学校とともに公教育の重要な役割を分担するものであり、地域住民に対する教育水準の維持向上について必要な行政上、財政上の施策を、公・私立学校を一体として総合的・計画的に推進しなければならぬ。そこで、現在都道府県教育委員会と知事とに分けられて公・私立学校に関する地方行政を一元化する必要がある。▽(3)

記述の中でも、私立学校への施策を、行政と財政を同格に、もしくは単純に文章上から見れば行政を上位に位置づけたり、公・私立学校行政の一元化²強化の方向をうたひたりする行政権による私学の統制の思想がある。つまり、記述の中に「ノー・サポート・ノー・コントロール」の思想から、一挙に「サポート」もするけれども同時に公共性の名もとの私学統制への発想転換がみられる。

私立学校の存在意味は、「ノー・サポート・ノー・コントロール」という形において私学のことについては政府は関与しないという自由放任²外見上の独自性の尊重にあるのではない。教育の自主性・自律性は教育の正しい公共性²にうらうちされていなければならないし、またそのために教育の外的条件²教育活動を支える物的基礎整備への財政上の施策も要求されるわけである。

そして、公共性をもつ教育を具体的に展開してゆくのは、私立学校では親から直接教育について信託を受けたその学校の教師集団であり、だからこそそれは真に民主的な形で相互に教育上の諸問題を点検しあい、研鑽しあい、一致して生徒の教育に責任を果し得る組織でなければならない。

堀尾輝久は、△教師が教師であるためには、まさしくこのような、きびしい自己点検と不断の自己形成への努力が要請されるのである。もし教師が統制に属し、創造的、批判的精神を失い、あるいは、単なる下請け労働の提供者に安んじるとすれば、そのことよって、「教育の自由」の根拠を崩壊させ、自ら教師(傍点ママ)たることを放棄するものというべきであろう。しかも、その過程は、仲間の援助と支え合い、研究の交流と人間的な鍛え合いのなかで、はじめて果される。▽(4)

さて、本学園中学校に立ち帰って、独協教育が私学として世の検証に耐えるものかどうかという極めて基本的な問題を考えてみると、大学・医科大学への連続、六ヶ年一貫教育、語学教育(特にドイツ語教育)の古い伝統、医師が

多数輩出したという実績など、かなり親から信託を受けるに足る素地はある。素地は素地であって親の信託に足る具体的な教育を展開する実体がなければならぬ。

最も典型的には、熾烈に展開される受験競争↓差別・選別化の傾向、公権力の直接介入にもなう教育の画一化の傾向などにあらわれる公立学校の教育状況の悪さのうえに、いわば日本の教育のネガティブな要因の中で私立独協中学校への社会の一定度の信頼が形成されているのではないか。独協中学校の教育は、その特色を、独協学園の歴史と現実を分析する中で問題点をほりおこして克服しつつ、創造的に充実する方向で展開することによって私立学校本来の社会的役割を果せるように思う。

そのための一つの重要な課題として教科過程(カリキュラム)と教科学習内容の自主的編成があげられる。

中・高一貫教育の体制というのは、かなり厳密な吟味、検討を必要とはするが、現実において、三ヶ年制公立中学校よりもかなり自由な教育が展開できる客観的条件に恵まれている側面をもつのであって、教師集団の力によって真に教育的な配慮のもとで独自のカリキュラムと教科学習内容を再編成すべきである。

自主編成という仕事は、本来、私達教師が日常的に実践していることであって、国で定められた学習指導要領にもとづいて検定教科書がつくられ、それをそのまま教えておれば問題が無いということ自体あり得ないことであり、教育という仕事そのものが「自主編成」といういとなみの側面をもっている。

自主編成の必要を痛感する一つの理由は、六ヶ年一貫教育の中で、文部省の要求する教育内容をすべて消化することが正しいかという疑問である。公立中学校がひたすら学習指導要領に示された教科内容の消化に追われるのは受験のためであって、公立中学校の教師の本意ではない。

現在の日本の小中学校の学習量の多さと内容に対する批判的見解の一つとして教育制度検討委員会の報告がある。△教科書それ自体の内容が、あるいは科学的・系統的でなく、あるいは不必要な教材で盛り沢山になり、無味乾燥なかみで子どもたちに魅力がないという事実は重大である。▽△現行教育内容の効率的学習のために、プログラム学習、チームティーチング、構造化などの学習法を派手に紹介する。また教育機器(OHP、CAI——コンピュータを使った個人別教育システム——)の導入が叫ばれ、ティーチング・マシンが救世主であるかのように登場する。▽と。そしてこの問題解決について「とくに重要なことは、教育内容の教育科学的研究にもとづく精選と教師の自由と活気にみちた教育実践」(傍点筆者)をあげている。

さらに同委員会の第二次報告によれば、△なによりも必要なことは小・中・高校の盛りたくさんの教育課程を思い切って簡素化し、それにしたがって毎週授業時数を大幅に短縮させることである。私たちがしめした原則にたち、従来の研究と実践の成果を生かして、教育課程を構成すればそれは十分に可能なことである。そのおよその見通しとして、小・中・高校を通じて教科の授業にあてる時間数は週二〇時間内外、ほぼ午前中で教科の授業が終了するようになることをめどとすべきである。▽⁷というような極めて大胆な授業時間削減の提言に発展する。週五日制にも通ずるこの意見は、現代日本の学校教育がおかれていた社会的状況、父母、生徒の教育要求なども含めて真に厳密な検討を重ねなければならぬにしても、重要な問題提起として受けとるべきである。

自主編成のもう一つの観点として、カリキュラムを単純に教科への配当時間の増減、若しくは教科の配置学年の移動というような側面のみに矮小化する危険と無駄を避けることがあげられる。

このような側面が自主編成の作業の中ででてくるのは必然で、具体的にいえば、中学校で作文の時間を増設したことの意義は正しく評価されるべきである

うし、社会科の例でいえば、社会科公民を三学年時四時間配当のために、日本国憲法の正しい理解なしに一・二学年の中学生を送ることの教育上の評価、また極めて抽象的な概念を正しく駆使しなければ理解困難な経済の学習を、特に中高一貫学校の中で絶対に学習しなければならないのか、高等学校へまわすわけにはゆかないのかという問題なども検討の材料である。その他の教科についても教科別に厳密に検討し適切な時間の増減・配置を考えるべきである。

しかしながら、さしあたりもっとも力を入れなければならないことは、学習指導要領に示された標準時間とか、現行の本校の授業時間の改訂に精力を注ぐよりも、各教科別に学習内容を徹底的に吟味しなおすこと、そして、それを精選し、体系化し、加えるべきは加えて生徒が理解しやすい学習指導案を創ることである。それは当然のことながら既成の指導要領よりも教育科学的に一層高められた内容であり、また、いささかも個人の恣意性を許さない教師集団の中の相互の点検の中で生まれるべき科学的な内容のものであり、本校のみならず日本の教育現場でのきびしい試練、検証に耐えるものでなくてはならない。

- (1) 前掲「教育改革のための基本施策」・三五ページ
- (2) 同前・三〇ページ
- (3) 同前・三六ページ
- (4) 堀尾輝久「教師にとって研修とは何か」(季刊教育法2号)
- (5) 前掲「日本の教育はどうあるべきか」・二二―二三ページ
- (6) 同前・二二ページ
- (7) 教育制度検討委員会・梅根悟編「日本の教育をどう改めるべきか」勁草書房・二四―二五ページ

〔追記〕

この小論は「独協中学校の理想を求めて」という与えられたテーマに対する報告である。

「教科書裁判」についての報告

—憲法第二六条、教育基本法

第一〇条の問題を中心として—

永 澤 混

(一) 教科書裁判とは

東京教育大学の家永三郎教授は、昭和二七年以来三省堂の依頼により、高等学校用教科書『新日本史』を執筆して来た。しかるところ、昭和三〇年の指導要領の改訂に伴い、二七年発行の初版本を全面的に改訂し、文部省に教科書としての検定申請を行ったところ、二〇〇項目余の修正意見が付され、条件付合格となった。右の教科書は其の後数度の改訂を経た後(此の間の経過は第一次訴訟原告準備書面第一回に詳しい)、三七年指導要領改訂に伴い、同年八月五訂版原稿について検定申請を行った。(一次検定と呼ぶ)

ところが、三八年四月文部大臣はこれを不合格とし、家永教授と三省堂に其の旨告知した。同年九月家永教授は前記原稿に修正を加え、再度検定申請、これにつき三九年文部省は三〇〇項目に及ぶ修正意見を付し条件付合定とする。

(五訂版第二次検定)

家永教授は文部省の意見に沿って修正した上で、三省堂から『新日本史』(五訂版)として発行した。

此の点につき、家永教授が文部大臣の違憲法的な修正意見に従わざるを得なかった精神的苦痛に対する慰謝料請求、及び逸失利益の損害賠償を国に求めた

のが、所謂第一次訴訟である。

此の第一次訴訟に対し、東京地裁民事三部（高津環裁判長）は、四九年七月被告たる国に対し、一〇万円の支払を命じた。（以下高津判決と呼ぶ）高津判決は形式上は原告の一部勝訴であるが、実は原告の全面的敗訴であった。

更に四一年一月家永教授は前記五訂版の改訂を申請した。此改訂は第二次検定の際修正した個所のうち意に沿わない部分を修正前の記述に戻した六個所をも含んでいた。ところが四二年三月その六個所の改訂部分は全部不合格となつた。これにつき家永教授が処分の取消しを求めたのが所謂第二次訴訟である。これに対し、東京地裁民事二部（杉本良吉裁判長）は原告の申し立てを略全面的に認め（四五年七月）、文部大臣の前記検定不合格処分は憲法第二一条二項（検閲の禁止）及び教育基本法第一〇条に違反するとして、不合格処分を取消した。これを杉本判決と言っている。

(一) 主なる争点

上記二判決は全ての点に於て対照的な内容を含んでいるが、主なる争点は次の通りである。

(イ) 憲法第二一条一項（表現の自由）の問題

憲法で保証された表現の自由の中に、学問研究の成果を高校以下の教科書に発表する自由まで含むか否か。

(ロ) 憲法二一条二項（検閲の禁止）の問題

本条で保証された学問の中に、高校以下の教育機関に於ける教授の自由をも含むかどうか。高津判決はこれを否定した。従前の学説も、学問の自由は大学のそれを意味するものとしていたが、杉本判決及び最近の教育法学は寧ろ高校以下の教授の自由を肯定している。

(ハ) 憲法第二六条、教育基本法第一〇条の解釈（次節で述べる）

(ニ) 憲法第三一条（適正手続の保障）の問題

本条は刑事上の手続だけを定めただけのものかどうか。検定制度は実定法上の根拠を有しているかどうか。その他手続、規準に違法性がないかどうか。

杉本、高津両判決共第三一条は刑事手続を定めたもので検定処分のような行政手続には適用がないものとした。また検定制度は法治主義の原則にも違反しないとされた。

(ホ) 家永氏の教科書中問題になつた個所の記述内容の不当

例えば最澄の生年とか記紀の記述内容等のことであるが、此点に関し、両判決は実に対照的な姿勢を見せている。

高津判決に於ては、問題となつた全ての個所に就いて再検討（裁判所に於ける再検定とも言える）を加える。一例を挙げると、最澄の生年は七六六年と七六七年のどちらが正しいか、というようなことを論じているのである。

だが、このような事項は裁判官が判決文の中で論ずべきことであるかどうか重大な疑問が残る。寧ろ、これこそ学問的に実証すべきことであつて、一裁判官が判決で確定（めいたこと）を下すべき事柄ではあるまい。仮令結果的に正しいとしても、である。

これに対し、杉本裁判ではこのような学問的論争に就いては極めて謙抑的である。例えば「関東軍特別大演習」の記述の当否は、「いずれも教科書に盛られた執筆者の思想（学問研究の成果）内容を事前に審査するものというべきであるから」許されないとしている。

これらの争点は言うまでもなく互に関連し合ひ、複雑な論争を捲起しているが、今は極く大まかに上のように纏めておく。

（四）教育の自由の問題

国側は教育の自由を原則的には否定する。準備書面（特に第二次訴訟四回）によると、教育権の所在に就いては、概ね次のように主張される。

我が国は議会制民主主義を採用しているので、国民の総意は選挙を通して国会に反映される。よって国会で制定された法律は国民の総意思であると見做し得るから、法律に基づいて行方限り、国（具体的には文部省）が教育の内容に関与したからと言って、教育基本法第十条の「不当な支配」であるとは言えない。寧ろ、現代の国家は福祉国家を実現するため、公教育制度を設け、教育の機会均等、内容の保証、水準の維持に努める必要がある。そのためにも積極的に教育内容に関与する責務がある。家永側が主張するように教育内容を教師が定めるとすれば、その内容が国民の総意を反映している保証はないし、その責任を問う方法もない。国は教育の外的が条件の整備のみならず、何を教えるかというような、内的な面にまで関与できるのである。

此「国の教育権」の主張は高津判決に於て認められている。即、教育行政も民主主義の原理が妥当し、公教育を運営する責務と権能を有しているのは国のみであつて、国民が教師に直接子供を教育する責任を付託するようなことは現行制度では認められていない。よつて教育基本法第十条の「教育は……国民全体に対して直接に責任を負つて……」というのは教育者の心構えを宣明したに過ぎず何らの法的効果も生じない、と。

一方、この言わば「国の教育権」に対立するものとしては、杉本判决で宣言された「教育の自由」「国民の教育権」の考えがある。同判決によると、憲法六条第一項は「すべて国民は……ひとしく教育を受ける権利を有する」と定

め、第二項で「すべて国民は……その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は無償とする。」と定めるが、これは国民一人一人に均しく教育を受ける権利を保証し、その反面国に対して右の権利を実現するための措置を講ずべき責務を負わせたものである。更に、右の子供の教育を受ける権利に対応して、子供を教育する責務は親を中心とした国民全体にある。そして教師は直接に此責務を親から付託され、自らの責任に於て教育を行い、国民全体に責任を負う。国家は右の責務を遂行させるための助成を其任務とし、教育内容への介入を必然的に要請されるものではない。

このような考えは、高津判決が是認した「国の教育権」と根本的に対立し、教育基本法第一〇条の解釈では更に顕著になる。即ち、国の教育行政は教育施設の管理等の外的事項に限られ、教育課程等の内的事項に権力的に介入することは許されない、このような介入は同条の言う不当な支配に該当する、よつて教科書検定が教科書の記述内容の当否にまで及んだ場合は同条に違反する、と断定した。

教育の自由に対する、このような見解の相違は、教育というものの見方、評価、議会制民主主義の解釈の違いにあらう。国側及び高津判決によれば、教育も一般の国政も区別はなく、多数決の原理に従うものである。故に教育内容までも国に付託してしまふのに対し、家永氏及び杉本判决に於ては、教育それ自体学問であり真理の探究である。従つて教育は多数決原理に馴染まぬものであり、それ故人間の内的価値観によつて左右される教育の内的事項まで国家に付託するものではない、ということにあらうか。

教育内容を学問の一部として見るならば、何が真理かなどということを権力が断定するのは確に疑問がある。何が真理かを追求するのが学問であり、教育も又学問であるとするならば、これに権力的に介入するものがあれば、教育基本法第一〇条に言う不当な支配である。このような不当な支配を排除するのが裁

判所の任務である。裁判所が、何が真理で何が正しいかを判定することは正しくない。このような観点からすれば、高津判決には根本的に疑問を感ずる。また文部省が第一になすべきことは、教育内容への権力的な介入などではなく、真に専門的立場からの助言、指導である。それが正しいものであるならば、法的拘束力なき指導であっても、「正しいものへの尊敬」を生ぜしめるはずである。

(四) 今後の問題

現在は高津、杉本両判決共控訴審の段階であり、今後上級審が如何なる判断を示すかは予断出来ない。

とは言え、戦後の教育斗争の積重ねが杉本判决という画期的な判決を生み出したと考えるならば、もはや此判決の意味を軽々に否定することは出来ないであろう。ただ最後に問題点を挙げておこう。それは教師に教育が付託されている、ということであるが、これが個々の教師の恣意を意味するものでないことは論を俟たない。ここに言う教師は教師集団を意味するのであるが、国民の子供を教育する責務を付託された教師集団が今後何をなすべきかは未だ十分議論がなされていないのである。(控訴審では此点に就き若干の論議があるようであるが、今は略しておく。)

国家の命ずるままの教育を行うのは寧ろやさしい。真に国民の求めているものは寧ろやさしい。真に国民の求めているものを探り出し、教育実践を積重ねるのは容易なことではない。杉本判决によって、教師集団は大変な責任と努力が要求されるようになったのである。

△参照文献▽

教科書検定訴訟を支援する全国連絡会編『家永・教科書裁判』(総合図書刊)

独協中学生に対する

標準学力診断検査の結果報告

児 島 康 夫

〇はじめに

かつて我々教員の間で、「どうも独協中学生の成績は思わしくない。」「特に高校になると独中上りの生徒の出来の悪さが目立つ。」というような会話が交わることがしばしばあった。それではどれほど悪いのかと言うに、厳密に他校生と比較したデータをもとにして言っているわけではない。個々の教員の印象からそう思うわけである。また、他の中学から来る生徒と比べて出来の悪さが目立つという時も、それは学力においてなのか、素行においてなのか、性格や気質においてなのか、はっきりしない感があった。

そこで中等部では四十六年より三年間、全国標準学力テストを行い、まず学力について本校生徒が相対的にどれくらい良いのか、または劣っているのか試してみよう、ということになった。それが今後の指導のあり方進め方を探っていく一つの基礎資料になれば、と考えたのである。

〇用いたテスト

テストは教育科学研究所編「中学校学力診断検査」(日本文化科学社)を用い、国語・数学・英語の三教科について行った。

この検査は、文部省学習指導要領に準拠しており、問題も特定の教科書に偏することがなく、典型的なものを選んでるように考えられた。

検査形式は客観的方法を採用しており、多肢選択法が用いられていた。ただ

し、数学のように特に思考過程を重視するものでは、この方法によっていないものもあった。

このテストが作製されるまでには全国各地で延べ四五、〇〇〇人を対象として実験を繰り返したそうで、この問題の妥当性と信頼度が確かめられている。そしてそこから全国標準の学力偏差値が求められている。

なお後に掲げる図表には、偏差値段階を1から5まで記してあるが、1は偏差値34以下、2は35～44、3は45～54、4は55～64、5は65以上である。

○結 果

(一) 全般的に見れば、本校生徒の学力は全国平均と比し、かなり上回っていると思われる。(図1、図3参照)標準分配曲線より著しく右の方、即ち段階5の方に寄っている。

その理由としては、公立学校と比べ、入試で一応選りすぐられた生徒が入ってくるということが第一に挙げられよう。

また都市部は地方と比べ、平均学力が高いという一般傾向を反映しているということもあろう。それは特に一年の英語においてはつきりわかかと思う。英語に対する関心は、地方に比べ都市部は遙かに高いと言われる。

(二) 四四年度、四五年度入学生徒に比べ、四六、四七、四八年度入学生は年を追う毎に向上している。(図1、図3、図4)

理由は最近世間における独協の評価が再び高まり、入学者が精選されてきたことと大いに関係があると思われる。四六年度の二年生(四五年入学)と三年生(四四年入学)は、三学級、一四〇名ほどであり、四四年ぐらいいまでは受験者はほとんど全入できた時代であった。しかし以後年々精選されてくるようになり、定員も一八〇名、四学級編成となっている。

また本校は四七年度まで、都内一流私立中学といわれている学校の試験日

(二月一日)とは日をずらし、二月三日に行っていたので、いわばすべり止めで受ける者が多く、合格してもかなりの者が手続きせずに他に流れるという傾向があったが、四八年度からは二月一日に実施することになり、最初から独協を第一志望にする者がふえたのである。

もっともこれは独協だけの傾向ではなく、学校群制度による都立高の不評判と、それに伴う私立学校再評価の気運とも軌を一にしている。それに加えて独協医大創設のことも影響があろう。

これらの事情が年を追う毎に成績が向上している事実に関係していると思われるのである。

但し、以上の傾向に一つ例外がある。それは四八年度一年生の数学が、四六、四七年度生と比べ、目立って落ち込んでいるということである。この標準テストは毎年五月に実施し、一学期に実施する場合には中学一年用ではなく小学校六年までの内容を持つ中学新入生用を用いることになっているので、それに従った。だからこの落ち込みは、最近広く問題になっているいわゆる「数学についていけない子」が急増しているという事実を、如実に表わしているのではないかと考えられる。とするならば、小学校課程における数学基礎力が最初からかなり欠けているわけであり、中学校における数学の授業もこの点を十分考慮に入れておかねばなるまい。

(三) 偏差値は75が最高であるが、得点からみると、それ以上の者が、各学年、各教科、必ず数名は居る。この偏差値75+ α という極めて優秀な生徒をいかに伸ばしていくか、ないしは伸びるのを邪魔しないか、ということは今後大いに検討すべき課題である。我々はとかく成績下位者に関する関心を奪われ易いが、本来力のある生徒をいかに豊かに向上させるかを考えることも同時に必要なのである。このあたりに六ヶ年一貫教育ということや私学の特色ということが大いに生かされるべきではなからうか。

(四) この標準テストを三年間受験したのは四六年度入学生であるが、彼等はこの教科においても三年生になると成績が落ちていく。(図1、図2)この傾向は四六年度入学生だけではなく、多かれ少なかれ他の学年についても言える。

(図1、図4)

こういふことは本校だけではない一般的な傾向なのかもしれないが、本校では高校入試のための受験勉強が特に必要でない、という特殊条件も大いに関係しているのではあるまいか。公立学校の生徒に比べ、やはり「だらけていゝ」という感は免れない。受験勉強をしなくてもよいというのは別に悪いことではなく、むしろ特権なのだから、大いにそれを活かして、本来の中学生生活を過ごすためにその精力を傾けてほしいものである。

○今後の課題

標準テストを三年間行った最大の収穫は、独協中学生の学力を他との比較において眺めることができたことであつた。本校生は学力において全国標準より劣ることは決してない。否、寧ろ一般的にはかなり高い学力を持っていることがわかつたのである。

そのような素質を持った生徒をいかに教育し、更に鍛えていくかが我々教員に与えられた課題なのである。このような常識的なことはあらためて言うまでもないのだが、やはりもう一度確認する必要がある。例えば「基礎学力をつける」という中等部基本方針の第一番目の目標も、果してその具体策がどれほど講じられてきただろうか。教育は教員一人一人の努力に負うところが大ではあるが、各教科、各学年会、中等部会、教諭会議等々で組織的、全体的に、きめ細かな具体策が検討されねばなるまい。

その他、一学年に数名は存在する偏差値段階1、2に属する者(図5)に対する対策、中学入試における厳選の問題等、課題は大きく拡がるが、それらに

ついて語るにはまだまだ資料不足、検討不足であるので、次の機会に改めて論ずることとしよう。

△付記▽ 以上三篇は、昭和49年8月22日～24日に千葉県館山市の独協学園「海の家」で行われた独協中学校、独協中高校教職員組合共催の教育研修会に出された報告を基調にして、夫々の担当者が新に書下したものである。

(編集部)

図1 年度による段階別の割合

事項	学年																
	1 年 生					2 年 生					3 年 生						
	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5		
偏差値段階																	
理論上の%	7	24	38	24	7	7	24	38	24	7	7	24	38	24	7		
国 語	実際の%	46年度	0	0	17.3	54.1	28.6	0	2.0	27.9	50.3	19.7	0	5.9	52.9	33.8	7.4
		47 //	0	1	11.7	52.3	34.9	0	1.6	10.8	47.9	39.8	0	6.1	22.5	47.6	7.4
		48 //	0	0.5	12.4	49.4	37.6	0	0	10.0	38.4	51.6	0.6	1.1	23.0	57.4	18.0
数 学	実際の%	46年度	0.5	5.4	13.3	43.0	32.8	6.0	4.2	31.2	45.1	12.5	3.0	13.4	42.5	30.6	10.5
		47 //	0.5	5.4	18.7	41.7	33.7	0	0	16.0	56.3	27.7	0.7	9.9	58.9	24.8	5.7
		48 //	0.6	7.1	20.8	49.1	22.4	0	1.6	12.6	53.7	32.1	0	6.8	56.4	31.8	5.0
英 語	実際の%	46年度	0	2.0	18.7	20.0	59.3	1.7	4.1	27.3	36.4	30.6	0	9.9	33.3	38.7	18.0
		47 //	0.6	1.2	7.2	25.0	66.0	0	0.7	5.3	41.0	53.0	0.8	4.2	32.5	40.0	22.5
		48 //	0	1.0	7.6	17.7	73.4	0	0	8.4	29.9	61.7	0	2.0	17.6	48.1	31.8

図2 46年度入学生が、どう変化しているか

科目	年度		46年	47年	48年
	段階				
国	5の段階の者		53名	70名	33名
	1と2の者		0//	3//	3//
数	5の段階の者		61//	50//	9//
	1と2の者		11//	0//	12//
英	5の段階の者		89//	80//	47//
	1と2の者		3//	1//	2//

図3 46~48年度一年生の成績

科目	年度		46年	47年	48年
	段階				
国	5の段階の者		53名	66名	73名
	1と2の者		0//	2//	1//
数	5の段階の者		61//	63//	41//
	1と2の者		11//	11//	14//
英	5の段階の者		89//	108//	115//
	1と2の者		3//	3//	2//

図5 偏差値段階
1と2の者

国 語	年度 \ 学年	1 年 生	2 年 生	3 年 生
	46年度	0 人	(3 人)	(8 人)
47 "	2 "	3 "	(9 人)	
48 "	1 "	0 "	3 人	

数 学	年度 \ 学年	1 年 生	2 年 生	3 年 生
	46年度	11人	(6 人)	(22人)
47 "	11"	0 "	(15")	
48 "	14"	3 "	12 "	

英 語	年度 \ 学年	1 年 生	2 年 生	3 年 生
	46年度	3 人	(7 人)	(11人)
47 "	3 "	1 "	(6 "	
48 "	2 "	0 "	3 "	

※偏差値1の者はごく少数，ほとんどが2

図6 偏差値段階
5の者

国 語	年度 \ 学年	I 年 生	2 年 生	3 年 生
	46年度	53人	(29人)	(10人)
47 "	66 "	74 "	(35人)	
48 "	73 "	98 "	33 "	

数 学	年度 \ 学年	1 年 生	2 年 生	3 年 生
	46年度	61人	(28人)	(14人)
47 "	63 "	50 "	(8 人)	
48 "	41 "	62 "	9 "	

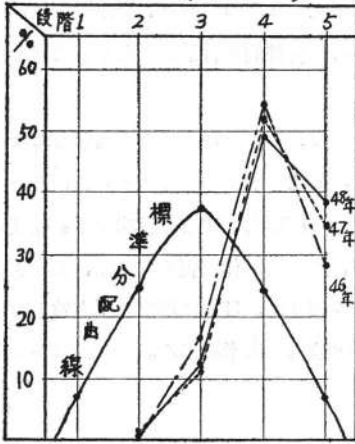
英 語	年度 \ 学年	1 年 生	2 年 生	3 年 生
	46年度	89人	(37人)	(20人)
47 "	110 "	80 "	(27")	
48 "	616 "	103 "	47 "	

※ () は学年3クラス，140人前後の時代
他は4クラス，190人前後

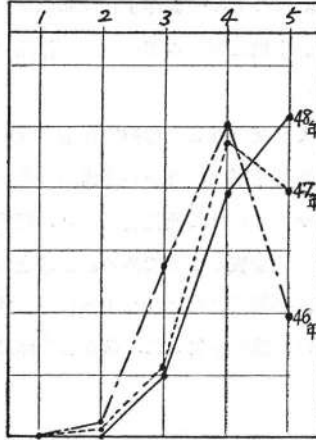
図4 分配曲線

<国語>

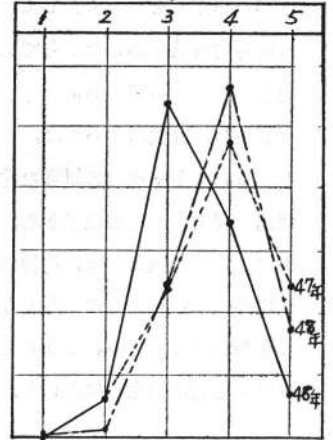
(1年生)



(2年生)

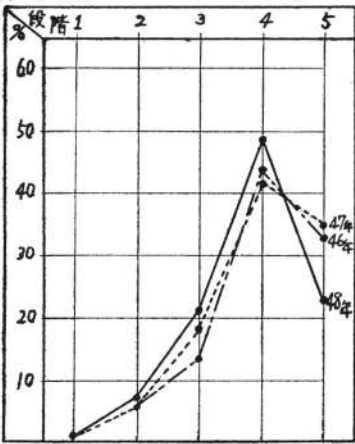


(3年生)

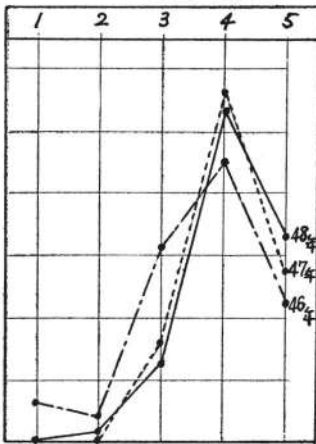


<数学>

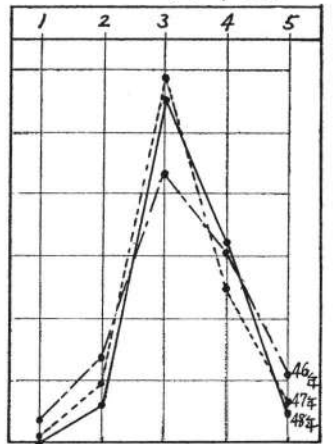
(1年生)



(2年生)

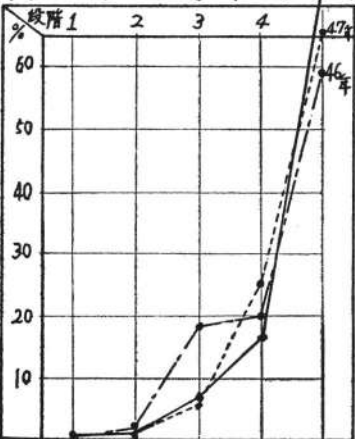


(3年生)

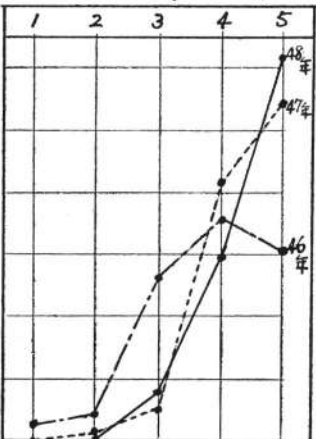


<英語>

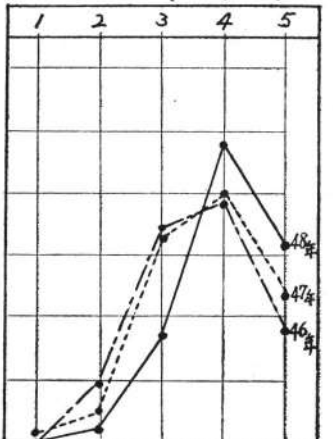
(1年生)



(2年生)



(3年生)



ヒュームが完璧な時代様式を確立した中世に強く惹かれ、新しい古典主義を標榜したことは偶然ではない。芸術様式のないところに健全な芸術は生まれない。中世においては、芸術家は自から一介の職人、あるいは一個の製作者をもって任じていた。ただものを製作すれば立派な芸術が生まれたのである。製作の背後に強力な精神的背景があったからである。中世における個々の芸術作品は、この精神的な背景に支えられて健全な芸術となりえたのである。

しかし、近代においては、このような一貫した精神的背景がない。すなわち、一定の芸術様式をもたないものである。ルネッサンス以降の近代の芸術家は、自から様式から逃がれ、孤独を求めたのである。芸術における様式の喪失がここにはじまる。ロマン主義は孤独礼賛であり、様式からの積極的な逃亡を意味する。様式の喪失は、言葉を換えれば、精神の共同体を喪うことである。がひとたび、この共同体が喪くなれば、芸術家は己れ以外に頼るべきものがなくなる。芸術家はただひたすら自己の能力を頼りに、日々に新たな「実験」を重ねてゆかねばならない。こうして互いに脈絡を欠いた、孤立した作品の実験場が出来あがる。これがほかならぬロマン主義の宿命ではないか。

心的、自然主義的世界観をもつに至ったと言える。中世においては、人間は限られた存在であり、つねに神に操られる立場にあるとの自覚があった。しかし、近代の人間は世界の、宇宙の主人たらしとする。原罪の観念はルネッサンスとともに滅びたのである。しかし、神の観念が消えたのではない。神は遍在するという汎神論がその証拠でもある。「神」は姿を変えて生き続ける。このような考え方は、近代思想の根幹をなすヒューマニズムと自然主義に支えられている。

近代人の信仰はほかならぬ人間の理性にたいする信仰である。一切の価値判断の能力は人間に内在すると信じているのである。近代における人間の理性はひっきょう、中世における神と同等の権威をもつことができた。

ところが、この近代人の理性信仰の基盤が19世紀末には瓦解しはじめる。翻って考えてみれば、理性も結局、自然物の一部に過ぎぬから、完全無欠である筈はない。理性も時として間違いを犯す。同じ自然物である理性を信じてもいつか破綻が訪れる。理性が人間にたいして謀叛を起さぬという保証はどこにもない。

近代の誤謬をとおして、われわれは改めて己れ自身に問いかける。神なくして果して一個の人間たりうるか、と。

ある特定な時代には、教義には思われず、人間精神の不可避なカテゴリーのように思えるある種の教義がある。ひとはそれを単なる正しい意見とは見做していない。それがまったく精神の一部となってしまう、その極めて奥深くにあるので、実際にはひとはそれを全く意識しないからである。ひとはそれを見るのではなく、それを通して、他のものを見るのである。

これは近代ヒューマニズムに向けたヒュームの批評である。

彼は果して中世を、あるいは中世主義（ミディーヴァリズム）をどう見ているか。ヒュームは書いている――

人間は限られた存在であり、相対的な次元から一步も脱け出られないが、同時に、絶対的な価値、完全性を捉えることはできる。

私は、ヒューマニズムが単に新たな中世主義に場所をあけるために崩壊しつつあると想像するのでは決してない。

新しい時代が中世主義と共有する唯一のものは、人間の ある絶対的な 価値への従属ということであろう。

これと同じような考え方を、スペインの哲学者ホセ・オルテガ・イ・ガセットは古典時代についてこう述べている。

厳密に言えば、古典作家だけが古典的なのである。つまり自己自身と一致しているのである。全く別な時代に古典作家たちを食って生きよ、と要求するのは、その時代に自己偽造を強いるものである。古典作家から学び、手本としうるものは、その思想の文字通りの内容ではなく、かれの思想と生との間の驚くべき合致、かれがそのなかで活動していた完璧な自己との一致である。

あらゆるロマン主義の根柢にある考えは次の通りである。個々の人間は、可能性を無限にかかえた貯蔵庫であり、もし抑圧を加えている現制度を打破することによって社会を変革できたならば、その可能性は実現の機会にありつき、進歩が達成されるであろう……

古典主義とは、これとは正反対の考えであると定義してよいであろう。人間は極めて固定され、限定された動物で、その性質は絶対不変である。なにかまともなことを人間に期待できるとすれば、それは伝統と制度の力に俟つほかない。

ヒュームの提唱する「宗教的態度」とはいかなる内容のものか。それを説明するためには、時代の推移ともなう人間観の変遷を、あらまし迎ってゆくのが早道であろう。

西ローマ帝国の滅亡（476AD）に伴い、古代国家のメカニズムが崩壊したとき、「全体性の倫理」に個人の生の意味を看していた人間は、もはや生の支点を失なった。それまで信じて疑わなかったものが、実は見せかけに過ぎないとわかり、生きることの不安に戦いたのである。こうした危機に直面して、虚脱状態に陥った個人に残された道は、「個人の生」以外にはなかった。

ここに、全体ではなく個が、全体の倫理ではなく個の倫理が、問題となった。主体の存在そのものが総体性において問われだしたのである。ここにキリスト教の出発点があると考えられる。こうして人間は、絶望という契機を介して、本来独りだちでできる存在ではなく、自己を支える柱は、自身にも社会にも存在しないことを認め、己れのレーゾン・デートルを人間の外部に求めた。相対の次元に浮動してやまぬ人間は、永遠に厳存する絶対者とのかかわりを通して初めて、己れの存在理由を見出したのである。絶望の状況のもとでのこの「絶対の探究」が、中世における神の発見をうながした。

中世紀の思想を特色づけている根本の教説は原罪説である。人間は生来悪しき存在であり、神の国に入ってから初めて善きものとなれる。アダムとイブの没落によって、人間は超自然的な神の恩寵の世界から永久にエグザイルになったのだという信念、これが原罪の教義の根本である。ヒュームの言葉を引用すると、

こうした信念が、中世の全文明の中心であり、経済生活の性格さえも、就中、原罪を教説としてではなく、むしろ事実として受け容れることに由来する倫理に規制されていたのである。

かって、ギリシャ人及びローマ人にとって、存在とは、人間と人間を取り巻く可視的、不可視的な自然との関わりあいのなかで成りたつ問題であった。中世になると、価値の世界は此岸ではなく、彼岸に、自然ではなく超自然に移行した。人間がその存在の意味をもちうるためには、ぜひとも神が必要となった。人間の絶対的価値への従属という関係を通して、ひとは己れの当為を知り、存在を獲得したのである。

ヨーロッパにおける中世、紀元4、5世紀に始まり、ルネッサンスに幕を閉じる約1千年間は、暗黒時代とよく言われる。寺院建築を除けば芸術を生み出さなかったという点で背づけないこともない。しかし中世紀それ自体が偉大な芸術であった。芸術がなくて生活だけだったとしても、その生活が芸術であった。中世紀の人間は、神に束縛されることによって逆に、自由を手に入れたのである。

ルネッサンスは中世の、云わば閉ざされた世界への反逆である。それは神の引力圏からの果敢な脱出の試みであり、同時にそれは、孤独な冒険の旅立ちでもある。眠っていた自我が眼を覚まし、徐々に膨みはじめる。

中世の人間が神中心的、超自然主義的世界観をもっていたとすれば、ルネッサンス以降の近代人は、人間中

起したのである。

ヘーゲルが連続的なものを見方をするのに対し、キェルケゴールは非連続的な見方をする。前者が人間を「永遠の相の下に」みるのとは反対に、後者は人間の現実を「死の相の下に」みる。人間を無限の可能性を秘めた被造物としてではなく、刻々に滅びゆくものとして捉えるのである。

T・E・ヒュームの「体系」にたいする考え方はキェルケゴールのそれにかかなり近い。宇宙とはなにか、を哲学の第一義的な問いとするか、それとも、人間はどうあるべきか、の追求をその使命と考えるか、別言すれば、哲学の究極目標を論理的に筋の通った体系に求めるか、個人の救済に求めるかで、哲学の質が違ってくる。この非体系的な考え方は古くは「三つの秩序」を説くパスカルにまで遡る。

「生の解釈」を厳密な科学としての哲学から切り離そうとするT・E・ヒュームの主張には積極的な意図がある。

ひとつの世界観は必ずしもひとつの哲学と関連するものとは限らない。なんらかの「生の解釈」を見出そうとする努力、存在の謎と思われるものを解明しようとする努力は、明らかに人間精神の不易の特徴である。しかしそれは、哲学に表現されるだけでなく、文学にも表現される。

これは結局、近代の人間観の再検討につながる。

ところで、「思索集」の内容を便宜上、項目別に挙げてみると、次のようになる。

- (1) 近代哲学批判
- (2) ヘルグソンの芸術哲学
- (3) ロマン主義と古典主義
——その人間観における差違
- (4) 宗教的態度
——ネオ・クラシシズムの唱導
- (5) 現代芸術とその幾何学的性格
- (6) 「灰燼」
——比喻形式による世界観の粗描

ここでは、(3)と(4)の項目に絞って解説を試みたい。もっとも、ヒュームのロマン主義攻撃には、論じ方に粗さがみられ、必ずしも公正でないとする見方が、今日の通説となっている。しかしながら、彼のネオ・クラシシズムを標榜する姿勢には首尾一貫した主張があり、今日われわれの関心を惹くに足る要素が少なくないと思われる。

ロマン主義と古典主義を対比させて、ヒュームはたとえばこんなふうを書く。

ロマン主義者は、つねに無限を話題にしていなくてはならない。飛躍すること、深淵の上を軽々と飛び、永遠のガス体の中へ飛び去ること、これがロマン主義者の定石である……

しかしながら、概観するにすぎず、19世紀はやはり、合理主義が全盛をきわめ、人間の進化の可能性を実証したチャールズ・ダーウィンに凱歌が上った世紀であり、瞬間のうちに永遠を觀照するロマン主義がその抒情を高らかに謳いあげることのできた時代であると言える。

ロマン主義は元来、合理主義に抗うことに、その使命も存在理由もあったことは確かであるが、20世紀の眼には、それは異次元の対立としてではなく、同次元の対立として映る。合理主義もロマン主義も、人間の能力にたいするある種の根深い、共通の信念に支えられている。この信念こそ、西欧の近代を一貫して特色づけている精神的土壌であり、近代的ヒューマンイズムの母胎そのものに外ならない。

ロマン主義のものの見方は、個人の心的経験をきわめて高く評価し、個人の有限的な心の世界を無限の世界、すなわち、超越者（神）の世界へ飛躍させて考えるものである。人間と神の世界を断絶したものとしてみるのではなく、神の世界を人間の有限的な世界の延長線上に、連続的にみるのである。

このような連続的なものの見方、有限と無限との間の亀裂には眼をつむり、有限なものなかに無限の意味の象徴を読みとろうとする態度、こうした「見方」や「態度」は、ややもすると、その本来の立場や限界を逸脱し、絶対的な「原理」の様相を呈するようになる。これがはかならぬ、ヒュームが『思索集』の冒頭で批判している「連続」の原理（the Principle of *continuity*）であるが、19世紀の西欧はこうした原理に支えられている。

「連続」の思想に哲学の裏づけを与えたのは、恐らくデカルトが最初であり、次いでスピノザが汎神論的一元論を展開してこれを体系的に明確化し、ヘーゲルに至って「連続」の思想の体系化が完結している。

ヘーゲル的な世界では、人間自身が神となり、神たることを自覚するのであり、従って、神と人間との間に絶対的・質的な断絶はない。そして最後には、絶対的精神の自覚に到達するというオプティミズムが君臨している。すべては「永遠の相の下に」みられる。

ところが、19世紀の初期に早くも、「断絶」の思想をもってこの「連続」の思想に挑んだ宗教思想家が、デンマークにあらわれた。言うまでもなく、ゼーレン・キェルケゴールである。

キェルケゴールがその生涯を通して追求したのは、個の倫理の問題であり、瞬間と永遠、時間と死の主題であり、罪と贖いの課題であった。『死に至る病』のなかで彼はこう書いている。

審判は「集団」（En masse）では行なわれないのである。大勢の人々を集団的に撃ち殺すことはできる。集団的に水をぶっかけることもできる。集団的にご機嫌をとることもできる。要するに、いろいろの仕方で人々を家畜のように扱うことができるのだ。しかし、人々を家畜のように裁く、これはできないことだ。なぜなら家畜を裁くことはできないから。よしんば裁かれる者の数がどれほど多かったとしても、裁くということが厳粛なことであり、真実なことであるべきならば、単独者のおのおのが裁かれるのである。

この単独者という範疇は、ヘーゲル的な思弁の世界では正当に位置づけられることがない。云わば余計者として、常に厄介払いされる運命（さだめ）なのである。

キェルケゴールは、ヘーゲル哲学の根本命題である「外なるものは内なるもの、内なるものは外なるもの」という思想に対し、いち早く異端的な懐疑を唱え、人間の理性を神の次元にまで引き上げようとする思弁哲学の倨傲性を衝き、神と人間との絶対的な距離を説いた。体系から落ちこぼれる単独者の実存の課題を、彼は提

る。資本主義経済が社会に繁栄をもたらすかぎり、人間は己れの理性を信じてことができ、近代文明の恩恵をひたすら享受できたのである。

ところが、この繁栄の昼(とき)も、いつしか日没をむかえることになる。資本主義経済は、世紀末に近づくとつれ、しだいに行き詰ってくる。と同時に、近代哲学のいわば極限をしめすヘーゲル哲学がやがて崩壊し、その崩壊は必然的に世界観の分裂を招来する。人間の幸福を約束するかに見えた自然科学と、それに裏付けられた合理主義は、あらたに不信と疑惑の眼で顧みられるようになる。世紀末の不安と混乱が、個人の内面世界に暗い影を落としはじめる。

魂が、かくも久しく盲目にもよりにかかっていた支柱が、多くは、腐敗しているのに気づき始めた。それらみな疑いはじめたとき、絶対的な信頼をもって受け入れられてきた多くの伝統的意見に対して虚無を感じはじめた。恐ろしい不安のうちに、一体信じられるものがなにかまだ残っているのかと疑いはじめたとき、それはなんと怖ろしい瞬間であろう。人生はその意味を失ない、はかなきものとなる。墓場こそすべての終りと見え、人間の善もただ名のみとなり、大空は、そこから神ご自身が姿を消した、死せる暗黒の虚空だ。

神学者フレデリック・ロバートソンは、ヴィクトリア朝人の不安な心情をこう告白している。

現実になりたいようなネガティブな心情を詩人(T・E・ヒューム)はどう訴えるか。『思索集』のなかの「灰燼」と題する断片的な文章群からいくつか引用しよう。

すべては流動である。道学者たち、やたらに大文字で書く人達は、流動の外側に柵を、河流のかわりに堅固な堤防を、筏よりもむしろ棧橋を見いだそうと企てる。真理とは、一般的な流動のうちにあって、ある特定の党派(セクト)に役立つものである。

ただ意識という事実のなかでのみ、世界における統一というものはある。参照、午前二時のオクスフォード街。見る人(の意識)によって繋ぎ合わされるほかは、すべてが泥濘で、かぎりがない。

自然の統一は、極めて人為的で脆い橋梁、庭の網である。

倦怠や嫌悪、気分の悪い瞬間、——時折り気分が減入ったり、病気にかかったりというのでなくて、根源的な倦怠や混沌。世界はかかるものから築かれ、知識人に傾聴者が必要なように、世界に欠くことできぬものなのだ。

ある憂鬱な心、——生命のない大沙漠にも似た精神、——そして街上の行進曲の音が波のようにこの沙漠の上を通り、それを統一するが、やがて去って去った。

世紀末の心象風景は、このように、19世紀ロマン主義ほんらいの楽天的な彩りを変え、翳をふかめ、不協和な調べを奏でながら、新しい時代の開幕を告げている。

紹介と書評 (二)

T・E・ヒューム著
ハーバート・リード編

『思索集』 (原題: *Speculations*)

藤 本 義 信

これはT・E・ヒュームが生前、覚えがき風に書きとめておいた夥しい記録の断片を、ヒュームの死後、ハーバート・リードが整理し、編集して、1924年に刊行した、一種の芸術哲学論集である。

ヒュームは、1883年9月16日、イングランドのノース・スタフォードシャーに生まれた。大学はケムブリッジのセント・ジョンズ・カレッジに学んだが、喧嘩に深入りしたなどの理由で退学処分になり、のち復学したが、正規の課程は修了していない。20代前半に、カナダ、イタリー、ブラッセル、ベルリンと、短期間にあちこち旅に出る。1909年には、ベルグソン哲学に関するいくつかの評論を発表する。ベルリンに滞在中、ドイツ哲学や心理学に関する広汎な知識を吸収し、就中、ドイツの美術史家、ヴィルヘルム・ヴォリンガーから大きな影響を受ける。

その後、彼はロンドンに定住し、持前の強烈な個性と斬新な考え方で、知的なグループ、「詩人クラブ」をつくり始める。このグループには、先頃他界したエズラ・パウンドや、デズモンド・フィツジェラルド、T・S・フリント等のイマジスト達がいる。

1910年代の英米詩壇を賑わしたものに所謂イマジスト運動がある。1906年頃、アメリカを脱出し、ロンドンに落ち着いていたエズラ・パウンドが、当時すでに「詩人クラブ」を率いていたヒュームを知り、その特異な芸術観に惹かれて、イマジスト運動を起こす。

イマジスト運動 (Imagist Movement) とは、手短かに言えば、フランスのサンボリスム (Symbolisme) の流れを汲む一種の口語自由詩運動で、言語のイメージに詩的生命のすべてを賭けて、詩そのものから抽象的、論理的表現をできるだけ排除し、絵画的な効果を最大限に引き出そうというのが、その主な狙いである。

イマジズム (Imagism) は、1917年頃を境にして急速に衰えるが、その余映は意外に尾をひいて、最近では本国のイギリスよりもアメリカの詩壇に受け継がれている。

ところで、『思索集』はその取扱っている対象がヨーロッパの近代哲学であり、絵画や彫刻を中心とする近代美術一般であるところから、総合的な分析を試みるためには、文芸思想史における西欧中世・近代の包括的な時代認識や幅広い文明的な視野が必要とされる。本稿では、『思索集』に関するひとつの紹介ノートとして、19世紀から今世紀初頭へかけての過渡的な時代思潮の側面に焦点をあてながら、ヒュームの提唱するネオ・クラシシズムの概要を解説するにとどめる。

19世紀の西欧は、社会経済史の観点に立てば、資本主義の時代、精神思想史からみれば、合理主義の時代、と要約してよいであろう。十八世紀の中葉にイギリスに興り、やがて西欧全土に広がる産業革命は、19世紀西欧において急速に資本主義社会を形成する原動力となり、同じく19世紀に驚異的な進歩をとげた自然科学は、哲学の領域に決定的な影響を及ぼし、西欧合理主義の精神に近代的な理論の支柱をあたえたのであ

族の侵入について記録されているものと無関係でないとし、王侯たちが *Shalam* というセム系の言葉を述べていることに注意している。更に諸記録にセトの名があげられていること、リビア人を除き同盟者に割礼の風習があったことなどに言及し、メルネプタハ王の時の侵寇者もセム族であると見做すのである。しかし Nibbi も “Israel Stela is a poetic eulogy of the universally victorious Pharaoh.” と云っているようにメルネプタハ王に対する過大な賛辞であり、最後の箇所は海の民族とは無関係に記載されていると見た方がよいのではないか。Israel Stela は Israel の名が始めてエジプト記録に登場するものとして重要であるが、いわゆる「海の民族」とイスラエルを関係づけるのは無理があるように思われる。Nibbi は結論として、エジプトに対する侵寇者は伝統的な敵対種族であり、問題はその種族名とエジプト北部のアジア地域の名称と結びつけることであると述べている。以上で Nibbi 説のアウトラインと若干の批評を述べたが、全体的に見て Nibbi の説はエジプト語学者としてエジプト語の用法につき慎重な態度をとるべきであることに注意を促しており、その点は大いに参考になるものがあると思われる。しかし Nibbi 自身も本書においては Great Green をナイル河口地帯と限定し、島嶼をデルタ地帯に存在したとしているが、本書より数年前に発表した *The Tyrrhenians* では Great Green をヨルダン流域地帯と見て、島嶼をその地帯の諸都市という見解を示しているのであるから、未だその所説が完全に確定しているとは云い難いのではないか。Colloquium の discussion に於ても Barnett は Great Green が地中海を示すことが一般にエジプト学研究者に認められていると述べ Drower も第十八王朝の墓碑銘より “Keftiu and the Isle in the midst of the Great Green.” というミノア・シユケーナイ風の衣服をまとったケフティウ(クレタ人)の例をあげ Nibbi に反論している。(5) Nibbi はエジプト語学者として重要な問題提起をしたが、その説は未だ確固たる基礎の上に立っていない憾みがある。更に考古学的所見を省みないことがその説の弱点の一つであろう。例えば Philistine について Dothan はかれ等の遺した土器 (B.C. 12~11世紀) が、後期ミユケーナイ様式の土器と確実につながりを持ち、女性土偶・神殿裝飾物などもミユケーナイ文化と関連していることを説いている。(6) かかる考古学的な発見を無視して、“エジプトの伝統的な敵であるアジア人” という漠たる推定では説得力に乏しい。日本の邪馬台国問題の場合もそうであるが、歴史学・言語学・考古学・民族学などの諸学が緊密に提携して論を進めない限り、一方的な観点の立場に立ってしまい誤った結論が導き出されよう。

(注 1) Budge によるとセトは確かに荒地または砂漠の神であり、邪悪な神であるが、ホルスと共にセティ 1 世に生命の神酒をふりかけている光景を刻んだ浮彫りがテーベにあり、非常に古い神格であるようである。セム族の Baal と同一視されるのは後世のことで、ヒクソスの侵入以降らしい。デルタ地域におけるセト神崇拜の中心はアヴァリスであり、アヴァリスは云うまでもなくヒクソスの首都であり、ヒクソス王アペバが神々の間で最大のものとしたという。

E. A. W. Budge: *The Gods of the Egyptians* を参照。

(注 2) 鬚の有無は勿論人種の差異ではなく、社会的風習の差異であるが、エーゲ文明世界でも鬚をそっているクレタ人と鬚を蓄えているミユケーナイ人の差は看過し得ない。

(注 3) E. Schwartz: *Germanische Stammeskunde* を参照。

(注 4) Mazar: *op. cit.* p. 10~13.

(注 5) Ed. by Crossland and Birchall. *op. cit.* p. 206.

(注 6) T. Dothan: *Philistine Material Culture and its Mycenaean Affinities.* (*Acts of the International Archaeological Symposium “The Mycenaean in the Eastern Mediterranean”* 収載)

Edgerton と Wilson の *Historical Records of Ramesses III* の訳を引用し、ラムセス3世8年の記録でアジア人を捕虜にしたこと、ラムセス3世が Baal 神に極似しているという被征服民の言をあげている。また「いかなる地も彼等に抗し争わず。」という表現はホレンヘブの碑文にも見られる誇張した表現であり、それを破ったエジプト王の力がより大なることを示す効果を狙ったものと解釈する。碑文の描いている所では侵入者は牛車を伴い女子供をつれているが、Benett が牛を小アジアのアナトリア地方のものとするのに対し、Nibbi はカナン産の牛がエジプトに輸入されている事実をあげて反駁している。結論として Nibbi はヒッタイトとエジプトを攻撃した侵入者はこの両者の中間に居住していた種族であり、緩慢な牛車と女子供をつれ、ヒッタイト攻撃の残存者が、エジプト記録に出る「越え難いフェニキアの高原」を越えてエジプトに侵寇して来た外来者ではあり得ないとする。またアムルに陣営を設けたとされるが、アムルは伝統的に反エジプト勢力の中心地であり、ラムセス3世の4年にエジプトが征服した土地である。Nibbi は侵入者につき次のように云っているが、これは問題の箇所であろう。

『“The pictorial record shows Egypt's attackers to have come south with heavy ox-carts, accompanied by women and children. This is hardly the equipment for a lightning war, nor the way in which an attacking army would move in foreign territory, with enemies in every direction including the rear. p. 41”』

しかし遙か後年のことであるが、ローマ共和政末期にローマに侵入した最初のゲルマン人であるキンブリ族とテウトニ族の侵入が牛車・女子供を伴っていたことを考えると、外来侵入者がかかる状態で移動して来たと考えても不思議ではあるまい。(3) Nibbi はラムセス3世5年の碑文とそれ以外のラムセス3世時代の碑文、それに次代の王であるラムセス4世が父王の業績を記したハリス・パピルスを検討し、侵入者がアジア人（この場合はシリア・パレスチナの原住民）であることを立証しようとしている。その論旨は既述したものと同じであるが一つ注意されるは、Medinet Habu 神殿の碑文の一部に羽根飾りのあるヘルメットをいただいた捕虜の姿を描いた場面に記載されている文章である。“.....Greater is thy sword than a mountain of metal, while the awe of thee is like (that of) Baal.....” mountain of metal の言葉はメルネプタハ王の記録にも出て来るが、Nibbi は製鉄技術を知っている民族と関連づけている。Nibbi はアジア人と考えているが果してこれは正しい解釈であろうか。製鉄業がヒッタイト人と深い関係のあるのは周知の通りで、寧ろヒッタイト人との関連を考えるべきであろう。ペリシテ人と製鉄は深い関係があり、Mazar は B.C. 11 世紀の終りまで青銅と鉄の製造はペリシテ人の掌中に握られ、カナン人やイスラエル人が経済的にもペリシテ人に従属していた一つの原因と見做している。(4) Childe も「海の民族」がエジプト侵寇以前に B.C. 14 世紀初期に傭兵としてヒッタイトやエジプトに仕えており、これは (Sherden において著しいが、Philistine もエジプトの傭兵として勤務している記録がある。) ヒッタイトより冶金術を習得したものとするが、この説明の方が蓋然性が高いように思われる。最終章で Nibbi はラムセス3世時代に先行せるメルネプタハ王時代の侵寇を取り上げ、侵寇の記録は Karnak Document, Athribis Stela, Cairo Column, Israel Stela の四種の史料に記載されているという。いずれも同一事件を扱っており、Israel Stela の如く、他の記録に見られる種族名と異なる名称をあげているものもあるが、事件・日付は明らかに同一である。Karnak Document にはリビア人と同盟せる Sherden, Shekelesh, Ekwehsh, Luka, Tursh などが記載されているが、Israel Stela には最後の箇所に様々な種族名があげられ、「王侯たちはひれ伏して Shalam と云い、夷狄（九つの弓）の中頭を上げる者一人だになし」。で始まる文章にはエジプトの伝統的な北部の敵対種族がほとんどあげられている。Nibbi はこの箇所が海の民

of Year 400 (The Ancient Near East in Pictures p. 187)を見ると、ラス・シャムラの Baal の神像に類似しているとする。(1) Nibbi はセトの像に見られる服装がラムセス3世の記録に出て来る Peleset と Sherden に全く同じであると説くが、これはセトがデルタ地帯のアジア系住民に信仰されていたので、いわゆる「海の民族」のエジプト侵入を認めずデルタ北部のアジア系セム族のエジプトに対する反乱という解釈をする Nibbi 説の一つの論拠として用うる積りであろう。確かにセトの像に見られるキルト様のものを、Philistine と Sherden は着用しているが、寧ろキルトよりも頭にいただいているヘルメットに注目していた気がする。Philistine は羽根飾りのついた一見するとギリシアの重装歩兵のヘルメットを思わせるものを着用し、Sherden は丸い楯と剣を持ち頭上にはお碗の如きヘルメットをいただいている。更に筆者が注意したいのは Philistine も Sherden も(エジプト人もそうであるが)綺麗に鬚をそっていることであり、エジプトの絵画に普通描かれている長髯をのばしたセム系民族と異なることである。筆者にはキルトよりも鬚の有無の方が寧ろ重要に思え、Philistine や Sherden をセム系の民族とする Nibbi 説に対し消極的乍ら反対意見の一つに挙げたいと思う。(2) なお人種的な観点より Nibbi は Philistine をセム型と考えるようであるが、アメリカの著名な人類学者である Coon は北方型人種と見做していることを付記しておきたい。第三章の The Foreign Countries において、Nibbi はエジプト語で外国を意味する言葉に h3swt があるが、これはエジプト周辺の高原地帯をさすもので、高原地帯を示す限定詞に注意しなければならないと説く。即ち、捕虜についての碑文の中で、この限定詞の付されている場合とそうでない場合があり、14名の捕虜の中で半分の7名が限定詞つきで、他は限定詞のついていない場合をあげている。有名な「シヌヘ物語」の中で主人公が亡命した Retenu の地とはエジプトの北方である北部パレスチナとシリア方面であるが、“諸外国の支配者たち (hkah3swt)” という表現が見られる。Nibbi は各時代の資料をあげ the Foreign Countries と訳されるものが、パレスチナ・シリア方面の高原地帯をさすものとする。ラムセス3世の記録に見られる諸種族にもみな高原地帯を示す限定詞がついており、かれらは高原地帯よりエジプトを攻撃したと Nibbi は考える。この高原地帯はまた北方諸国とも呼ばれ、カルナクのメルネプタハ王碑文の“あらゆる国々からの北方人”と侵入者が呼ばれているが、これはエジプトに敵意を有す高原地帯のアジア人と Nibbi は解釈するのであり、通説の如きヨーロッパまたは小アジア方面とは考えないのである。ラムセス3世がエジプトに侵入した種族と陸上ではパレスチナ方面で戦ったことは事実である。テキストには次の如く出ている。

“I organized my frontier in Djahi, prepared before them:—princes, commanders of garrisons, and maryanu. I have the river-mouths prepared like a strong wall, with warships, galleys and coasters, (fully) equipped... Those who came forward together on the sea, the full flame was in front of them at the river-mouths, while a stockade of lances surrounded them on the shore.”

Djahi とはフェニキア沿岸地帯であり、エジプトはその方面に防禦線をしいたのは事実であるが、防禦線をその方面にしいたからといって侵入者がその地方に由来するとは云えないことは勿論である。Djahi 地方は古くよりエジプトと接触の多い地方であり、Nibbi が云うようにエジプトより見て高原地帯であるパレスチナ・シリア方面の種族のエジプトに対する反乱・侵寇であるならば、Colloquium において、Drower が指摘している如く、エジプト人がすでに知悉しており、新たな侵入者という形で登場して来るのは不可解である。限定詞に関する Nibbi の指摘は傾聴すべきものがあるが、限定詞が付されている種族が古来より高原地帯の住民であると、それこそ限定されないかぎり、高原地帯方面を経由しての侵寇者に対して付されと解釈することも可能であろう。第四章において Nibbi はラムセス3世時代のエジプトに対する攻撃について論考しているが、

して研究発表を行っている。Colloquium 出席のメンバーのリストによると Nibbi は単に Oxford となっており、所属機関が出ていないので在野の研究者と思われるが、堂々たる大家と共に発表しているから、尠くとも一部では注目されているのであろう。さて本書の構成は以下の通りである。

1. The Background.
2. The Great Green and the Isles.
3. The Foreign Countries.
4. The Attacks in the Time of Ramesses III.
5. The Earlier Attack in the Time of Merenptah.
6. Bibliography.

第一章で著者は「海の民族」についての簡単な研究史を素描しているが、エジプト学研究者の立場よりテキストの厳密な研究を行わねばならぬことを力説し、在来の通説の誤りはテキストについての誤った解釈か、無知による結果であるとなしているが、歴史研究に当っては厳密な史料批判は当然のことである。更に著者は、「海の民族」についての関係史料だけを論ずることの弊をついているが、これは傾聴に値する意見であろう。

第二章において Nibbi は英語で Great Green と訳される語を地中海と解釈することの誤りを力説している。事実 Great Green を海洋と解釈することは一般に行われているようであり、Guido は、Medinet Habu 碑文を引用し、次のように書いている。～the Sea Peoples are referred to as coming from ‘the country which came from their islands in the midst of their ocean,’ (the Great Green), ～。わざわざ括弧の中に the Great Green と書き ocean と同義であることを示しているわけだが、Nibbi は Great Green を海洋と訳すのが根本的に誤りであると説くのである。Nibbi はヘブライ語で地中海を意味する the great ym と同じのものであると受けとられたのが誤りであると述べ、Erman の辞書でも Great Green はナイル河の広々とした箇所を指すもので、海を意味することはないと云う。第五王朝の碑文にも、又第二十王朝の碑文においても the Great Green は海洋を示していないし、第十八王朝の官職名に「the Great Green の要塞指揮官代理」なるものがあり、広漠たる海洋を示すものではなく、限定された地域を指すものであると説き、結論としてナイルの河口地帯であるとする。また the Great Green and the isles という表現の島々は決して地中海の島嶼を指すのではなく、Brugsh が述べている如く、デルタ地帯の島嶼であるとする。第十八王朝以来ヘブライ語の海洋を意味する ym がエジプトでも使われ、ym は紅海を指したり内陸の水域を指したりするが、the Great Green は常に特定水域、即ちナイル河口を指すと述べる。いわゆる海の民族についても the Great Green より来たたと述べられるものと (Anastasi 2 世のパピルスに出て来る Sherden), ym より来たたと述べられているものがある。(Medinet Habu 記録の Sherden と Turush, ハリス・パピルスの Sherden と Weshesh, メルネプタハ時代のカルナック碑文の Ekwesh) ym は従って the Great Green と同意味に用いられることがあるわけだが、海洋の意味をはっきり示している時はそれを修飾する語句を伴うものであると Nibbi は述べている。筆者は古代エジプト語には全く不案内であるが、Nibbi の説の弱点はここにあるように思われる。Nibbi は多くの例証をあげ the Great Green が特定水域(ナイル河口地帯)を指すことを述べ、その限りにおいては正しいと思われるが、ym が時として the Great Green と同意義に用いられているという点に曖昧さが残るように思われる。次に Nibbi は神話上のホルスとセトの争いに言及し、この二神が the Great Green の真ん中で戦い、J.G. Griffith により船で戦ったと解釈する。セトはセム族起源の神であり、セム族の神 Baal と同一視され、純エジプトの神ではなく、ラムセス 2 世時代の Seth in Asiatic dress, on “Stela

る印欧語と見做す。)或いはトラキア語・フリュギア語などで解釈する。Aineas をエトルリア語 ais「神」、ヒッタイト語 isha-「主」と関係づけ、Laomedon はフリュギア語またはトラキア語と考え、フリュギア人(またはトラキア人)がトロイアを征服したと考えるようである。

(注 15) Philistine の言語について極めて僅かなことしか判らないことは上述の如くであるが、Ashdod の発掘で記号が記載されている三個の印章が発見された。印章の装飾は人間と動物を示しエーゲ海様式であり、印章の文字は未解読であるが、B.C. 13世紀より12世紀にかけキュプロスならびに東地中海域で使用されたキュプロ・ミノア文字に類似しているという。Israel Museum 発行の“The Philistines and the other Sea Peoples.”による。

(注 16) M. Guido: Sardinia 中の The Shardana 参照。Shardana は Sardinia 島出身なるが故に Shardana と呼ばれたのではなく、Shardana が Sardinia 島に居住するようになり島名がつけられたと考える。G. Childe もこの見解であり Prehistoric Migrations in Europe 参照。Guido は Shardana を小アジアのヘルモス出身と考え、Sardis と関連づける。しかし Shardana と Sardis との関係否定する強い反対意見が存在する。

(注 17) Georgiev はエトルリア語をアナトリア語群に属するとして、Linguistique Balkanique に Etruskische Sprachwissenschaft, Etruskisch und Hethitisch などの論文を、Studi Micenei ed Egeo-Anatolici 叢書に (Fascicolo XIII) Etruskische Inschriften mit Übersetzung und Kommentar を書いている。しかし Georgiev のエトルリア語解読が正しいかどうかは判断し難い。

(注 18) イーリアスの中で Achaiói は 605 回、Argeioi は 176 回、Danaoi は 146 回使用されている。

(注 19) Chantraine: Dictionaire Etymologique de la langue Grecque.

(注 20) Ahhiyawa については、G.L. Huxley: Achaeans and Hittites. J. Harmatta: Zur Ahhiyawa Frage. (Studia Mycenae). 岸本通夫: Mycenae, Arzawa, Hatti を参照。

(注 21) D. Page: History and Homeric Iliad. p. 21 以下。

(注 22) F. Schachermeyr: Hethiter und Achäer 中の Die Aqaiwasa の章参照。かれは初期の著作である Etruskische Frühgeschichte において Aqaiwasa 説を主張し、Danaoi を Achaiói の一部と考え、Argolis の住民と見ている。しかし P. Kretschmer の Gedenkschrift に „Die Seevölker im Orient” なる論文を寄せているが、その中で Aqaiwasa, Tursa, Luku をエーゲ海域に近い地域より到来したと考え、Philistine はバルカン半島に原住地を求め、Denjen は Danuna と同一名称かどうかは不明と見做している。

(注 23) G.S. Kirk: The Songs of Homer p. 41~43.

(注 24) Georgiev 上掲(注 10)の論文参照。

(注 25) M.C. Astour: Hellenosemitica 中の The Danaans-Danunians. なお Astour は “Circumcision among the Achaeans.” なる章で割礼につき言及しているが、これは Aqaiwasa を Achaiói とする前提に立って論じており、先ギリシヤ人がセム系であったという自説を補強するためのものである。この問題の解決にはならない。

神話上では Danaos 王はエジプトよりギリシヤに到来したとなっているが、Zafropulo はこれを歴史的事実の反映と見て、エジプトより追放されたヒクソスと結びつける。Zafropulo: Mead and Wine p. 133 参照。

(注 26) G.A. Wainwright: Two Groups among the Sea Peoples. (Jahrbuch für Kleinasiatische Forschung, Band II, Heft 1~2)

さて「海の民族」についての若干の紹介をしたあとで、Nibli の書物の紹介と書評を試みたい。巻末の図版を入れても約70頁ばかりの小冊子であるが、姉妹編とも云うべき The Tyrrhenians も100頁たらずのものである。Nibli 女史の経歴は遺憾ながら不明である。注1に記した国際 Colloquium には地元の Crossland をはじめ Gimbutas, Buchholz, Marinatos, Georgiev などの著名な学者が出席しており、Nibli はそれに伍

(注 3) 世界歴史辞典, 史料篇, 西洋 1 p. 50.

(洋 3) B. Mazar: *The Philistines and the Rise of Israel and Tyre.*

支配者の名称が非セム系であることは一般に承認されている。

(注 4) ゴールドン・柴山栄訳「聖書以前」p. 197 以下。

(注 5) V.I. Georgiev: *L'ethnogenèse de la péninsule balkanique d'après les données linguistiques.*

(*Studia Balcanica*) p. 155 以下。Georgiev はまた *Les deux langues des inscriptions Crétoises en Lineaire A. (Linguistique Balkanique, VII, Fasc. 1)* を書いて線状A文字の言語をヒッタイト・ルヴィア語系と断定している。ゴールドンとは全く異なる見解であり、どちらが正しいのか、或いは両者とも誤りであるのか現段階では何とも云えないようである。D.W. Packard は *Minoan Linear A* において *Linear A* がいかなる系統の言語であるかという問題は慎重に避けている。

(注 6) Krahe: *Sprache und Vorzeit.* 参照。

(注 7) アナトリア語群に属するものは、ヒッタイト語とそれに近似せるルヴィア語・パーラ語などの一群の言語と以前より印欧語的な要素が指摘されていたリュディア語・リキア語などが含まれる。アナトリア語群に関しては、*Handbuch der Orientalistik* 叢書中の *Altkleinasiatische Sprachen* が最も reliable なものとされる。

(注 8) F. Schachermeyr: *Ägäis und Orient.* の中に -ss, -nt の語尾を有する地名の詳細な地図が記載されているが、ギリシア、小アジアだけでなくドナウ地域、イタリア半島にも及んでいる。地名ではないが葡萄酒の意味であるギリシア語 (w)oinos, ラテン語 *vinum* については Meillet: *Linguistique historique et linguistique générale.* 中の論文 „À propos des noms du vin et de l'huile“. 参照。なお, Coon の *Races of Europe* によると北アフリカのリフ族 (北方人種的として特異な存在) の言語に非ハム系の言葉が見出されるという。語尾が -nth, -nt を有しているのが特徴である。即ち *iminthi* (麦), *shinti* (ライ麦)。Coon は次のように述べている。“It is very likely that agriculture including the use of these two cereals, was introduced into North Africa by pre-Hamitic peoples p. 463.

(注 9) *Leleges* はイーリアスの中にトロイの同盟者として出て来るが、後代の記録では広範囲に居住していたとされる。注目すべきことはヘロドトスがカリア人の事を「以前は *Leleges* と呼ばれていた。」と記していることである。The Oxford Classical Dictionary.

(注 10) Georgiev: *Sur l'origine et la langue des Pélasges, Philistins, des Danaens et des Achéens.* (*Jahrbuch für Kleinasiatische Forschung. Band I. Heft 2*)

(注 11) G. L.L. Huxley: *Early Sparta* p. 14~15. なお同様な見解は J. Wiesner の *Die Thraker* にも見られる。(s. 68~70)ドーリア人中にイリュリア人が混在していたことは定説となっており、ドーリア人の三部族である *Hylleis, Dymanes, Pamphyloi* の中の *Hylleis* はイリュリア人起源とされている。イリュリア語とギリシア語の関係については E. Schwyzer の *Griechische Grammatik Band I* s. 36~67 参照。また Krahe の *Die Indogermanisierung Griechenlands und Italiens* も参照。

(注 12) F. Altheim: *Geschichte der Lateinischen Sprache.* s. 55~57. Altheim はイリュリア語の語幹 -st- (*Trieste, Este* などの地名に遺る。)が *Philistine* に認められるものとする。アルバニア語の *bile* 「娘」とメッサピア語の *bilìa* を比較し、印欧語の *bh がヴェネツィア語で *ph.* メッサピア語で *b* になるとする。Tarentum はスパルタの亡命者である *Partheniai* (*Parthenos*=処女より出た言葉)により建設されたが、Altheim は *Philistine* 人も同様な立場で異境に新天地を求めたと考える。

(注 13) T. C. Mitchell: *Philistia (Archaeology and Old Testament Study, ed. by D. W. Thomas)*

(注 14) Mitchell op. cit. 413~415. Georgiev は *Anchises* をヒッタイト語の *ank(k)w- ishas-s* (全き主)と考える。Georgiev: *Die ethnischen Verhältnisse im alten Nordwestkleinasien. (Linguistique Balkanique XVI, 2)* Georgiev は上掲論文でイーリアスに出て来る英雄 *Aineas* の家系と *Hektor* の家系を考証しているが、ヒッタイト語またはエトルリア語 (かれはエトルリア語をリュディア語に近似せ

的な結論で終わっている。Kirk は -k-w'-š' をアカイア人と認めるが、本土より来たアカイア人ではなく、ロードス島、キプロス島またはレヴァントより来たアカイア人と考える。彼はオデュッセイアスの14巻 245行以下に基づき、オデュッセウスが豚飼いのエウマイオスにエジプトにおける掠奪行為を物語る箇所を引用し、トロイ第七層が焼き払われたのは B.C. 1240~1230年であり、「海の民族」のエジプト侵入は B.C. 1225年であり、その間に関係を認めようというのである。メネラオスがトロイよりの帰途にエジプトに吹き流されたという記述にも注意し、アカイア人とエジプトとの関係を重視する。Kirk の見解は興味あるものであるが、若干文学的に過ぎるような気がしないでもない。

Georgiev は d'-yn-yw'-n' を Danaoi と考えるが、かれは Danaoi を Achaioi と共に元来はギリシヤ人ではなく、前ギリシヤ人系の印欧語族で後にギリシヤ化されたものと考え、フランク族がローマ化したのに比較している。

カラ・テベ出土の碑文に Danuna なる種族が出て来るが、これは前述のアマルナ文書中の Danauna と等しいものと見るのが Astour であり、その居住地域を小アジア東部のキリキア地方の最東部と考える。Astour はパウサニウスの記事に基づき、ラコニアとアルゴリス地方にドーリア人侵入以前に Achaioi が居住し、アルゴリスの住民は Danaoi とも呼ばれていることを挙げ、神話に登場する Danaos 王、その娘達である Danaides、有名な王女 Danaë について注意を喚起している。Astour はギリシヤのペロポネソス半島と小アジアのキリキア地方に同一の種族が居住していたと見て、アルゴリスの Danaoi は B.C. 16世紀の半ば頃にロードス島を経由してギリシヤに到来したものと考え、西セム語族に属すると考えるようである。「海の民族」について多年にわたる研究を行っているのが、G. A. Wainwright であるが、かれは海の民族を二つに分け考察している。第一グループは Teresh (Tursha), Shekelesh (Shakalsh), Ekweh (Aqaiwasha) であり、第二グループは Philistine, Tjekker (zakkal), Dainiuna (Denyen) である。Wainwright はエジプト人の描いた「海の民族」の服装・武器などを検討すると共に、語尾が -sh で終るものを第一グループとしてまとめる。かれは Philistine を Pelasgoi とは認めず、また Kaphtor の島をクレタ島と考えず、海の民族を小アジア方面（カリアとキリキア）より渡来したものと見做すが、d'-yn-yw'-n' についてはマアナル文書の Dananna とカラ・テベ碑文の Danuna とを同一のものとする。

以上「海の民族」につき諸家の説の若干を紹介したが、その見解は上述の如く様々であり一致した見解を求め難いが、共通な点はヨーロッパ或いは小アジアよりエジプトに諸種族が攻撃をかけ、これは青銅器時代末期の民族大移動の一環と考える。しかし、かかる通説と全く異なる立場に立って論を展開しているのが、A. Nibbi であり、以下にその説の大略を述べ、若干の批評を試みたい。

(注 1) この問題を扱ったものとしては、R. A. Crossland と A. Birchall 編の *Bronze Age Migrations in the Aegean, Archaeological and Linguistic problems in Greek prehistory.* がある。これは 1970年にイギリスの Sheffield で催されたエーゲ海域における青銅器時代の民族移動に関する国際的 colloquium の記録であり、Nibbi もこの colloquium で “The Identification of the Sea Peoples.” なる研究発表を行っている。

ドイツ・アカデミズムの産物である H. Bengtson の *Griechische Geschichte* によると、ハンガリー方面でのイリュリア人の民族移動が地中海域に波及したものと考える。なお、ミュケーナイ文明の滅亡について通説である異民族侵入説のほか各説が出されている。詳しくは V. R. Desborough: *History and Archaeology in the last century of the Mycenaean Age.* (*Atti e Memorie del 1° Congresso interrazionale di Micenologia* 所収) を参照。また同人の *The Greek Dark Ages* の最終章もこの問題を扱っている。

人はイリュリア系であり、その名称はイリュリア語の一分派であり、イタリアで使用されていたメッサビア語の *bilial* と関連させ得ると考え *Mädchensöhne* を意味すると見做している。^② ラムセス3世の *Medinet Habu* 神殿の壁画に「海の民族」とエジプト人の闘争の場面が描かれているが、*Philistine* と *Tjeker* は独得なヘルメットをつけており、このヘルメットは B.C. 17世紀から16世紀のクレタ、16世紀のミュウケナイ、13世紀から12世紀のキプロスで見られたものに類似していると云う。ペリシテ人が使用した剣がヤッファで発見されたが、コーカサス方面との類似が見られる。エジプト人の描いたペリシテ人の絵姿は長頭の北方系種族を示すごとくであり、*Mitchell* はかれらの起源地として南ロシアの可能性を挙げている。^③ 旧約聖書の中に、ペリシテ人の言語につき僅かな言及が見られるが、ペリシテ人の都市国家は *seren* という支配者に支配されており、この語はギリシア語 *tyrannos* (僭主)・象形文字ヒッタイト語 *tarwana-* (士師) に関係づけられる。ペリシテ人の言語よりの借用語とされる *Kôba'* (兜) はヒッタイト語 *kupahi-* に、ペリシテ人がヘブライ人より奪ったヤーヴェの櫃は *argaz* という形で出て来るが、この語はヒッタイト語 *ark-* (閉じ込める) に、ゴリアテという人名 (*Golyat*) の *-yat* の部分はヒッタイト記録に出る *-wattas*、またはリュディアの王名に見られる *-uattas* に、*Akischu* ('*Akiš*) という人名はホメロスに出て来るアエネアスの父である *Anchises* に関連づけられる。^④ これらの関連づけが正しいとすると、ペリシテ人とアナトリア語群の間に深い関係を認めざるを得ず、ペリシテ人はイリュリア系という説は影が薄くなる。^⑤

所で「海の民族」の中でペリシテ人は旧約聖書に登場するため僅かではあるが、考察の対象となる資料が存在しているが、エジプトの記録に出て来る他の種族はどうであろうか。*š'-r'-d-n* が *Shardana* と解され、*Sardinia* 島と結びつけられるのは、ほぼ一致した見解のようである。^⑥ *rw-kw* は *Ruku=Luku* と解釈され、リュキア人をさすものとされる。*tw-rw-s'* は前掲の *Garelli* の文にもある如く、反対説もあるが、ギリシア語の *Tyrsenoi*、ラテン語の *Tusci* 即ちエトルリア人を指すという見解が有力のようである。^⑦ *Sheklesh*, *Wessesh*, *Tjeker* などについては様々の説があるようであるが、ここでは省略する。エジプト記録に出て来る種族名の中で問題なのは *-k'-w'-š'* と *d'-yn-yw-n'* であり、*-k'-w'-š'* を *Akaiwasha* と母音を補い、*d'-yn-yw-n'* をアマルナ文書に出て来る楔形文字形の *Danauna* と同一種族と解釈すると、「海の民族」の中にギリシア人が入っていた可能性が大となるからである。ホメロスの詩に出て来るギリシア人を示す言葉は、後世の如き *Hellenes* ではなく、(*Ilias* 2巻684行の *Hellenes* はギリシア人全体を指さず、南テッサリアの一部族を示している。) *Achaioi*, *Danaoi*, *Argeioi* などの語が使われ、代表的なものが *Achaioi* (pl.) である。^⑧ *Achaioi* の *-oi* の前にディガンマが存在し、元来は *Achaiwoi* という形であったことは、ラテン語形 *Achivi* よりも知ることが出来るが *Akaiwasha* が *Achaiwoi* に対応し、*Danauna* が *Danaoi* に対応することは容易に思いつかれることである。*Chantraine* は根拠を挙げていないが、“*On n'admet plus que les Aqaiwaša mentionnés dans des documents égyptiens soient nos Achéens.*” と断定している。^⑨ しかし *Finley*, *Kretschmer*, *Matz*, *Schaeffer* などの錚々たる研究者たちは *Akaiwasha=Achaioi* 説を支持しているようである。*Akaiwasha=Achaioi* 説は、ヒッタイト記録に登場する *Ahhiyawā* を *Achaioi* の国とする説とともにアカイア人の活動を考察する場合に重要な意味を有することになる。^⑩ *Page* は *Akaiwasha=Achaioi* 説を否定するが、それはメルネプタハ王碑文に出て来る *-k'-w'-š'* が、エジプト語で *qrunt* がないと記されており、*qrunt* とは「包皮」を意味し、*-k'-w'-s'* が割礼を行っていたと見て、ギリシア人には割礼の風習が存在しなかった故に、*-k'-w'-š'* を *Achaioi* と同一視することを否定する。^⑪ *Schachermeyr* は *qrunt* につき綿密な考証を展開しているが、結局確たる結論は出せず、*Akaiwasha* に割礼の風習があったと断定し得ないという消

るが、これは Gaza, Askalon, Ashdod である。B.C. 11 世紀のアモン神殿の神官である Wenamon は、フェニキアの Byblos に旅行し、記録を遺しているが、それによると t-k-k'-r の支配者である Bardar は Dor の町に居住し、Dor 以外の三都市は Philistine 人に属し、その支配者の名称として、Warta, Makmura, Warkatana の名を挙げている。(3)

さて正確な発音が不明であるこれ等の種族はいかなる系統に属すものであるのか。通説を紹介することにしよう。P. Garelli は *Le Proche-Orient Asiatique*. (副題は *Des Origines aux Invasions des Peuples de la Mer.*) の中で次のように述べている。

Certains noms de ces peuples sont identiques à ceux dont faisaient état les inscriptions de Merneptah, en particulier des Shardanes, des Achéens (Aqaywas) et des Turush (dans lesquels certains veulent voir des Tirséniens?). Nouveaux sont les Danauna, probablement des gens de Cilicie, et les Philistins, qui venaient de Crète d'après la tradition hébraïque (Amos, 97), p. 220

Garelli の見解は極めて常識的なもので一般に認められている通説と云ってよからう。海の民族の中で、p-w-r'-s-ty はフィリスチン人を指すことは、先ず疑い得ないとされるが、現在パレスチナという地名にその名を遺し、ヘブライ人との関係で著名なこの民族は、上述の Garelli の文にもある如く、旧約聖書によると Kaphtor の島より渡来して来たこととされる。Kaphtor の島とはクレタ島を指すものと普通解釈されるが、然りとすれば如何なる系統の種族であったのか。クレタの発掘の結果、象形文字・線状A文字・線状B文字が発見され、線状B文字はギリシア語を記したものであることがヴェントリスの解説の結果明らかとなったことは余りにも有名であるが、線状A文字と象形文字は未解説である。C. Gordon はクレタ島のハギア・トリアダ出土の粘土板に記されている線状A文字を研究して、東セム語を中核とし西セム語、フルリ語の要素が見られると述べているが、必ずしも大方の賛同を得ていないようである。(4) 現在の研究の段階では線状A文字は印欧語系の言語を記載しており、セム語ではないという見解が有力の如くである。(5) 嘗つて Kretschmer はギリシア語に見られる非ギリシア語系の語彙を地名研究より指摘し、語尾に -ss (-tt), -nth などをも有するものは先ギリシア人の言語に由来すると考えた。(6) この指摘は現在も正しいとされるが、問題は先ギリシア人の言語の系統である。その言語は長い間、非印欧系言語であると考えられて来たが、最近では、印欧語族の中のアナトリア語群(7)の言語の語尾(特にルヴィア語)に由来を求める説が有力である。それが正しいとすると、アナトリア語群の言語が、小アジアよりギリシア半島にかけてだけでなく広範に地中海域に広がっていたことになる。(8) 古典期のギリシア人・ローマ人がギリシア人以前の住民について記載しており、ヘロドトスによれば、かれの時代にギリシア語でない言語を使用する種族がギリシアに居住していた。先住民は一般に Pelasgoi と呼ばれていたが、これと異なる Leleges という名称の先住民についての記載も見られる。(9) Philistine 人は Pelasgoi であるという説は古くより主張されたが、現在 Philistine=Pelasgoi 説を強く主張しているのが、ブルガリアの Georgiev である。Georgiev に依ると、ヘブライ語の Pelištim (ペリシテ人) と Pelasgoi は同一であり、Pelasgoi の g が t になっているのは Folk Etymology で説明がつくことであり、Pelasgoi は元来は Pelastoi であり、Ilias の古註や Heschios の辞書では t になっているという。Georgiev は Pelasgoi を印欧系に属すと見做し、更にかねての主張に従い、Centum 語群ではなく Satem 語群に属す印欧語を使用していたものとする。(10) Huxley はペリシテ人を印欧語系とするが、かれはイリュリア人と見る。その名称はイリュリア地方の Palaiste に由来し、ペリシテ人はドーリア人と共にクレタを経由して移動したものと考え、前述の Wenamon の記録に出て来る Dor を Doria 人と結びつける。(11) Altheim は更に一步進め、ペリシテ

紹介と書評(一)

Alessandra Nibbi: *The Sea Peoples, A Re-examination of the Egyptian Sources.* Oxford 1972

大久間慶四郎

「海の民族」(Sea Peoples, Seevölker, Peuples de la mer) という名称は古代オリエントの歴史を繙く者にとり馴染みの深いものであり、また印欧語族の拡散・ヘブライ人の発展という事象に関心を有する者にとっても見落すことが出来ないものであろう。特に近時、マイクル・ヴェントリスのクレタ島線状B文字の解説・東地中海域における考古学的発掘の盛況により、通常は青銅器時代末期に行われた民族大移動の一環として考えられている「海の民族」について注目されるのは当然であると考えられる。ここに簡単に「海の民族」につき触れておきたい。B.C. 13世紀より12世紀にかけ、オリエント各地は一大民族移動の嵐に襲われたとされる。これはヨーロッパで開始された民族移動の波がオリエントに波及したものと考えられ、この民族移動の渦中に巻き込まれて、輝かしいエーゲ文明は消滅し、小アジアに覇を唱えていたヒッタイト帝国は滅び去り、シリアは劫掠され、エジプトは一大危機に襲われた。ギリシアではドーリア人が南下し、ミューケーナイ文明は姿を消した。(1)辛うじて侵入者を撃退したエジプトが記録を遺しており、「海の民族」について知ることが出来るのである。

エジプト記録によると、新王国第十九王朝のメルネプタハ王の時に、リビア人と共に諸民族がエジプトに侵入し、これらの民族名は以下の如く記されている。-k'-w'-s', tw-rw-š', rw-kw, š'-r-d-n, š-k-rw-š'。(周知の如く、エジプト文字には母音を示す文字がないので、上記の民族名も母音を補って読まねばならない。杉勇氏は Aqaiwasha, Turusha, Shardana, Shakalusha などと母音を補っている)⁽²⁾

更に有名なものは第二十王朝のラムセス3世の記録であり、テーベの Medinet Habu 神殿に遺されたものであり、J. B. Pritchard 編纂の “Ancient Near Eastern Texts” の中に収録されている。

(1) year 8 under the majesty of (Ramses III).....

(16)...The foreign countries made a conspiracy in their islands. All at once the lands were removed and scattered in the fray. No land could stand before their arms, from Hatti, Kode, Carchemish, Arzawa, and Alashiya on, being cut off at one time. A camp was set up in one place an Amor. They desolated its people, and its land was like that which has never come into being. They were coming forward toward Egypt, while the flame was prepared before them. Their confederation was the Philistines, Tjeker, Shekelesh, Denye(n), and Wesesch, lands united. They laid their hands upon the lands as far as the circuit of the earth, their hearts confident and trusting: “Our plans will succeed.” (以下略)

上述の文章の Philistines 以下の民族名もエジプト文字による記載では、pw-r'-s-ty, t-k-k'-r', d'-yn-yw-n' などとなっており、母音を補った形で訳されているわけである。エジプト記録に出て来るこれらの民族の中で、その後の記録に再び登場するのは、エジプトの onomasticon の中にカナーンの地に居住しているとされる三種の民族であり、š'-r-d-n, t-k-k'-r, pw-r'-s-ty である。かれらと関連して三つの都市名が出て来

§ 4. 結 言

§ 3 で方程式 (3.1) の解の oscillation について一つの結論を得たが、条件が複雑であるので、今後の問題として見通しの良い条件にすることが考えられる。それには Kiguradze の Lemma に代わるものを考えなければならない。

終りにいろいろと御助言、御討論いただいた早稲田大学石垣春夫教授に感謝いたします。

REFERENCES

- (1) T.Kusano & H.Onose, Oscillations of Functional Differential Equations with Retarded Argument, J.Differential Equations 15 (1974) 269-277.
- (2) P.Waltman, A note on an oscillation criterion for an equation with a functional argument, Canad.Math.Bull, 11 (1968) 593-595.
- (3) R Bellman, Stability Theory of Differential Equations, Mc Graw Hill, 1953 (book)
- (4) I.V.Kamenev, On the oscillation of solutions of a nonlinear equation of higher order, Differencial'nye Uravneniya 7 (1971) 927-929. (Russian).
- (5) I.T.Kiguradze, On the oscillation of solutions of the equation $(d^m u/dt^m) + a(t) u \text{ sign } u = 0$, Mat.Sb. 65 (1964), 172-187. (Russian).

$$\leq \frac{a}{f(x(t_1), x(t_1))} \int_{x(g(t_2))}^{\infty} \frac{dy}{\Phi(y_{n-1}^1)}$$

付加条件より $t \rightarrow \infty$ とした時、上式の最後の式は有限だから

$$\int^{\infty} \frac{[g(s)]^{n-1} p(s)}{\Phi(g(s))} ds < \infty$$

となり、付加条件の最後の式に矛盾する。よって n が even のときはすべての解は oscillatory である。

n が odd の場合

Lemma から決まる l が正の場合、即ち l が 2 以上の even の場合は前と同様にして付加条件の最後の式に矛盾する。よって l が 2 以上の even ならば、すべての解は oscillatory である。

次に $l=0$ のとき (この場合、解 $x(t)$ は $t \rightarrow \infty$ のとき単調に 0 に収束する)、Lemma より $x'(t) \leq 0$ ($t \geq t_1$)。故に $x(t) > 0$ と最初に仮定してあるから、 $x(t)$ は $t \rightarrow \infty$ とした時有限な極限值 $c \geq 0$ に単調に減少していく。

$c=0$ ということが証明出来ればよいわけだから、 $c > 0$ として矛盾を出す。

t_3 を十分大きくとれば

$$t \geq t_3 (\geq t_1) \text{ に対して } x(t) \geq c > 0$$

当然 $x(t)$ は減少函数だから

$$t \geq t_3 \text{ に対して } x(g(t)) \geq c > 0$$

f は y, z に関して非減少函数だから

$$f(x(t), x(g(t))) \geq f(c, c) > 0$$

よって、上式を使うと (3.1) は

$$x^{(n)}(t) + f(c, c)p(t) \leq 0 \quad t \geq t_3$$

両辺に t^{n-1} をかけて t_3 から t まで積分すると

$$t^{n-1} x^{(n-1)}(t) - (n-1)t^{n-2} x^{(n-2)}(t) + \dots + (n-1)! x(t) + f(c, c) \int_{t_3}^t s^{n-1} p(s) ds = \text{定数}$$

実際に $\int_{t_3}^t s^{n-1} x^{(n)}(s) ds$ を計算すると

$$\int_{t_3}^t s^{n-1} x^{(n)}(s) ds = t^{n-1} x^{(n-1)}(t) - (n-1)t^{n-2} x^{(n-2)}(t) + (n-1)(n-2)t^{n-3} x^{(n-3)}(t) + \dots + (n-1)! x(t) + C$$

Lemma より $x^{(n-1)}(t), x^{(n-2)}(t), \dots, x(t)$ の符号を調べて、 $t \rightarrow \infty$ とすると

$$\int^{\infty} t^{n-1} p(t) dt < \infty$$

この不等式は、 Φ が非減少、 $g(t) \leq t$ であることを使うと

$$\int^{\infty} \frac{[g(t)]^{n-1} p(t)}{\Phi(g(t))} dt < \infty$$

である。これは付加条件に矛盾する。よって $c=0$

以上で証明はすべて終る。

ここで (3.3) より $x^{(n-1)}(t) \geq 0$, また条件 (d), (c), $\Phi(y) > 0$, $\Phi'(y) > 0$ と $x(t) \geq 0$ (これは n が even だから ℓ は odd, よって (3.3) より導びかれる) より, 上式は

$$\int_{t_2}^t \frac{[g(s)]^{n-1} p(s)}{\Phi(g(s))} ds \leq C + (n-1) \int_{t_2}^t \frac{[g(s)]^{n-2} g'(s) x^{(n-1)}(s)}{\Phi(g(s)) f(x(s), x(g(s)))} ds$$

となる。ただし C は定数である。上式で, $x^{(n-1)}(t)$ が非増加であることを使うと,

$$\int_{t_2}^t \frac{[g(s)]^{n-1} p(s)}{\Phi(g(s))} ds \leq C + (n-1) \int_{t_2}^t \frac{[g(s)]^{n-2} g'(s) x^{(n-1)}(g(s))}{\Phi(g(s)) f(x(s), x(g(s)))} ds$$

を得る。最後の項を逐次部分積分すると

$$\begin{aligned} \int_{t_2}^t \frac{[g(s)]^{n-1} p(s)}{\Phi(g(s))} ds &\leq C + \frac{(n-1)W(t)}{\Phi(g(t))f(x(t), x(g(t)))} \\ &\quad - (n-1) \int_{t_2}^t W(s) d\{\Phi(g(s))f(x(s), x(g(s)))\}^{-1} \\ &\quad + (-1)^{n-\ell-1} (n-1)(n-2) \dots \ell \int_{t_2}^t \frac{[g(s)]^{l-1} g'(s) x^{(l)}(g(s))}{\Phi(g(s))f(x(s), x(g(s)))} ds \end{aligned}$$

ただし C は定数で

$$\begin{aligned} W(t) &= [g(t)]^{n-2} x^{(n-2)}(g(t)) - (n-2)[g(t)]^{n-3} x^{(n-3)}(g(t)) t \dots \\ &\quad \dots + (-1)^{n-1} (n-2)(n-3) \dots (\ell+1) [g(t)]^\ell x^{(\ell)}(g(t)) \end{aligned}$$

とする。

いま, n が even の場合だから Kiguradze's Lemma より ℓ odd として (3.2), (3.3) を使うと $W(t) \leq 0$ である。

(3.5) と $W(t) \leq 0$ より

$$\int_{t_2}^t \frac{[g(s)]^{n-1} p(s)}{\Phi(g(s))} ds \leq C + 2^{\ell-1} (n-1)! \int_{t_2}^t \frac{x'(g(s))g'(s)}{\Phi(g(s))f(x(s), x(g(s)))} ds$$

$t \geq t_1$ に対して $x^{(n)}(t) \leq 0$ だから, Taylor の定義によって定数 $a \geq 1$ が存在して

$$t \geq t_1 \text{ に対して } x(t) \leq at^{n-1}$$

となる。この t の所へ $g(t)$ を代入すると

$$\left[\frac{x(g(t))}{a} \right]^{\frac{1}{n-1}} \leq g(t), \quad t \geq t_2.$$

次に (3.3) より $x(t) \geq 0$, すなわち $x(t)$ は非減少函数である。 $t \geq t_2$ ならば当然 $t \geq t_1$, よって $x(t_1) \leq x(t)$, また $t_1 \leq g(t)$ だから $x(t_1) \leq x(g(t))$, 以上より

$$f(x(t_1), x(t_1)) \leq f(x(t), x(g(t)))$$

$$\begin{aligned} \int_{t_2}^t \frac{x'(g(s))g'(s)}{\Phi(g(s))f(x(s), x(g(s)))} ds &\leq \frac{1}{f(x(t_1), x(t_1))} \int_{t_2}^t \frac{g'(s)g'(s)}{\Phi\left(\left[\frac{x(g(s))}{a}\right]^{\frac{1}{n-1}}\right)} ds \\ &= \frac{a}{f(x(t_1), x(t_1))} \int_{\frac{x(g(t_2))}{a}}^{\frac{x(g(t))}{a}} \frac{dy}{x(y) \Phi\left(\frac{y}{a}\right)} \end{aligned}$$

任意の $\epsilon > 0$ に対して

$$\int_{\epsilon}^{\infty} \frac{dy}{\Phi(y_{n-1}^{-1})} < \infty, \quad \int_{-\epsilon}^{-\infty} \frac{dy}{\Phi(-y_{n-1}^{-1})} < \infty,$$

$$\int^{\infty} \frac{[g(t)]^{n-1} p(t)}{\Phi(g(t))} dt = \infty$$

その時, n が even ならば, すべての解は, oscillatory であり,

n が odd ならば, すべての解は oscillatory か又は $t \rightarrow \infty$ とした時, 単調に 0 に収束する。

[証明]

$x(t)$ を (3.1) の non-oscillatory な解とする。すなわち, 十分大きな t_0 をとると $t \geq t_0$ に対して $x(t)$ は定符号である。そこで, $t \geq t_0$ に対して $x(t) > 0$ と仮定する ($x(t) < 0$ の場合でも同様に扱うことが出来る)。

条件 (b) より $t \geq t_1 (\geq t_0)$ に対して $x(g(t)) > 0$ となる t_1 がとれる。

よって $t \geq t_1$ に対して $x(t) > 0, \quad x(g(t)) > 0$

条件 (a), (c) より

$$x^{(n)}(t) = -p(t)f(x(t)), \quad x(g(t)) \leq 0$$

ここで Kiguradze の Lemma [5] を使うと, $0 \leq \ell \leq n - \ell$ なる整数 ℓ がとれて (但し n が偶数ならば ℓ は奇数, n が奇数ならば ℓ は偶数)。

$t \geq t_1$ に対して

$$x^{(j)}(t) \geq 0 \quad (j=0, 1, \dots, \ell) \quad (3.2)$$

$$(-1)^{j+1} x^{(j)}(t) \geq 0 \quad (j=1+1, \dots, n) \quad (3.3)$$

$$x^{(j)}(t) \leq \frac{j!}{(t-t_1)^j} x^{(\ell-j)}(t) \quad (j=1, 2, \dots, \ell) \quad (3.4)$$

である。

$t \geq t_2$ に対して $g(t) \geq 2t_1$ となる $t_2 (\geq t_1)$ を取ると, (3.4) より

$$x^{(j)}(g(t)) \leq \frac{2^{j-1}}{[g(t)]^{j-1}} \cdot (\ell-1)! x^{(\ell-j)}(g(t)) \quad t \geq t_2 \quad (3.5)$$

以下, n が even の場合と odd の場合に分けて証明する。

n が even の場合

方程式 (3.1) の両辺に $\frac{[g(t)]^{n-1}}{\Phi(g(t))f(x(t), x(g(t)))}$ をかけ, t_2 から t まで積分する。

$$\begin{aligned} \int_{t_2}^t \frac{[g(s)]^{n-1} p(s)}{\Phi(g(s))} ds &= - \int_{t_2}^t \frac{[g(s)]^{n-1} x^{(n)}(s)}{\Phi(g(s))f(x(s), x(g(s)))} ds \\ &= - \frac{[g(s)]^{n-1} x^{(n-1)}(s)}{\Phi(g(s))f(x(s), x(g(s)))} \Big|_{t_2}^t \\ &\quad + (n+1) \int_{t_2}^t \frac{[g(s)]^{n-2} g'(s) x^{(n-1)}(s)}{\Phi(g(s))f(x(s), x(g(s)))} ds \\ &\quad + \int_{t_2}^t [g(s)]^{n-1} x^{(n-1)}(s) d\{[\Phi(g(s))f(x(s), x(g(s)))]^{-1}\} \end{aligned}$$

$$x''(t) + a(t)x(t) = 0$$

$$x''(t) + a(t)x(t - \alpha(t)) = 0$$

という二つの方程式を考える。

$t \rightarrow \infty$ のとき $t - \alpha(t) \rightarrow \infty$ ならば、二つの解の oscillatory を考える限りは解の振舞いは同じであろうと思われる。しかし、 $a(t) = 3t/4$, $\alpha(t) = 1/2t^2$ とすると

$$x''(t) + \frac{1}{2t^2}x\left(\frac{t}{4}\right) = 0$$

は non-oscillatory な解 $x(t) = \sqrt{t}$ を持ち、一方

$$x''(t) + \frac{1}{2t^2}x(t) = 0$$

のすべての解は oscillatory である [3]。

以上、二つの例からも分かる様に遅れが入ると解の振舞いは著るしく影響を受ける。

§ 3. ある函数微分方程式の Oscillation について

Kamenev [4] は常微分方程式

$$x^{(n)} + p(t)f(x) = 0$$

の oscillation についての論文を発表した。その後 T.Kusano & H.Onose [1] は遅れの入った方程式

$$x^{(n)}(t) + P(t)f(x(g(t))) = 0 \quad (3.1)$$

の oscillation 問題へ発展させた。ところが [1] と同様な論法で、拡張した方程式

$$x^{(n)}(t) + p(t)f(x(t), x(g(t))) = 0$$

に対しても同じ結論が云えることが分かったので、以下証明することにする。

(3.1) 式に対して次の仮定をしておく。

- (a) $p \in C[(0, \infty), \mathbb{R}]$, $p(t) \geq 0$
- (b) $g \in C^{(1)}[0, \infty), \mathbb{R}]$, $g(t) \leq t$, $\lim_{t \rightarrow \infty} g(t) = \infty$, $g'(t) \geq 0$
- (c) $f \in C^{(1)}[\mathbb{R} \times \mathbb{R}, \mathbb{R}]$, $f(y, z)$ は y と z が同符号のとき同じ符号をもつ,
 $fy \geq 0$, $fz \geq 0$

また、初期条件

$$x(t) = \Phi(t), \quad (t \leq t_0), \quad x^{(j)}(t) = x_j^0, \quad (j=1, 2, \dots, n-1)$$

を満たす (3.1) の解が $[t_0, \infty)$ で存在するものと仮定して oscillation について考える。

[定理]

(a)~(c)に加えて次の条件を満たす函数 $\Phi(y)$ が存在すると仮定する。

$$\Phi \in C^{(1)}[(0, \infty), \mathbb{R}], \quad \Phi(y) > 0, \quad \Phi'(y) \geq 0$$

遅れ変数をもつ函数微分方程式の Oscillation について

福田 豊 穂

§ 1. 緒 言

応用方面では、多くの現象の将来の状態は常微分方程式の解によって記述されると見なすことが多い。しかし、この様に問題を常微分方程式により定式化した場合、将来の状態は過去に無関係に現在の状態だけで決まることになる。しかし、現実には将来の状態は現在ばかりでなく、過去にも依存する場合が多い。この様な現象は遅れを持った微分方程式（函数微分方程式）によって定式化した方が、現象をより良く表現出来る。

例えば、人口問題、経済変動、原子反応炉、フィードバック制御、数学の問題では整数論の素数分布の問題等、さまざまな現象が Lag（ずれ、遅れ）を持った微分方程式によって記述されることは良く知られている。しかし、この Lag の存在は方程式の取り扱いを非常に困難なものにしている。それ故、理論、応用の両分野において重要であるにも拘らず、遅れ変数を含む場合は未解決及び未知の部分が多い。

本稿では、最近 Journal of Differential Equations に出た T.Kusano & H.Onose [1] の論文を参考にして、方程式

$$x^{(n)}(t) + p(t)f(x(t)), x(g(t)) = 0$$

の Oscillation について一つの結果を述べる。その前に Oscillation に関しての Lag の影響について § 2 で考察する。

§ 2. Oscillation に関しての Lag の影響

簡単な Example で Lag の影響について考察する。その前に oscillation の定義をしておく。

微分方程式の解が区間 (t_0, ∞) で定義されていて、この区間で無限個の零点を持つならば oscillatory といい、終局的に定符号ならば non-oscillatory という。

Example 1

2階線形常微分方程式

$$x''(t) - x(t) = 0$$

のすべての解は non-oscillatory であるが、遅れが入った方程式

$$x''(t) - x(t - \pi) = 0$$

は oscillatory な解 $x(t) = \sin t$ をもつ。

Example 2

これから述べる例は Paul Waltman の short paper [2] の中に出ているものである。

Über die Stellung des Negationswortes „nicht“

Nicht nur bei der Interpretation, sondern auch bei der Übersetzung aus dem Japanischen ins Deutsche quält uns die Negation „nicht“. In der Schulgrammatik wird die Stellung der Negation „nicht“ zu knapp behandelt, obwohl sie schon in der Anfangsetappe—aus kommunikativen Gründen—eine wesentliche Rolle spielt. In der Regel lautet es nur so: Bei der Satzverneinung steht die Negation „nicht“ am Ende des Satzes, und bei der Wortverneinung steht sie unmittelbar bei dem zu verneinenden Wort. Nach dieser Beschreibung verneinen die Schüler z. B. folgende Sätze so:

1. Gehst du sonntags zur Schule? Nein, ich gehe sonntage zur Schule nicht. (Richtig: Nein, ich gehe sonntags nicht zur Schule.)
2. Kommt er pünktlich? Nein, er kommt pünktlich nicht. (Richtig: Nein, er kommt nicht pünktlich.)
3. Ist er Schauspieler! Nein, er ist Schauspieler nicht. (Richtig: Nein, er ist nicht (kein) Schauspieler.)

Warum sind die Beispiele neg 1., neg 2. und neg 3. grammatisch ausgeschlossen? In Analogie zum Japanischen neigen die Schüler dazu, das Negationswort „nicht“ stets auf den gleichen Platz zu stellen. Gerhard Helbig bestimmt die Präpositionalphrase „zur Schule“ als einen Aktanten, und deshalb muß die Satznegation „nicht“ ihren Endplatz an die valenzgebundenen Glieder abgeben, da diese eine engere Klammer mit dem Verb bilden. „Pünktlich“ ist eine freie Modalangabe, und die Negation „nicht“ steht vor freien Modalangaben, im Unterschied dazu steht die Negation „nicht“ obligatorisch hinter den Modalwörtern. (Er kommt vermutlich nicht.) Das Beispiel 3. kann man auch mit „kein“ verneinen.

Bei der Wortverneinung spielt im Japanischen das kleine Wort. „wa“,—die Partikel des Japanischen—, eine Rolle, die den Zustand des Subjekts oder das zu verneinende Wort beschränkt. Freilich kann man auch ohne Gebrauch von „wa“, nämlich mit Hilfe der Betonung, die Wortverneinung äußern.

Wenn in der Oberflächenstruktur des deutschen Satzes positionell Satz- und Wortverneinung zusammenfallen, entscheidet die Intonation über die Differenzierung. (Ich gehe sonntags nicht zur Schule, sondern zur Kirche). Die Stellungsregel kann man nicht so einfach erlernen, man muß sich durch Übungen mit Hilfe von Wortreihen die richtigen Wendungen der deutschen Sprache aneignen,

Einfach ist die deutsche Sprache nicht,
Vielfach irrt man sich bei der Stellung von „nicht“.

- 5) 前田敬作・飛鷹 節: ドイツ文法ゼミナール 1975 朝日出版社
- 6) 大岩信太郎: スタンダード・ドイツ文法 1975 朝日出版社
- 7) 橋本文雄: 詳解ドイツ大文法 II版 三修社 S. 57 以下。
- 8) 同上 S. 588
- 9) 同上 S. 577
- 10) Schulz-Griesbach: Grammatik der deutschen Sprache 1962 S. 354.
 P¹=erster Prädikatsteil (定動詞)
 P²=zweiter Prädikatsteil (過去分詞, 不定詞, 動詞添加語)
 (V)=Verbindungsteil (接続詞, 関係代名詞, 関係副詞など)
 (P)=vollständiges Prädikat (述語のすべての動詞形)
- 11) 同上 355
- 12) 同上 399
- 13) 同上 399
- 14) 関口存男: 独作文教程 三修社 S. 155
- 15) Schulz Griesbach: Grammatik der deutschen Sprache
- 16) 同上: S. 407.
 OP=Präpositionalobjekt
 E=Prädikatergänzung
 Og=Genitivobjekt
- 17) Helbig・Buscha: Deutsche Grammatik Ein Handbuch für den Ausländer 1972. VEB VERLAG ENZYKLOPÄDIE Leipzig.
- 18) Gerhard Helbig: Probleme der deutschen Grammatik für Ausländer 1972. VEB VERLAG ENZYKLOPÄDIE Leipzig.
- 19) 上掲 16) S. 18 及び 17) S. 7.
- 20) 上掲 17) S. 453 以下。
- 22) 同上 18) [S. 349 以下] S. 350.
- 22) 上掲 18) S. 102~109.
- 23) 同上: S. 61.
- 24) ゲーアハルト・ヘルビッヒ: 近代言語学史 白水社版 S. 188 以下。
- 25) A. Schweizer: Ojembo, der Urwaldschulmeister (都文堂版) (高2使用)
- 26) Ullstein・Lexikon der deutschen Sprache, hüten の項。
- 27) Duden・Hauptschwierigkeiten der deutschen Sprache. 1965. S. 450.
- 28) W. Wiechert: Der schwarze Peter (朝日出版社版) (高2学年使用)。
- 29) E. Jahn: Begegnung mit dem Teufel (南江堂版) S. 37. (高2~高3使用)
- 30) Duden Grammatik: 1959 S. 600.
- 31) Sprachpflege: Verlag: VEB Bibliographische Institut, Leipzig 月刊。
- 32) 同上。 1969: 3, S. 62, 同: 8 S. 172,
 1970: 10, S. 87, 1972: 8, S. 174,
 1973: 11, S. 231, S. 238,
 1974: 10, S. 111 など, 又この Helbig Busch 文法書の一部は Sprachpflege に載ったものである。
- 33) たとえば Deutsch Ein Lehrbuch für Ausländer III Herder Institut 1966 の S. 150 の練習問題など。

Ich werde mich hüten, das zu sagen, zu tun (ich werde es keinesfalls sagen, tun)²⁶⁾などの例をひき説明することになるが、「風邪をひかないように用心せよ！」と応用作文させると、日本語からの類推から、pleonastische Negation の nicht を挿入して作文するが多い。このような傾向は、接続詞 bevor, bis, ehe などのときも起る。²⁷⁾

nicht の位置に気をとられすぎると、修辭的 nicht を、誤って解釈することにもなる。

.....erschrak er und sah sich schnell um, ob nicht der Zwerg hinter ihm stünde und ihn nachdenklich enblickte.²⁸⁾

(彼はびっくりした。そして小人が自分の後にいて、思いにしみこんで自分を見ているのではないかといそいであたりを見まわした。) この nicht は部分否定の nicht ではない。生徒には、ob nicht の文型として指示する方が良いであろう。

nicht の位置による文意の異同、文のニュアンスの問題など我々にはなかなか不明な点ばかりである。

Ich glaube, meine Herren, es ist jetzt Zeit für einen kleinen Likör. Was darf ich Ihnen anbieten? Benediktiner? Ein Elixier ist das zwar auch, aber ein harmloses. Und betrunken macht ein Gläschen bestimmt nicht.²⁹⁾

上例の nicht の位置によって惹きおこされる緊張を生徒にどう理解してもらえらるうか。文末におかれた nicht によって、強調先置された betrunken が、ドンデン返しになる見事さ、文の高まりなどを説明なしに理解してもらいたいものである。(Duden: Grammatik は Spannbogen という語を用いている。)³⁰⁾

7. 東独の Sprachpflege には Rat und Auskunft と Was Auständer fragen という質問欄がある。そこには時々否定表現に関する質問が出ていることを見ても、²²⁾ 否定表現をむずかしく思うのは我々日本人だけではないようだ。nicht の位置の指導にあたっては、文法的説明とともに、言語の運用練習をくりかえし行なうことによって³¹⁾ 言語感覚を養い、習得させる方法が最良なのではないだろうか。

Einfach ist die deutsche Sprache nicht,
Vielfach irrt man sich bei der Stellung von „nicht.“

- 1) 阿部賀隆：独作文初歩 郁文堂 (1~2 高学年使用)
- 2) Helbig・Buscha: Deutsche Grammatik Ein Handbuch für den Ausländer 1972. VEB VERLAG Enzyklopädie Leipzig S. 349 に詳細に記述してある。
- 3) 岡田朝雄・岩崎英二郎：大学のドイツ文法改訂15版 朝日出版社 (高1 学年使用)
- 4) 文節……文法用語の日本語訳は未だ統一されていない面がある。ここで用いられている“文節”は Satzglied の訳であろう。「ドイツ語教育の基本的諸問題」(ドイツ語教育研究会・南江堂) 第5編「新ドイツ語時代の教育学習に対応する文法用語の改訂」では Satzglied → 文成分, Gliedsatz → 文節 (従属文) という訳語にしている。(文法用語の統一が望まれるのは訳語のみではない)

der Ostsee は (任意の添加語), gern は freie Modalangabe であり, hoffentlich は Modalwort であると規定する。

Modalwort か Modaladverb (freie Modalangabe) かの区別は, 前者は次のような文に変形出来るが, 後者は出来ないので識別出来る。²⁴⁾

Er kommt *vermutlich*. → Man vermutet, (=Es ist vermutlich so), daß er kommt.

Er kommt *pünktlich* → *Es ist pünktlich so, daß er kommt.

又は決定疑問で

Kommt er? *vermutlich*.

Kommt er? **Pünktlich*.

Modalwort だけでも答えられるが, Modaladverb だけでは答えられない。Modalwort は主観的立場から, Modaladverb は客観的立場であると指摘する。そして nicht は常に, Modalwort の場合は後に, Modaladverb の場合はその前に位置するとして, (3) と (4) の nicht の位置の相違を説明している。

Aktant—この見なれぬ文法用語は何であろう。テニエル (Lucien Tenuière) によれば,²⁴⁾ 文は actants (共演成分) と circonstants (状況成分) によってあらわされ, 動詞はいくつ actants をとるかによって分類される。……一定数の共演成分を伴う動詞の能力を, テニエルは原子価にたとえて, 動詞の結合価または動詞価と名づけている。例文 (1) の Er liegt im Bett の im Bett を消去して, Er liegt だけでは非文法的な文であるとし, liegt は二つの動詞価をもつ動詞, im Bett は actants であるという。例文 (2) の an der Ostsee は文から消去出来, Er erholt sich だけでもよく, an der Ostsee は circonstants, freie Angabe であるとする。外国語としてドイツ語を学ぶ我々には, 文成分を義務的な (obligatorisch) 共演成分と随意的な (fakultativ) 共演成分, 更に任意の添加語とを判別することはむずかしい問題である。

6. それぞれの文法理論によって文法用語がことなり, また文法用語の訳語も統一されていない現状であるから, 文法用語に依存して文の構造を説明することは学習者を混乱せしめる危険がなくはない。初級文法 (学校文法) では, 教育的立場から日本語とドイツ語の文の構造のちがいを把握出来るように配慮し, 文意把握が正確に出来るように指導することがなにより大切である。

「ドイツ語が出来る」ということは, 文法用語の理解でもなければ, 文法を学んだから出来るようになるのでもないことは自明のことである。指導上大切なことは, ドイツ語の運用能力を身につけさせることであり, それは日本語の言語能力と相関関係があることも明らかである。たとえば

Wie hat man sich zu hüten, hier in der Predigt von Dingen zu reden, unter denen die Schwarzen sich nichts vorstellen können!²⁵⁾

(この土地で説教するときには, 黒人が聞いてもなんのことかわからないような物ごとは決して口にしないように, 極度に用心しなければならないのだ!) [浅井真男氏訳] の場合, 日本語では一決して口にしない—と否定になるが, ドイツ文には否定語はなく, sich hüten にその鍵がある。授業では

Der Autobus fährt nicht zwei Tage. (=Sondernegation)

Der Autobus fährt zwei Tage nicht. (=Satznegation)

③ 本来の時の副詞の場合,

a) 話し手の立場と無関係な時の副詞,

(heute, morgen, gestern, oft, lange)

Er besuchte uns gestern nicht. (=Satznegation)

(先置された nicht は常に部分否定)

Er besuchte uns nicht gestern, sondern vorgestern.

b) 話し手の立場に左右される副詞 (gleich, bald, spät, zeitig など) や, 継続相動詞には用いられない時の副詞の場合はその前に, (Er blieb gestern. *Er blieb spät)

Er besucht uns nicht bald.

*Er besucht uns bald nicht.

この場合は部分否定である。全文否定ということは意味上あり得ない。

○任意の話法の添加語の場合はその前に,

(1) Er las nicht mit guter Aussprache.

* (2) Er las mit guter Aussprache nicht.

(3) Er las nicht richtig.

* (4) Er las richtig nicht.

勿論(1)と(3)は部分否定, (1) 読んだが, 正しい発音ではなかった, (3) 正しくは読まなかった。

○前例の任意の話法の添加語 (Modaladverbien) とは反対に Modalwörter の場合はその後位置する。

Er besucht uns vermutlich nicht.

*Er besucht uns nicht vermutlich.

5 (b) Probleme der deutschen Grammatik für Ausländer

ゲルハルト・ヘルビッツは上著で次の4例文の nicht の位置のちがいを次のように説いている。²⁸⁾

(1) Er liegt nicht im Bett.

(2) Er erholt sich an der Ostsee nicht.

(3) Er besucht mich nicht gern.

(4) Er besucht mich hoffentlich nicht.

(1)と(2)の im Bett と an der Ostsee の前置詞を „場所の状況規定語“ (Lokalbestimmung), (3)と(4)の gern と hoffentlich を „話法の規定語 (Modalbestimmung)“ としている従来の文法では, 何故 nicht の位置がちがうのか, これだけでは説明出来ないとして, (1)と(2)の nicht の位置のちがいは Aktant (共演成分) の問題であり, (3)と(4)のそれについては, Modalangabe と Modalwort の問題であるとしている。im Bett は Aktant (共演成分) であり, an

ただし次の場合は *kein* が用いられる。²²⁾

① 名詞+動詞=動詞

Er holte Atm. (=atmete) → Er holte keinen Atem.

② 名詞+動詞=形容詞

Er hatte Hunger. (=war hungrig) → Er hatte keinen Hunger.

○前置詞つき目的語の場合, *nicht* は前後に位置しうる。

a) Er erinnert sich nicht an mich.

b) Er erinnert sich an mich nicht.

a) の場合, 全文否定か部分否定かはイントネーション及び対比文 (*sondern*) による。

Er erinnert sich nicht an mich (, sondern an dich).

○全文否定の *nicht* は, 動詞価 (*valenz*) により動詞と緊密に結びついている (義務的又は随意的共演成分) ささまざまな副詞規定の前に位置し, 動詞とワク構造をつくる。

Er legt das Buch nicht auf den Schrank.

*Er legt das Buch auf den Schrank nicht.

Die Versammlung dauert nicht den ganzen Tag.

*Die Versammlung dauert den ganzen Tag nicht.

Er verhielt sich nicht ruhig.

*Er verhielt sich ruhig nicht.

○任意の場所の添加詞 (*frei lokale Angabe*) の場合は前又は後に位置する。

Ich traf ihn im Café (dort) nicht.

Ich traf ihn nicht im Café (dort).

○任意の原因の添加語 (*freie Kausalangabe*) の場合,

① 前置詞句の場合, 前又は後に

Er erschien wegen des Essens nicht. (=Satznegation)

Er erschien nicht wegen des Essens. (Sondernegation oder Satznegation)

② 副詞の場合, その後に

Er erschien deshalb nicht.

*Er erschien nicht deshalb.

ただし

Er erschien nicht deshalb, sondern..... (Sondernegation)

○任意の時の添加語の場合,

① 前置詞句の場合, その前又は後に,

Er besucht mich am Abend nicht. (=Satznegation)

Er besucht mich nicht am Abend. (=Sonder-oder Satznegation)

② 4 格副詞の場合,

(7) Der Vorhang fiel nicht zwischen den Akten.

(8) Er wollte sich im Harz nicht erholen.

(9) Er wollte sich nicht im Harz erholen.

(6)と(8)は全文否定であるが、(7)と(9)は普通のイントネーションでは全文否定、前置詞句にアクセントが置かれると部分否定となる。

5(a)2 全文否定

否定詞 *nicht* は全文否定の場合は文末に位置し、否定のワク構造 (Negationsklammer) を形成する。ただし、分離前詞・不定詞過去・分詞などは(定)動詞とより密接な関係にあるから、*nicht* は文末の位置を、それらにゆずることになる。

Er wird morgon nicht abreisen/Er ist gestern nicht abgereist./Er reist heute nicht ab.

Er untersuchte den psychischen Zustand des Kranken nicht.

○Prädikativ (述語内容語) の場合、*nicht* はその前に位置する。ただし副詞の場合は前後いずれにも位置する。

Er wird nicht Lehrer.

*Er wird Lehrer nicht.

Er wird nicht krank.

*Er wird krank nicht.

Er ist nicht dort. (=Satz-oder Sondernegation)

Er ist dort nicht (=Satznegation)

○*nicht* は形容詞が副詞的に用いられている場合はその前に、本来の副詞の場合は前後いずれにも位置する。

Der Schüler arbeitet nicht fleißig.

*Der Schüler arbeitet fleißig nicht.

Der Schüler arbeitet nicht dort.

Der Schüler arbeitet dort nicht.

○本来の格目的語 (Kasusobjekt) の場合は文末に位置する。

Er findet das Buch nicht.

ただし、① 目的語が長い場合は否定のワク構造からはずれる傾向にある。

(a) Er untersuchte den psychischen Zustand des Kranken nicht.

(b) Er untersuchte nicht den psychischen Zustand des Kranken.

② 受動文となり得ず、動詞と緊密にむすびついている熟語の場合は、必ずその前に位置する。

Er spielt nicht Klavier. (=auf dem Klavier)

*Er spielt Klavier nicht.

Er fährt nicht Auto. (=mit dem Auto)

*Er fährt Auto nicht.

Er nahm nicht Abschied. (=verabschiedet sich)

*Er nahm Abschied nicht.

Ich trinke nicht gern Bier. (又は強調として) Ich trinke Bier nicht gern.

と覚えさせれば問題はないが、(初級文法入門期では言語感覚を養うという点から見ると、文法的説明をすることがかえってマイナスになることもある)外国語を学ぶ者にとって文法は、文を正しく理解するための水先案内人のようなものであるから、文法上の説明が必要となるときもある。幼児に酸味のある菓子を与えて、「お菓子甘い?」とたずねた場合、「すっぱい」ということばを知らなければ、「甘くない」ではなく、「このお菓子甘くない」と言うことがある。幼児はそのうち「甘くない」と正しい表現が出来るようになる。勿論幼児は文法上の規則や何活用などということを知っているわけではない。外国語学習者は、幼児のような言語習得の過程を経るわけではないから、文法上の知識が必要となる。

5. a) Helbig-Buscha Deutsche Grammatik Ein Handbuch für den Ausländerunterricht¹⁷⁾ と

b) Helbig: Probleme der deutschen Grammatik für Ausländer¹⁸⁾ より

「母国語授業のための文法は子供の頃より身につけた言語感覚をふまえてのものである。文法は先ず第一に、言語上の規則を体系づけ、意識化させることに役立つ、それに対して外国人のための文法は、その言語を自由に駆使出来るようにするためのものである。」¹⁹⁾両書ともドイツ人にとってはあまり問題とならないようなことから、外国人にとっては重要であることを重点的に記述したもので、文法上の問題点 (Problemgrammatik) を論じたものではなく、文法上明確なこと (Resultatgrammatik) を、外国人の授業のために著した文法書である。

5. (a) 1 nicht の位置²⁰⁾

- (1) Er kommt nicht am Abend, sondern erst am Morgen.
- (2) Er traf sie nicht vor, sondern nach der Vorstellung.
- (3) Sie haben das Auto nicht be-, sondern entladen.

(1) は文成分全体, (2) は文成分の一部のみ, (3) は語の一部すら分離した形の部分否定の例である。

- (4) Nicht alle Studenten waren verheiratet.
- (5) Alle Studenten waren nicht verheiratet.

普通のイントネーションの場合, (4) は部分否定(全員ではなく, 大部分の者が), (5) は全文否定。ただし, 次の様なイントネーションの場合, 部分否定となる。(5a) は否定を強めているのではなく, 内容の制限(文否定から部分否定へ)である。

- (5) Alle Studenten waren nicht verheiratet. (=Satznegation, 100% der Studenten)
- (5a) Alle Studenten waren nicht verheiratet. (=Sondernegation, etwa 90% der Studenten)

全文否定と部分否定で nicht の位置が同じ場合, イントネーションがその区別をすることになる。

- (6) Der Vorhang fiel zwischen den Akten nicht.

1. 普通の方法（重心たるべき語・句の直前に **nicht** を置く）
 - a. Man geht **nicht** sonntags zur Schule.
 - b. Man geht sonntags **nicht** zur Schule.
2. なお一層局限強調を明らかにする法（重点たるべき語・句をと共に文頭に先置す）
 - a. **Nicht** sonntags geht man zur Schule.
 - b. **Nicht** zur Schule geht man sonntags.
3. 局限強調を最も明らかにする法（重点たるべき語・句のみを文頭に先置して、**nicht** を旧位置に残す）
 - a. Sonntags geht man **nicht** zur Schule.
 - b. Zur Schule geht man sonntags **nicht**.

重点たるべき語・句を文頭に先置して **nicht** を旧位置に残す場合には、**nicht** は、文末の動詞（又は動詞群 [verbalgruppe]）の直前に位置するのが通則である。（Zur Schule braucht man sonntags natürlich **nicht** zu gehen 等）。勿論『動詞と一概念をなす文肢』（文離前綴及び前項の文例における zur Schule 等）が存在すれば **nicht** はその前に置く。（Sonntags geht man **nicht** zur Schule 又は Am Sonntag gehe ich gewöhnlich **nicht** aus 等）。また、動詞・動詞群・前綴・前綴的文肢がなければ **nicht** は一番最後に置く（Zur Schule geht man sonntags gewöhnlich **nicht**）。……

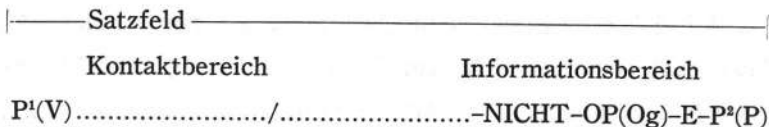
関口文法の限定的否定では、**nicht** の位置を考える場合、**nicht**~, **sondern** で考えよ、ということであり、生徒には説明しやすい。ただし

Man geht sonntags zur Schule の（全）文否定は

Man geht sonntags **nicht** zur Schule であり、限定的否定（部分否定）の文 1b. と同じ語順となる。部分否定の場合、「否定された文成分の核 (Gliedkern) 並びに訂正部にも判別アクセントがおかれる」¹⁵⁾ので、上の例は Satzton か Unterscheidungston かによって、全文否定か部分否定かが決定されることになる。

4. （全）文否定における **nicht** の位置。

……（全）文否定の場合、否定詞 **nicht** は情報領域 (Informationsbereich) の最後、述語補足語 (Prädikats-ergänzung) や前置詞つき目的語 (Präpositionalobjekt) あるいは二格目的語 (Genitivobjekt) の前におかれる。¹⁶⁾



1. Trinken Sie gern Bier? → *Nein, ich trinke gern Bier **nicht**.

ビールは好きですか。いいえ、好きではない。

生徒は日本語からの類推と、文否定の **nicht** は文末に置くという原則によって、上例のような否定文を作ることがある。文法的説明抜きで、

に、基本位置からはずれて文末に来ることになる。したがって **gern (trinken)** に伝達価値をおき、「好きで好きでビールを飲むのか」「好きですか」と強調して質問していることになる。この場合、「最高の伝達価値を持つ文成分が文のイントネーションの頂点を担うことになる。」したがって文意伝達には、語順とイントネーションが相互に関連していることになる。この **Unterscheidungston** ((強調)判別アクセント)は、文アクセントより強く、文意伝達の上から必要ならば、どの文成分にもおくことが出来る¹³⁾(文を読む場合留意しなければならない点である、さもないと正しい文意を伝達出来なくなる)。

Satzton と **Unterscheidungston** の比較¹³⁾

Satzton: **Gestern hat der Lehrer dem Schüler das Buch gegeben.**

(昨日先生は生徒に本を与えた)

Unterscheidungston:

Gestern hat der Lehrer dem Schüler das Buch gegeben.

(たとえばノートではなく、本を)

Gestern hat der Lehrer dem Schüler das Buch gegeben.

(たとえば女生徒にではなく、男生徒に)

Gestern hat der Lehrer dem Schüler das Buch gegeben.

(たとえば女の先生ではなく、男の先生が)

Gestern hat der Lehrer dem Schüler das Buch gegeben.

(たとえば他の生徒にではなく、その生徒に)

Gestern hat der Lehrer dem Schüler das Buch gegeben.

(たとえば今日ではなく、昨日)

Der Lehrer hat dem Schüler das Buch geschenkt.

(たとえばただ貸したのではなく、贈った)

3. 部分否定と判別アクセント

関口存男氏は „Nicht の局所的否定“ として次のように説明している。¹⁴⁾……

Nicht の位置に関する一般的法則: **Nicht** は原則として打消さんとする語句の直前に置かれる。

Man geht nicht sonntags zur Schule.

日曜は学校へ行かない。

題文においては、打消そうとする概念は **sonntags** である。もし **zur Schule** のみを打消そうとするならば **Man geht sonntags nicht zur Schule** (吾人は日曜には学校へは行かない) となる。——**Nicht** の位置を何処に置いてよいか判断がつかなかったならば、**nicht …… , sondern** の形式で考えて見ればよい。題文の際は、分解すれば(日曜にではなく、平日に学校へ行くのだ) 即ち **Man geht nicht sonntags, sondern an Werktagen zur Schule** と考えると和文の趣意に適合する。故にこの文から **sondern Werktagen** という余計なところを除き去ったものが正文である。……更に否定を局限強調する三種の語順として……

2. Ich begab mich nach Osaka.

補足語

nach Osaka を1では副詞規定, 2では補足語と区別している。そして副詞規定と補足語の区別は,

一口で言えば, 副詞規定は省いても文法的には意味が通ずるが, 補足語を省くと意味が不完全になるという点に両者の区別の基準がある。

としている。

Geht das Kind nur ungern in die Schule?⁹⁾

副詞規定 熟語規定語

の例では in die Schule は副詞規定であり, 熟語規定語として定形要素であるとしているが,

Geht das Kind nur ungern in die Stadt?

の場合では, 単に副詞規定であるのか, さらに定形要素となるのか明確ではない。

1 及び 2 の文を否定する場合, ここで言う説明では,

neg 1a) *Ich fuhr mit dem Auto nach Osaka nicht.

neg 2) Ich begab mich nicht nach Osaka.

となる。

neg 1a) は非文法的な文であり,

neg 1b) Ich fuhr mit dem Auto nicht nach Osaka

でなければならない。したがって1の nach Osaka を単に副詞規定とするだけでは不十分である。nicht の位置について学習者を迷わせるもう一つの原因は, ドイツ語の語順がかなり自由だということにある。勿論一定の規則があるわけだが, 学習者は語順があまりにも自由であることにとまどいを覚えることがある。「ドイツ語では述語と関係の深いものほど文末に来る」という一般的説明の仕方がある。関係が深いとはどういうことか判然としない。たとえば,

1. Trinken Sie gern Bier?

2. Trinken Sie Bier gern?

1 と 2 では, gern と Bier の位置がちがっている。語順の相違による伝達内容はどちらがうのだろうか。Schulz-Griesbach では語順について次の図を用いて説明している¹⁰⁾

Steigender Mitteilungswert

P¹(V).....P²(P)

……文成分の位置については次の基本規則が適用される。伝達価値 (Mitteilungswert) の少ない文成分は文域 (Satzfeld) のはじめに位置する。文成分の伝達価値はそれが文域の終りに近づくほど高くなる。文域の終りに伝達価値の最も高い文成分がおかれるのである, ……これはドイツ語の特徴である。1 の文は普通の場合の語順であるが, 2 では gern に高い伝達価値をおいたため

kein による否定文

名詞を否定するには否定冠詞 **kein** をもちいるが、これによる否定は、部分否定のこともあれば、意味のうえからは全文否定になっていることもある。

Das ist kein Buch, sondern ein Heft.

それは本ではなく、ノートである。

Ich habe vor dir gar keine Geheimnisse.

ぼくはきみに対してまったく秘密をもっていない。

例 2⁶⁾

① 全文否定: **nicht** は原則として文末におく。

Sie liebt ihren Bruder nicht.

定動詞要素があれば、**nicht** その前におく。

Ich werde ihm nicht helfen.

Er ist seinem Vater nicht ähnlich.

Er kommt heute nicht zurück.

Heute gehen die Kinder nicht in die Schule.

② 部分否定: **nicht** は否定する語句の前におく。

Sie liebt nicht ihren Bruder (, sondern ihre Schwester.)

以上の2例は文法教科書を任意に選んで見たものである。その他の例も、全文否定・部分否定と否定文をわけ、日本語訳を添えている場合、

1. **Er kommt heute nicht.** 彼は今日来ない。(全文否定)

2. **Er kommt nicht heute.** 彼は今日は来ない。(部分否定)

と助詞〈は〉により、区別を明確にしている。その場合、助詞〈は〉の日本語文法による文意規定は問題ではなく、学習者の言語感覚に期待しての説明である。しかし日本語では、2の部分否定であっても、助詞〈は〉を省略して、強意アクセント又は語順をかえて表現することも可能である。(一定のシチュエーションがはっきりしている話しことばでは、必ずしも助詞〈は〉を用いなくともわかるが、書きことばとしては必要である。)

更に定動詞要素(定形要素)という文法概念を用いて説明してある場合、学習者にとって定動詞要素とは何か、が問題となる。いわゆる文法書のなかから、詳解ドイツ大文法(橋本文雄著)⁷⁾を例に検討してみる。

「定形要素」とは定形と密接な関連をもち、これと一概念をなし、またはこれと習慣的に結びつき不可分な関係に立つ語句をいう。程度及び否定の副詞規定はあらゆる文脈の後、但し定形要素や準定形要素の前に置く。

1. Ich fuhr mit dem Auto nach Osaka.⁸⁾

副詞規定

副詞規定

例 不定詞句 **jetzt fleißig Deutsch lernen**

Ich **lerne** **jetzt fleißig Deutsch** (定動詞正置)

Jetzt **lerne** ich **fleißig Deutsch**. (定動詞倒置)

◇疑問文・否定文でも英語の **do** に当たる助動詞を必要としない。疑問文は定動詞を文頭に出し、否定文は否定詞を添えればよい。

【例】 Sprechen Sie Französisch? Nein, ich spreche nicht Französisch.*
(Do you speak French? No, I don't speak French.)

配語法 (II) — 副文章の場合 —

◇疑問詞にみちびかれる間接疑問文、従属接続詞にみちびかれる従属文、関係代名詞や関係副詞にみちびかれる関係文などは、主文章に接続してはじめて意味が完結するので、副文章と呼ばれる。

◇副文章では、その文章のしめくくりとして、定動詞がかならず文の最後に置かれる。この配語法を定動詞後置という。

【例】 Ich weiß nicht, wo er jetzt wohnt.

Ich weiß, daß er in dieser Stadt wohnt.

Kennst du das Land, wo die Zitoronen blühen?

— Goethe —

〔注〕 主文章と副文章の間にはかならずコンマ (Komma) をつける。

初級文法では、定動詞の位置 (正置・倒置・後置) や語形変化などが十分に指導されれば、学習者は最小限度の文法的知識を学んだことになると言えるのであろうが、限られた時間的制約のなかでは、**nicht** の位置についてはあまり扱わないのが普通のものである。*例文 Sprechen Sie Französisch? Nein, ich spreche **nicht** Französisch. の場合、返答としては Nein, ich spreche **kein** Französisch. が普通である。

2・1 **nicht** の位置について記述している文法教科書の例

例 1)⁵⁾

nicht をもちいて否定文をつくるばあい、**nicht** を文末におくと、その文の定動詞を、つまり文全体を否定することになる (全文否定)。これに反して、ある成分だけを否定したいときは、否定されるべき語の直前に **nicht** をおく (部分否定)。

Er grüßt den Lehrer nicht. 彼はその先生に挨拶しない。

Er grüßt nicht den Lehrer. (挨拶はするが、その先生にはではない → 彼はその先生には挨拶しない。)

ただし、定動詞が Kopula (繫辞) であるばあいは、述語名詞あるいは述語形容詞のまえに **nicht** をおく。

Er ist gesund. → Er ist nicht gesund.

否定詞 nicht の位置について

糸 井 透

1. 外国語学習の初期の段階においては、聞くことから話すことへ、更に読むことから書くことへ進んでいくのが理想とされているが、現実にはさまざまな条件のために、ドイツ語学習者はこの学習過程を経られない状況にある。

本校における中学の学習課程では、ドイツ人教師の援助があり、入門期には聞き、話す能力に、その後読み、書く能力に指導の重点が移されているが、高校においては大学受験を目前にして、いきおい初級文法の習得を第一段階とし、読む能力中心の授業が行なわれているのが現状である(ドイツ人教師による会話の時間もあるが)。

初級文法では文を構成している諸要素の変化の仕方やその用例を学習し、読本と平行しつつ、文の基本構造への理解を深めることが肝要である。語形変化、語順、語の用法や基本構造を習得するには、文例を倣い、自分でドイツ文を作ることが最良の方法であると思われる。ドイツ語作文のテキストは初級文法修了者を対象としているものが多く、作文の授業は文法終了後に行なわれるが一般的のようである。例えば、「彼が私を訪ねてくれたとき、私はまだ昼食を食べていなかった。」¹⁾ という文をドイツ語に訳させる場合でも、さまざまな問題が含まれている。

besuchen, als, noch, zu Mittag, essen の語をあらかじめ与えても, Als er mich besuchte, hatte ich noch nicht zu Mittag gegessen. というドイツ文を作るためには、語形変化、時称、語順、主文、副文、nicht の位置などが問題となる。我々外国人を悩ますのは、時称や語順であり、特に否定文の場合には、nicht か kein か²⁾、nicht が文中のどこに位置するかなどである。本稿は実際指導上の面から、nicht の位置をめぐる問題を取り上げたものである。

2. 本年度使用した文法の教科書³⁾には、nicht の位置について、例文を学習する過程で自然に習得出来るように配慮されているが、項目をあげての説明はなかった。配語法については次のとおりである。

配語法 (I) — 不定詞句と文 —

◇不定詞は不定詞句の最後に置かれる。不定詞句の語順は、語形の軽いものから重いものへ、または意味の軽いものから重いものへと並べるのを原則とする。したがって、英語の語順とは逆で、ほぼ日本語の語順と同じと考えてよい。

【例】 jetzt fleißig Deutsch lernen いま熱心にドイツ語を学ぶ

(=to be learning German very hard now)

◇不定詞から文をつくるには、主語を定め、不定詞を主語の人称・数に応じて定動詞化する。定動詞は平叙文の場合、つねに第 2 文節(文節とはそれ以上切りはなせぬ文の最小構成単位)に位置する。

——編集後記——

南唐の後主である詩人李煜は往く春を惜しんで次のように詠じている。

牡丹の花は謝(ち)りて鶯の声は歇(や)みぬ
緑の楊は院に満ち中庭に月あり。

吾々の住んでいる世界は、華麗な南唐宮廷の文化が開花した江南とは似ても似つかない殺伐な光景を呈しているが、冷厳な時の歩みはそのかみと変らず人をして過ぎ去れる時間を歎かしめる。紀要創刊号に編集後記を書いてより一年が夢の間に過ぎてしまった。この間に編集委員だった遠山先生は明治大学に去り、委員の顔ぶれも若干変った。第二号は年度内に発刊したいものと努力したが、再び大に遅延してしまい弁解の辞に窮する有様である。

しかし内容的には論文のほかに、紹介と書評、研修会報告などを収め、創刊号に比べ多様化し充実していると思う。

李煜は次の句で、その作品「菩薩蛮」を閉じている。

人遠くして、淚闌干たり。

燕(つばくろ)飛び 春又も残(すた)る。

自然は変ることなき繰り返し連続であるが、人事には変遷、進歩が見られる。ささやかな紀要ではあるが、一号ごとに僅かでも改善され、進歩して行けば、紀要発刊の意義がある。編集者は読者諸賢の温かき御支援と御理解を衷心より得たいと望んでいる。仮借なき御批判と御鞭撻を今後もお願いいたします。(K・O生)

——紀要委員——

委員長	大久間 慶四郎	委員	系 井 透
委員	服 部 武 司	〃	安 藤 維 男
〃	永 澤 澁	〃	藤 本 義 信

研究紀要 第2号

昭和50年7月10日 印刷

昭和50年7月20日 発行

発行者 東京都文京区関口3丁目8番1号

独協中・高等学校 紀要委員会

編集者 大久間 慶四郎 (代表)

印刷所 東京都豊島区東池袋5丁目6番14号

株式会社 豊島プリンティング

TEL (987) 6665 (代)

Review of Dokkyo Secondary High School

No. 2

1975

Articles

- On the Fluidity of "Folk Songs" in the Edo Period
— On the Origin of "Matsunoha-Hindagumi"
.....Shigetoshi Kimura
- A View of Treatments of Physiognomy on Lunheng
.....Masayoshi Shimada
- On the "Magic" in Ancient JapanMitsuya Kawai
- Oscillation for Functional Differential Equations with
Retarded Argument.Toyoho Fukuda
- "Teach-in" Reports :
- On the Education of Private Junior High Schools in Japan
.....Jôji Shingû
- On the Judgements of "Schoolbook" Problems
.....Hiroshi Nagasawa
- A Survey of the Schoolwork Attainments by
Dokkyo Junior High School Students.....Yasuo Kojima
- Introductions & Book Reviews :
- Alessandra Nibbi : The Sea Peoples, A Re-examination
of the Egyptian Source.....Keishiro Ohkuma
- Speculations* by T. E. Hulme
— Essays on Humanism and the Philosophy of Art
.....Yoshinobu Fujimoto
-

Published by

Dokkyo Secondary High School Review Committee

Address : Dokkyo Secondary High School

1-8-3 Chôme, Sekiguchi, Bunkyo-ku, Tokyo